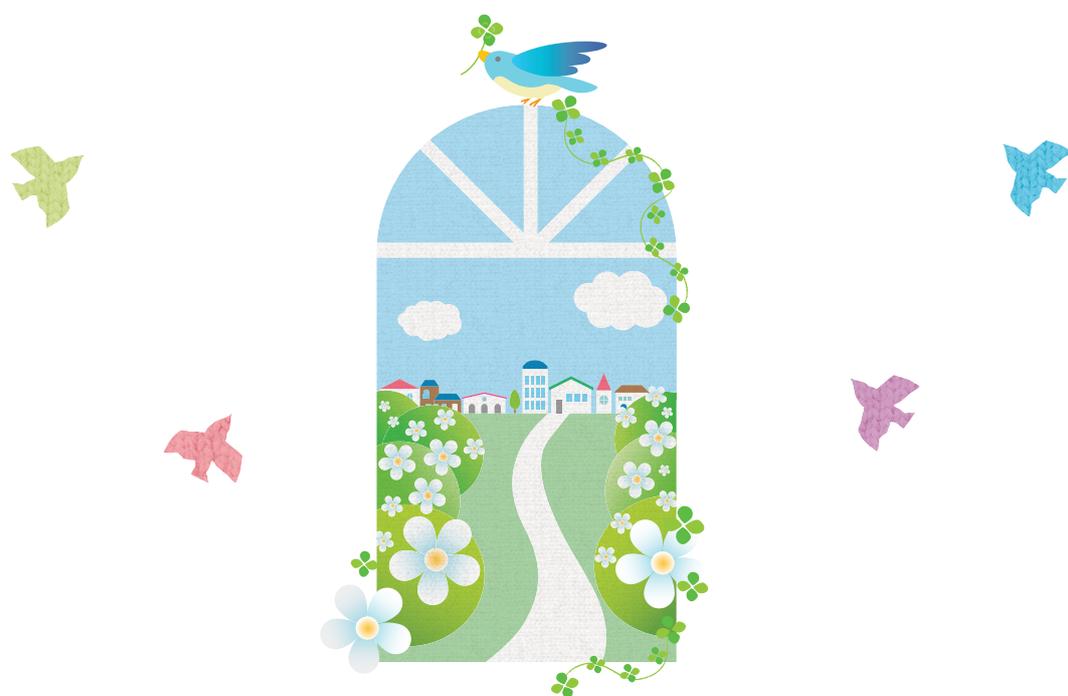




# いじめ防止支援 プロジェクト (BPプロジェクト)

事業成果報告書



平成28年度 BPプロジェクト連携大学  
宮城教育大学／上越教育大学／鳴門教育大学／福岡教育大学



# 目 次

BP（いじめ防止支援）プロジェクトの2年間の取組と今後の方向性	1
BPプロジェクト取りまとめ大学／鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長 阿形恒秀	
<b>宮城教育大学</b>	
宮城版いじめ防止等支援プロジェクト	3
宮城教育大学「特別支援教育といじめ」	5
宮城教育大学教育学部学校教育講座 准教授 久保順也	
1. はじめに	5
2. 「特定の子」のいじめ被害について	6
3. 「特定の子」の特徴について	7
4. 「特定の子」に対する周囲の児童生徒の反応について	8
5. 担任教員の望む支援について	9
BPプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト）いじめ防止研修会	11
1. BPプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト）いじめ防止研修会 次第	11
2. いじめ防止研修会	12
3. いじめ防止に関する大学関係者懇談会	16
4. 本学スタッフの取組	16
<b>上越教育大学</b>	
いじめ等予防対策支援プロジェクト	17
上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトについて	19
上越教育大学 副学長 林 泰成	
1. プロジェクトの概要	19
2. 実施体制	20
いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム実施報告	21
1. 上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム2016 次第	21
2. いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム実施報告	22
基調講演概要 「いじめ問題からみた子ども論－子どもの思考と行動を中心に－」	22
第1分科会 ネットいじめへの対応	23
第2分科会 特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際	23
第3分科会 差別心に立ち向かう人権教育，同和教育	24
研究等成果報告	25
「特別の教科 道徳」はいじめ防止対策に有効か？	25
上越教育大学道徳・生徒指導コース 林 泰成	
いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組みに関する現状と課題	26
上越教育大学教育連携コース 安藤知子	
いじめの発生機序と予防・対応の検討－授業実践と聞き取り調査を通して－	27
上越教育大学道徳・生徒指導コース 稲垣応顕	
いじめ防止に係るカリキュラム試案の検討	28
上越教育大学道徳・生徒指導コース 高橋知己	
差別意識がいじめに与える影響	29
上越教育大学道徳・生徒指導コース 山田智之	
「上越地域の小中学校のネット依存症に関する調査研究」	30
上越教育大学学校教育実践研究センター 清水雅之	
<b>鳴門教育大学</b>	
BPプロジェクト	31
鳴門教育大学生徒指導支援センターにおけるいじめ防止支援事業	33
鳴門教育大学生徒指導支援センター所長 葛西真記子	
1. 生徒指導支援センターの活動	33
2. 人材養成による学校支援	33
3. 相談への対応による学校支援	35
4. 諸資料の提供による学校支援	35
BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第1回徳島大会	36
1. BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第1回徳島大会 次第	36
2. 「いじめ研究の最先端 ～ピーター・K・スミス『学校といじめ』を読んで～」	37

シンポジウム記録	37
鳴門教育大学 教授 (生徒指導支援センター所長) 葛西 真記子	
甲子園大学 准教授 金網 知征	
鳴門教育大学 講師 池田 誠喜	
総括	40
鳴門教育大学 特任教授 (日本生徒指導学会 会長) 森田 洋司	
BP (いじめ防止支援) プロジェクト平成 28 年度第 2 回徳島大会	42
1. BP (いじめ防止支援) プロジェクト平成 28 年度第 2 回徳島大会 次第	42
2. 講演記録	43
「BP (いじめ防止支援) プロジェクトの1年半の歩みと今後の方向性 ～構成4大学の特色ある取組の成果を踏まえて～」	43
鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長 阿形 恒秀	

## 福岡教育大学

いじめ根絶アクションプログラム	45
福岡教育大学いじめ根絶を目指すアクションプログラムの取組について	47
1. 取組概要	47
2. 実施体制	47
3. 研修事業	48
平成 28 年度 BP プロジェクト事業成果報告	51
教職大学院における学校適応援助を専門とする授業における BP 事業資料の活用	51
福岡教育大学教職実践講座 教授 西山 久子	
1. 授業の概要	51
2. 当該講義の概要	51
3. 演習のまとめ	52
福岡教育大学いじめ防止研修会	53
1. 福岡教育大学いじめ防止研修会 次第	53
2. 福岡教育大学附属福岡小学校「いじめ」防止につながる授業づくり (算数科)	54
福岡教育大学いじめ防止研修会アンケート集計結果	56
1. 回答者内訳	56
2. 研修会の内容について	56
3. ご意見・ご感想 (自由記述・抜粋)	56
4. 今後の取組についてのご要望 (自由記述・抜粋)	58

## 事業実施記録

BPプロジェクトいじめ防止支援シンポジウム	59
BP プロジェクトいじめ防止支援シンポジウムプログラム	61
1. BP プロジェクトいじめ防止支援シンポジウムプログラム 次第	61
2. 事業紹介	63
「宮教大 BP プロジェクトの特徴と研究成果について」	63
宮城教育大学 准教授 久保 順也	
「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト」	67
上越教育大学 教授 稲垣 応顕	
「いじめ防止に係る学校支援事業」	71
鳴門教育大学 教授 阿形 恒秀	
「いじめ根絶アクションプログラム」	75
鳴門教育大学 教授 大坪 靖直	
3. 基調講演 <抜粋>	79
今、私たちに改めて求められていること ～いじめ防止対策推進法施行後3年を振り返って～	79
鳴門教育大学 特任教授 (日本生徒指導学会会長) 森田 洋司	
4. 取組紹介	89
公益社団法人日本 PTA 全国協議会 副会長 東川 勝哉	
東京都教育庁指導部 主任指導主事 小寺 康裕	

## 参 考 資 料

BP リーフレット < No.2 >	99
Web ページ紹介 (BP プロジェクト専用 Web ページ)	103
BP プロジェクトメンバー一覧	105
平成 28 年度取組状況一覧	107
平成 28 年度 BP プロジェクト (いじめ防止支援プロジェクト) 実施要項	112
平成 28 年度 BP プロジェクト (いじめ防止支援プロジェクト) 概略図	115

## BP（いじめ防止支援）プロジェクトの2年間の取組と今後の方向性

BP プロジェクト取りまとめ大学

鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長

阿 形 恒 秀

平成 25（2013）年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、国・自治体・教育委員会・学校は、一体となっていじめ問題の解決、いじめの予防に取り組むこととなった。その中で、教員養成大学として従来、教育課題の解決に向けて特色ある実践・研究を展開してきた宮城教育大学、上越教育大学、福岡教育大学と鳴門教育大学は、平成 27（2015）年 4 月に、4 大学の協働参加型の組織・事業として BP（Bullying Prevention いじめ防止支援）プロジェクトをスタートさせた。

この 2 年間は、それぞれの大学が、教育委員会・学校のいじめ防止対策支援や研修支援、いじめ関係研修プログラムの開発、関連情報の発信等に取り組み、さらに、各大学の主催による各地での研修会と、4 大学の主催による東京におけるシンポジウムを開催し、いじめ防止に係る 4 大学のネットワークを構築してきた。

平成 27（2015）年度の BP プロジェクト事業成果報告書の巻頭言で、本学の山下一夫学長（昨年度の鳴門教育大学いじめ防止支援機構長）は、4 大学相互のネットワークを築くことで、成果の共有、情報や意見の交換、交流による新たな気づきの獲得などのシナジー効果を生み出すところに、4 大学による BP プロジェクトの意義があると述べている。シナジー（Synergy）とは“協働作用”のことである。ワークショップの研究者の中野民夫さんは、

協力した活動では、一人では決して思いつかなかったアイデアが出たり、

自分だけだと抜けられなかったところから大きく踏み出せたり、

グループの相互作用の中で、大きな力が生まれてくる

《中野民夫（2001）「ワークショップ -新しい学びと創造の場-」》

と述べている。

BP プロジェクトの 2 年間の歩みの中で、私たちは、まさに、いじめ防止に係る研究におけるシナジー効果を実感することができた。

いじめが大きな社会問題となり、近年は、さまざまな専門的見地からいじめに関する研究が行われ、いじめに関する文献も増えてきている。しかしながら、いじめに焦点を絞った学会はまだ生まれておらず、「いじめ学」の枠組みもまだ模索の途上にあると言えるのではないだろうか。そんな中で、現在検討中のものではあるが、いじめ防止に係る研究の枠組み・観点の整理（いじめに関する研究領域の整理）について、私は、次ページのような試案を考えてみた。BP プロジェクトのこの 2 年間の取組を振り返ると、構成 4 大学の特色ある取組によって、いじめ研究の全体像のピースが一つ一つ着実に埋められつつあることが実感できる。

宮城教育大学では、「宮教版いじめ防止支援プロジェクト」が展開された。そして、その中で、特別支援教育といじめ問題との関連という問題意識に基づいて研究が進められた。そして、発達障害をもつ児童生徒はその障害特性ゆえに周囲の子どもとの間で人間関係上のトラブルを抱えやすいであろうという仮説の上に立って、「発達障害をもつ児童生徒の被害の実態」「トラブルの被害にあってい

る『特定の子』の特徴」等に関する調査を行い，“1-C いじめの心理”や“1-D いじめの事例研究”等のテーマに対して興味深い問題提起がなされた。

上越教育大学では、「いじめ等予防対策支援プロジェクト」が展開された。その中で、キャリア教育・シチズンシップ教育・人権教育等といじめ予防との接点に関する研究や、大人（教師）目線だけではなく中学生の意見を参考にしたユニークな「いじめ発見チェックリスト」の開発、具体的な事例に基づくいじめの様態と学校対応の分析などが進められ，“1-B いじめの実像”の明確化や“3-D 学校・教員への支援”の具体化に大きく寄与した。

福岡教育大学では、「いじめ根絶アクションプログラム」が展開された。その中で、「仮想的有能感」により異質な者とのかかわりを回避しようとする「閉じた個」ではなく、協調・協働の考え方に立って他者とのよりよい人間関係を構築していく「開かれた個」を育む授業の研究・開発が進められ，“2-B 予防教育”の深化に向けて大きな成果を上げている。

鳴門教育大学では、BPプロジェクトの推進組織として「いじめ防止支援機構」を新設し、「ネットいじめ」「LGBTといじめ」等のテーマに関する研究や、学校現場の職員研修への支援を展開してきた。

BP構成各大学に刺激され、ヒントを得て、来年度は、いじめに係る日韓共同研究や、道徳授業におけるいじめ予防等にも取り組んでいきたいと考えている。

次年度以降も、BPプロジェクトを展開していく中で、私たちは構成4大学のネットワークをさらに深め、シナジー効果によっていじめ防止に寄与していきたいと考えている。そして、取りまとめ大学としての役割を務めさせていただいている本学は、渦潮で有名な鳴門の地の大学であることに困って、「いじめをしない」さらには「豊かにつながる」を目指した実践・研究の渦に、さまざまな関係者の方をインボルブ（巻き込むこと）していくために、労を惜しまず取り組んでいく所存である。

#### いじめ防止に係る研究の枠組み・視点の整理 (いじめに関する研究領域の整理)

##### (1) 基礎研究

- 1-A いじめの定義
- 1-B いじめの実像（態様・構造）
- 1-C いじめの心理（加害者・被害者・集団）
- 1-D いじめの事例研究
- 1-E いじめに関する判例研究
- 1-F いじめに関する施策研究
- 1-G 諸外国のいじめ研究

##### (2) 予防措置

- 2-A 集団づくり・学級経営
- 2-B 予防教育
  - \* 通常授業
  - \* 特設プログラム

##### (3) 介入措置・事後対応

- 3-A 被害者への支援
  - \* 被害者・家族のケア
  - \* 重大事態発生時の被害者・家族のケア
- 3-B 加害者への指導
  - \* 加害者の矯正、更生支援
  - \* 加害者の家族への対応
- 3-C 観衆・傍観者への指導
  - \* 観衆・傍観者の内省指導、苦悩サポート
  - \* 集団の再構築、人権意識の涵養
- 3-D 学校・教員への支援
  - \* いじめ把握に関する支援
  - \* いじめ対策に関する職員研修支援
  - \* いじめに関する事例への対応への指導助言
  - \* 法22条・28条に基づく組織への参画・助言
- 3-E 教育委員会への支援
  - \* いじめ担当部局・担当者へのサポート
  - \* いじめに関する研修への資料提供・講師派遣
  - \* 法14条・28条に基づく組織への参画・助言

注：法…いじめ防止対策推進法

# 宮城教育大学

## 宮教版いじめ防止等支援プロジェクト

宮城教育大学「特別支援教育といじめ」 .....	5
宮城教育大学教育学部学校教育講座 准教授 久保順也	
1. はじめに .....	5
2. 「特定の子」のいじめ被害について .....	6
3. 「特定の子」の特徴について .....	7
4. 「特定の子」に対する周囲の児童生徒の反応について .....	8
5. 担任教員の望む支援について .....	9
BP プロジェクトいじめ防止研修会 .....	11
1. BP プロジェクトいじめ防止研修会 次第 .....	11
2. いじめ防止研修会 .....	12
3. いじめ防止に関する大学関係者懇談会 .....	16
4. 本学スタッフの取組 .....	16



# 宮城教育大学「特別支援教育といじめ」

宮城教育大学教育学部学校教育講座 准教授  
久保 順也

## 1. はじめに

鳴門教育大学，上越教育大学，福岡教育大学との連携の下，平成27年度に開始されたBPプロジェクトに参加するにあたり，宮城教育大学は「特別支援教育といじめ」をテーマとして掲げた。特別支援教育という広範な領域の中から，特に通常学級における発達障害のある（疑いも含む）児童生徒のいじめ問題を中心テーマとして取り上げた。自閉症スペクトラム障害や注意欠如／多動性障害，学習障害のある児童生徒らは，その障害特性ゆえに周囲の子どもとの間で人間関係上のトラブルを抱えやすいと考えられる。こうした児童生徒のいじめ被害の実態を明らかにすべく，平成27年12月，宮城県内の公立小学校・中学校・高等学校の学級担任を対象としたアンケート調査を実施した。本調査の問題と目的の詳細については昨年度の本報告書を参照されたい。本稿では，昨年度報告書には掲載できなかった調査結果および考察，さらに本年度の本学BPプロジェクトにおける調査研究の進捗状況について報告したい。

## 調査概要

### 方法

仙台市および宮城県の公立学校（小学校・中学校・高等学校）の学級担任を対象としたアンケート調査を実施した。調査項目は以下のとおりである。

#### 質問1 回答者の属性を尋ねる項目

- ・校種（小学校・中学校・高等学校の別）
- ・担当学年
- ・年齢
- ・性別
- ・教職歴年数

#### 質問2 発達障害児童生徒（疑いを含む）のいじめ被害の実態について尋ねる項目

発達障害のある児童生徒はその特性上，人間関係上のトラブルを抱えやすいと考えられたため，本研究では，いじめの様態の中でも発生率が最も高い「冷やかしかからかい，悪口や脅し文句を言う」と，「仲間はずれ，集団による無視をする」を中心とする関係性いじめに焦点を当てた。

この質問項目では，「特定の子」が被害にあうトラブルがどのくらいあるか，と頻度を五件法で尋ねている。いじめ被害の様態を示す全15項目で構成した。

なお本調査においては「いじめ」という語を用いずに「トラブル」と表現している。これは，いじめかどうかという認識には回答者毎に大きな差異が生じる可能性があるため，こうした個

人差の要因をできるだけ排除するためである

### 質問3 いじめ被害にあっている「特定の子」の特徴を尋ねる項目

発達障害のある児童生徒（疑いを含む）の対人関係上・行動上の特徴の程度について五件法で尋ねた。それぞれの項目は自閉症スペクトラム障害、注意欠如／多動性障害、学習障害のある児童生徒に典型的に見られる特徴を挙げて、本プロジェクト・チームで独自に作成した全11項目で構成した。なお質問3では「発達障害」という語を用いずに「特定の子」と表現している。これは、当該児童生徒が発達障害児に該当するかどうかの判断についても回答者毎に大きな差異が生じる可能性があるため、こうした個人差の要因をできるだけ排除するためである。

### 質問4 「特定の子」のいじめ被害についての周囲の児童生徒の認識を尋ねる項目

発達障害のある児童生徒（疑いを含む）がトラブルの被害にあっていることについて、他の多くの児童生徒がどのように捉えているか、その程度を五件法で尋ねた。「特定の子」がむしろ加害者だと認識しているのかどうか、あるいは「かわいそうだ」と思っているのかどうか等について尋ねる項目を本プロジェクト・チームで独自に作成し、全8項目で構成した。

### 質問5 「特定の子」のいじめ被害に対応するために学校や先生に必要な支援について尋ねる自由記述項目

これまで尋ねてきた項目に見られるような「特定の子」のいじめ被害について対応する際に、学校や先生にはどんな支援があるとよいかを自由記述するよう求めた。

## 結 果

宮城県内の公立小学校・中学校・高等学校において学級担任を務めている教諭8,618名を対象に郵送にて学校ごとにアンケート調査用紙を配布し、回答後に返送させた。回収されたアンケートのうち、不良回答等を除いた有効回答数は4,584名分であった。以下、この有効回答を分析対象とした。

## 2. 「特定の子」のいじめ被害について

「特定の子」が学級内でどのようなトラブルに遭っているかを尋ねた質問2の回答のうち、五件法で4（ややあてはまる）以上の回答をした者の割合を校種ごとに算出した。それらのうち、比較的平均値が高かった項目のグラフをFigure 1に示した。全体的に、高等学校においてはパーセンテージが低くなっており、従来から文部科学省（2016）による全国調査で示されている傾向と同様に、小学校・中学校に比べて高等学校ではいじめの（認知）件数が少ないことが分かる。一方、小学校と中学校に共通するのは「ふざけると必要以上に強く注意される」「ちょっとした間違いが必要以上に強く指摘される」といった、注意や叱責による嫌がらせであり、3割程度の小・中学校の学級で見られている。さらに中学校においては、「話している時の周囲の反応がそっけない」といった排斥による関係性いじめや、「からかわれる」いじめが4割から5割の学級で発生していることが分かる。

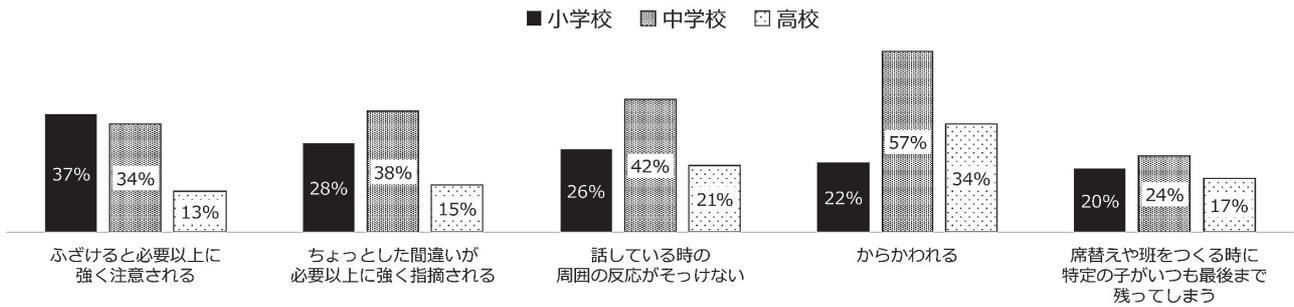


Figure 1 「特定の子」のいじめ被害の様態（「4 ややあてはまる」以上の回答割合）

### 3. 「特定の子」の特徴について

まず、いじめ被害に遭っている「特定の子」の対人関係上・行動上の特徴について尋ねた質問3の11項目をいくつかの因子に分類することを試みて探索的因子分析（主因子法，バリマックス回転）を行い，因子負荷量が低い（<.35）項目や複数因子に渡って因子負荷量が高い項目を削除していったところ，最終的に項目4「自分からふざけて周りの子にちょっかいを出す」，項目6「落ち着きがなく，一つのことに集中してられない」，項目7「着席していても絶えず手や足を動かしている」，項目8「他の人の話を最後まで聞かずに発言したり行動したりする」の4項目からなる一因子構造となることが明らかとなったため，主成分分析を行って回答者ごとに主成分得点を算出した。これらの項目の校種別平均値のグラフをFigure 2に示した。ここでもやはり高等学校は小・中学校に比べてパーセンテージが低くなっている。小・中学校で共通に高いパーセンテージとなっているのは，項目4，項目6，項目8であり，それぞれ4割以上の学級において該当している。また項目7は小学校の4割以上の学級において該当しているが，中学校では3割弱に留まっている。これらの項目は，衝動性の高さや多動さといった特徴を示しており，いわゆる注意欠如・多動性障害（ADHD）のある児童生徒の特徴と一致している。これらのことから，小学校や中学校の学級内で衝動性の高さや多動さといった特徴のある児童生徒が，先に挙げた「注意や叱責による嫌がらせ」や「排斥」，「からかい」といったいじめの対象となりやすいことが伺える。

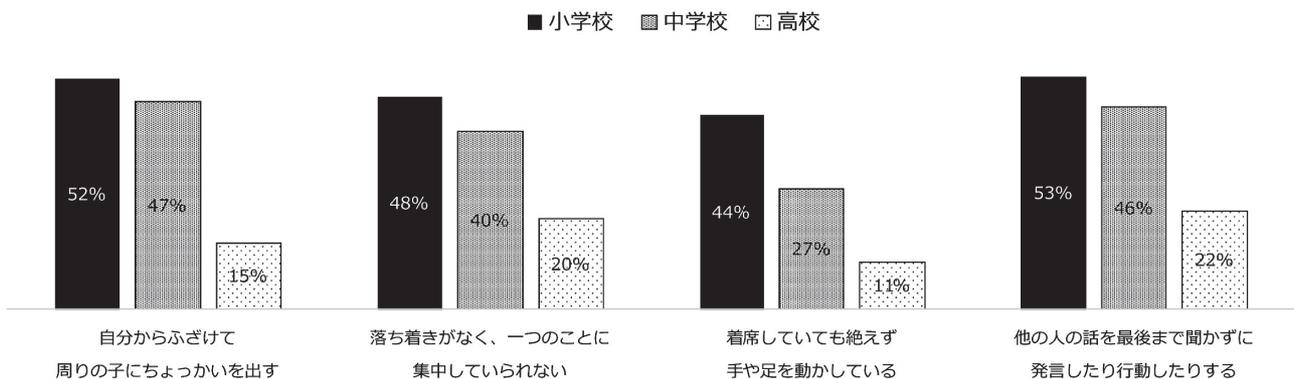


Figure 2 いじめ被害に遭っている「特定の子」の特徴（「4 ややあてはまる」以上の回答割合）

次に，この4項目による主成分得点を算出し，各校種・学年別の平均値をプロットしたグラフをFigure 3に示した。なお得点は平均値が0，標準偏差が1に標準化されている。

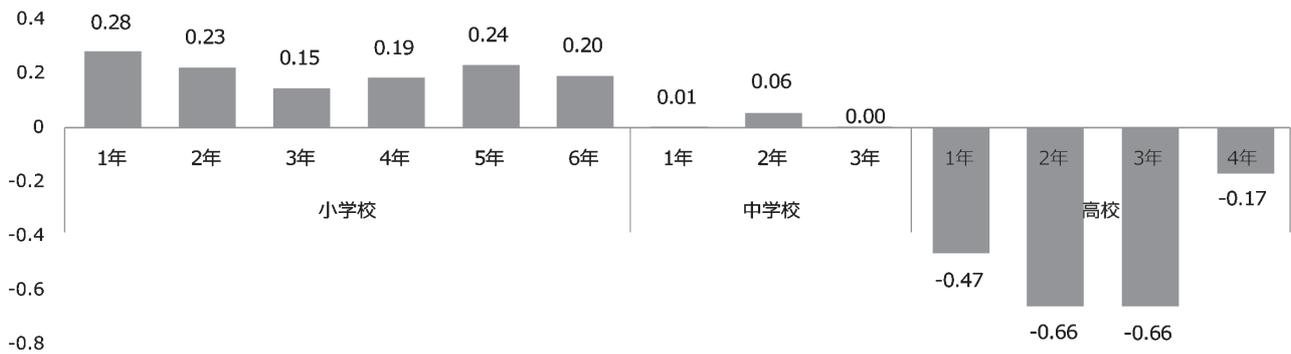


Figure 3 衝動性・多動性を示す4項目による主成分得点の平均値（校種・学年別）

上記のグラフを見ると、小学校1年生から6年生までは比較的数値が高く、逆に高校1年生から4年生（定時制高校が含まれている）までは数値が低い。このことから、衝動性の高さや多動さといった特徴のある「特定の子」が、小学校段階で「注意や叱責による嫌がらせ」「排斥」「からかい」といったいじめ被害に遭うことが（他の校種に比べて）多いことが伺える。

#### 4. 「特定の子」に対する周囲の児童生徒の反応について

いじめ被害に遭っている「特定の子」のことを、周囲の児童生徒はどのように捉えているかについて質問4で尋ねた。五件法で4（ややあてはまる）以上の回答割合を校種ごとに算出した。それらのうち、比較的平均値が高かった項目のグラフを Figure 4 に示した。全校種でパーセンテージが高い項目は「『学級や友人関係の中でトラブルが起きてほしくない』と思っている」であり、多くの児童生徒が、身近な人間関係の中でのトラブル発生を望んでいないことが分かる。一方、「『特定の子』が他の子に迷惑をかけている」と思っていたり、「『特定の子』にトラブルを起こしてほしくない」と思っていたりするという回答のパーセンテージの高さからは、トラブル（いじめ）の原因はむしろ「特定の子」本人にあると捉えている周囲の児童生徒が少なくないことが伺える。また、「自分はそのトラブルに巻き込まれたくない」と思っている児童生徒も多く、人間関係のトラブルから距離をとろうとする傾向が伺える。これらのことから、学級内において「特定の子」がいじめ被害に遭っていたとしても、周囲の児童生徒はむしろその原因を「特定の子」本人に帰属したり、トラブルに巻き込まれないように自らは距離をとるという反応をする児童生徒が少なくないことが分かる。こうした状況下では、「特定の子」のいじめ被害は減少するよりもむしろ増加したり、被害が継続することが予想される。いじめの加害者－被害者という当事者だけではなく、その周囲にいる児童生徒の認識や行動の変容のためにどのように働きかけるべきかという学級経営の重要性が改めて指摘できよう。



## 平成28年度の調査研究について

上記のような昨年度調査結果を受けて、平成28年度の研究課題は「発達障害のある児童生徒が、学校・学級に適応できるための有効な支援とは何か」を探ることとした。先に述べたように、いじめ被害者としての発達障害児本人や、いじめ加害者といった当事者だけではなく、学校や学級内の他児らの認識や行動の変容によって、発達障害児らが学校・学級に適応し、共に学ぶことができるような環境づくりを目指す必要があると考えられる。こうした取り組みの具体的実践例の探求を本年度の研究課題とした。

中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」（2012）は、共生社会の形成に向けて「インクルーシブ教育システム」の理念を重要視し、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要がある、としている。それを受けて文部科学省は平成25年度からインクルーシブ教育システム構築事業を継続してきている。この事業では、「各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する『合理的配慮』の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用した取り組みの実践研究を行い、その成果を普及する」としている。この事業は特別支援教育の推進を目的としたものではあるが、先に見てきたような衝動性・多動性等の特徴のある発達障害児らが通常学級内で学び、生活する際に被る可能性があるいじめ被害を予防する上でも有効な視点であると考えられる。

本学プロジェクト・チームでは、上記の理念に基づきつつも、特に発達障害児らの学校・学級適応に焦点を絞り、有効な実践例を収集することとした。その際、各学校内の特別支援教育コーディネーターが果たしている役割に着目し、どのような工夫が有効であるか、またそれらに共通する特徴は何かを探るために、実際に教育現場で特別支援教育コーディネーターを務める教員らにインタビュー調査を実施することを計画した。

平成29年1月現在、インタビュー調査を継続中であるため、まだ結論を述べることはできないが、複数の特別支援教育コーディネーターにインタビューする中で共通する要素があることに気づかされる。具体的には、有効な実践上の工夫として「小学校から中学校へのスムーズな移行支援」「児を支援する学内キー・パーソン作り」「児の認知・行動特性に関する学級への心理教育的アプローチ」「児を支え、受け入れられる学級集団の育成」等が挙げられる。一方で、取り組みの中で苦勞していることとして「児の認知・行動特性の共通理解のために教職員同士で話し合う時間的余裕のなさ」が挙げられる。今後もインタビュー調査を継続しつつ、得られた知見を現職の特別支援教育コーディネーターや研究者間で共有するための小規模な研究会を開催することを計画している。

## 参考文献

- ・中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 2012 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
- ・文部科学省 2016 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（速報値）
- ・文部科学省 2016 平成27年度実施事業「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」

# BPプロジェクトいじめ防止研修会

## 1. BPプロジェクトいじめ防止研修会 次第

### BPプロジェクトいじめ防止研修会 次第

日時：平成28年12月2日（金）

会場：アイーナ7階 小田島組☆ほ～る

対象：教育関係者、現職教員、連携大学関係者、大学生等

#### プログラム

13:00 開会挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・ 宮城教育大学長 見上 一幸

13:05 趣旨説明・・・・・・・・・・・・・・・・ 鳴門教育大学理事・副学長 佐古 秀一

13:20 基調講演  
「いじめの問題に関する取組と現状」  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 坪田 知広

14:20 講演  
「事例に基づくいじめの様態と学校対応の分析」  
上越教育大学准教授 高橋 知己

15:30 いじめ防止の取り組みについての実践事例報告  
八幡平市立大更小学校教諭 小村 正人  
遠野市立遠野西中学校教諭 黒淵 大介

16:00 閉会

主催：宮城教育大学

共催：鳴門教育大学、上越教育大学、福岡教育大学、岩手大学、岩手県教育委員会

後援：文部科学省、国立教育政策研究所、公益社団法人日本PTA全国協議会、日本生徒指導学会、弘前大学、秋田大学、山形大学、福島大学、宮城県教育委員会、青森県教育委員会、秋田県教育委員会、山形県教育委員会、福島県教育委員会、仙台市教育委員会

## 2. いじめ防止研修会

平成28年12月2日(金)にいじめ問題改善のために専門的な知見を活かして広く社会と連携し、現職の教員等を対象にこれまでより一歩進んだ支援を行うことを目的として、「いじめ防止研修会」をBPプロジェクト参加各大学の他岩手大学及び岩手県教育委員会との共催により岩手県盛岡市において開催した。

今年度は、「BPプロジェクト」の一環であるとともに、東北地区の教員養成を担う国立大学の連携組織「東北教職高度化プラットフォーム会議」の事業の一つとして位置づけ開催した。

宮城教育大学の見上一幸学長の主催者挨拶、鳴門教育大学佐古秀一理事・副学長の趣旨説明の後、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の坪田知広課長による基調講演「いじめの問題に関する取組と現状」、上越教育大学の高橋知己准教授による講演「事例に基づくいじめの様態と学校対応の分析」がそれぞれ行われ、さらに、岩手県内小中学校の教員によるいじめ防止に向けた実践事例報告が行われた。参加者は、坪田課長や高橋准教授の講演や事例報告に真剣な眼差しで聞き入り、しばしうなづく姿も見受けられた。

当日は、東北地区の全県から教育委員会・学校関係者、学生など、約200名の参加者が集まり、大盛況の研修会となった。参加者アンケートには「今後の仕事の励ましになる」「現場の教員に今すぐにでも伝えたい」「BPプロジェクトの今後の成果を心待ちにしている」などの声が寄せられ、参加者にとって有意義な研修会となった。

以下に講演者の講演概要を記す。

### 講演 「いじめの問題に関する取組と現状」

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課長 坪田 知 広

いじめ対策のこれまでの経緯を振り返りから始まり、「いじめ防止対策推進法」の意義を強調した上で、「重大事態」への対応を分かりやすく説明いただいたほか、多くの事例についてもご紹介いただいた。いじめは「どこにでもある」という事実認識を迫り、「いじめを絶対に許さず、いじめられている子供を徹底して守る。」という言葉で結ばれた講演は、通常の行政説明とは一線を画し、「やる気」と「熱意」を聴衆に感じさせる印象深い内容だった。

### 講演 「事例に基づくいじめの様態と学校対応の分析」

上越教育大学 准教授 高 橋 知 己

自身の研究成果をもとに、事例分析によるいじめの様態や、いじめが起きた後の対応（クライシスマネジメント）について事例を交えて解説をいただいた。時に参加者を巻き込みながら、分かりやすく、非常に有益な講演をいただいた。



坪田文部科学省児童生徒課長



高橋上越教育大学准教授

## 研修会についてのアンケートから

以下に研修会についての自由記述意見を抜粋する。

- 上教大の高橋先生の講演は大変参考になりました。共感できる内容も多々ありました。ぜひ、本校でも伝講しながら、いじめ防止についての意識を学校全体で高めていきたいと思います。
- 現在大学生ですが、一番学校（小中高）に近く経験するものが多くあった。高橋先生の講演の中で例に取上げられたほとんど、加害者・被害者どちらの経験もあった。具体的な解決方法の例も教えていただいたので、学校現場にもし行ったら思い出して、いじめの見逃しがないように注意しなければいけないと思った。
- いじめの予防に対して新しい意見、考えや、対策法を学ぶことができた。
- いじめの認知の状況やいじめの様態について理解が深まった。
- いじめ問題のみの研修会に今まで参加したことがなく、本日の研修で多くの知見・現状・取組を理解することができ、BPプロジェクトの取組に感謝いたします。
- 遠野中学校の取組を知ることができて良かったです。現場の様子・子供たちの声をもっと聞きたいです。
- 教育方針によっていじめを防ぐことは難しいのではと思っていましたが、現状として成果が出ていることに驚きました。
- 短い時間でしたがお話を聞くことができてよかったです。間違ったいじめ対策、いじめに対する偏見が横行する中で、このような会をメディアがもっと発表してもいいと思います（テレビ以外でもスカイプ・ニコ生など）。
- いじめを把握したならば少しでも解決を先延ばしにはしてはいけないとわかりました。
- いじめについて具体的に現実的に実態を把握したり、対応について学ぶことができてとても良い機会となった。
- 思ったよりも現実的にいじめへの対策がなされていることがわかりました。いじめの見逃しはよくあることだと思うので、教師になるにあたり気を付けなければならないと思いました。
- 本日の研修会を通して、現在学校教育現場で一つの問題点とされているいじめの防止について、多角的に意見発表を聞くことができて良かったです。
- 資料や講演内容が充実していて勉強になった。いじめを発見していない数はいじめの数に含まれないということで、まず認知することからいじめをなくしていくことが必要だと感じた。
- 普段いじめについて学ぶことは少なく、今日率直にいじめに対するアプローチ、対応や、予防の仕方が様々あることに感心した。今後自分の学びの幅を広げようと思えた。
- 様々な立場の取組が合わせて聞けるのがよい。特に坪田課長の率直な方針説明がよかった。
- 様々な視点からいじめ防止について考え方を学ぶことができました。実効性の高い具体例が多くあり大変参考になりました。
- 文科省坪田課長からの基調講演がとても参考になりました。市教委としての役割についても改めて考えさせていただきました。今回この研修会を岩手県で実施していただいたことに感謝申し上げます。
- 文科省坪田先生からいじめの定義に基づく具体的事例を説明いただきました。また、上教大高橋先生から、問題行動等調査とは異なる言語分析を取入れた調査研究について説明いただきました。いずれも、学校に対していじめ防止取組を指導する際に有効なお話でした。

- バランスのとれた人間形成に対する理解を確かなものにしないと、教育そのものが崩壊していく危険性を感じた。また、同年齢・同世代が集まり学ぶ環境だからこそできること、させなければいけないことをもう一度皆で考える必要性も感じた。
- いじめ問題への取組や未然防止など専門的な立場の方から講話を聴くことができてよかった。各校からの実践事例「いじめの未然防止」に関する具体的な取組がとても参考になった。
- 認知し「いじめかどうか？」ではなく、一つ一つに取組む姿勢が児童生徒からの信頼感が増すと感じた。
- いじめの対応として、子供作成のアンケート・ピカス法など新たな視点ややり方を学ぶことができた。実践事例報告について自校が行っていることと多々共通事項があった。改めてこの成長を願い、その子、地域の実態に応じてチーム・学校・地域で当たっていく必要性を強く感じた。
- いじめに気付きにくい状況を変えるという視点の重要性を述べていたのが参考になりました。遠野西中の実践発表がとても良かったです。子供同士でいじめをなくし、教師が未然に防ぐことができる取組をしていきたいと思います。
- 陥りやすい点がどういうところか大変参考になりました。集団を育てることとチーム力を高めることの大切さと、事例発表によるその具体的な取組がわかり、勉強になりました。
- いじめの重大事態化を防ぐために、どのような取組が必要か大変参考になりました。
- 事後対応ではなく未然防止が大変参考になった。
- 講演が具体的でわかりやすく、参加してとてもよかった。特に文科省の考えを直接聞く機会がないので、初めて分かったことも多かった。現場一人一人の教師に同じ情報が伝わっていない。研修・伝達のやり方にいい方法はないだろうか？
- 実際に即取り入れていきたいと感じた講演で、久々に充実感を覚える研修でした。なかなか中央（東京）研修に行ける状況ではないので、毎年開催していただきたい（岩手で！）。
- いじめは、いつでもどこでも些細なことから生まれてしまうということを再認識しました。「生徒と同じトイレを使用しているか」は、今まで考えたこともなかった盲点でした。我々教員がいじめを受けた生徒から信頼して相談されるように、研修したことを同僚と共有し、緊張して教育実践に臨んでいきたいと考えます。
- 講演の内容は質が高く、納得すること、改めて分かったことが多く大変参考になった。特に高橋先生の研究の話の中に新たな発見があった。大変興味深い分析や事例だった。素晴らしい研修会なので、より多くの方に参加してほしいと感じた。
- 文科の先生の本音を聞いたのは大変良かった。また、安易に「解消」としてはいけないこと、事後の指導や観察が必要と思った。教育委員会が果たす役割もよく分かった。高橋先生のお話は今まで見たことがない切り口でとても興味深かったし、対応の仕方もとても参考になった。
- 学生身分ではわからない見えないこと、知らないことについてたくさん発見があってよかった。いじめは、いじめだと生徒・先生に認知させることが大切なのだと思います。また、学校では良い面ばかりを教えられたり、大学に関しても教育という偏りがちな知識ばかり獲得しますが、道徳的・人間の本質を教えられてこそ子供の成長に関わる職業なのだと思います。

- 「いじめ」というのは私たちが考えているよりも簡単に、そして身近に起こりうることがわかりました。防止することも大切だが、起きてしまったことについての対応が最も重要であり、「今」解決へ向けて力を注ぐことが良いことを学びました。
- 勤務校の現状に重ねて考えることができ、今後生かしていきたいと思います。特に高橋先生のお話は実践していきたいものが多く、参考になりました。
- 実践報告を聞いて、今まで加害者・被害者を注視していたのだが、傍観者への対応が必要ということがわかった。
- ピカス法によるいじめの非懲罰的解決の方法とクライシスマネジメントの即応性、長期的対応の重要性についてはさらにお話を伺いたいと思いました。
- いじめという暗い話題が多い昨今、ますます暗い気持ちになった。しかし、それにメスを入れなければならない。「本気」でということに大人がなっていない、とても気付きのある研修でした。いじめをなくすのか、重大事案をなくすのか、どちらの方向なのでしょう。方向性が見えない。
- いじめの認知についてもっと敏感にならなければならないと思った。今一度いじめの定義の確認といじめ防止対策のチェックを急がなければならないと思う。
- 本校の取組はまだ不足している部分、保護者、生徒への周知の部分など改善すべきところが多いと感じた。生徒が主体となるいじめ防止への取組を考案し、実践につなげていきたい。
- いじめがなくなるわけではないが、生徒の学びの場を支援するための努力が大切だと感じた。
- 教育大学でこういう取組みをしていることがわかりました。例えば、開催地の教育系私大もグループに入れてもいいのではと感じました。
- 普段参加しているいじめ研修会より詳しい内容や、違う角度からのお話を聞くことができた。より緊張感を持った対応をしなければならないと痛感した。
- 高橋先生の講演が具体的でわかりやすかった。そして、第一次クライシスマネジメントの重要性がわかった。さらに、ピカス法についても実践していくことも大切だと思った。木更小・遠野西中の実践報告も身近な事例として考えさせられたとともに共感する点が多かった。
- 高橋氏の講演はとても参考になりました。学校に帰ったら他の先生方にも伝え、学校全体としての取組を検討していきたいと思います。
- 高橋先生の講演はとても興味深かった。目から鱗のことがたくさんあったり、より具体的に明日から実践したり、すぐ伝えたいと思うことが多かった。途中から来た学生たちに聞いてほしい内容でした。さらにより多くの先生方に聞かせたいと思いました。感動しました。感激しました。
- いじめについてこんなに深く考えたことがなかったので、とても良い機会になった。
- 現場に出る前に貴重な話を多く聞くことができて良かったです。たくさんの学びがありました。
- 実際にいじめが起こった時、そして普段からどのようにすればいいかが具体的にわかりました。
- クライシスマネジメントという考え方、具体的方策の提示があり、これから役立つものであった。
- 実践事例がとても身近でわかりやすかったです。教師が柔軟に受け止め、学校や地域が組織

として家庭を巻き込み対応していく。小学校、思春期の中高生は自らの行動によってまとまりいじめについてしっかり受け止めるということを教えていただきました。いじめをどのように受け止め信頼関係を作るか日々努めたいと思いました。

- 他県とのやり取りをし、一つ問題を解決へ向けるのは有効でよいものだと感じた。全国ニュース・研究に関心を持ちたくさんのことを知っていききたい。
- いじめ対応を複数人で対応し取組み、重大事案がその時点以上大きくならないよう、チーム学校の一員としてやっていきたいと思った。
- ゼロになることは夢のまた夢のようないじめ問題。今回講演を聴き、子供を育てる前に教師側の考え方を育てることが先のような気がした。そして多忙を理由に目の前のいじめに一旦目をつむるのは絶対にダメだと感じた。常に我が子だと思っていじめについて取組みたい。そして、地域や周りから良い意味でプレッシャーをもらうというのはとても大切だと思った。非常に具体的な実践や知見、情報がたくさん知れて良かった。
- 坪田先生の講演がとてもわかりやすく、また高橋先生の講演では教員側（視点）の調査と生徒目線での調査のデータがとても具体的で大変参考になった。
- いじめに対して学校がどう動くべきなのか、部活動や指導についてなど様々な仕事がある中でいじめ対策をすべきだなど、様々なことを知ることができでよかった。また多くの調査結果を見ると、教師の目線生徒の目線で結果が異なるというのが興味深かった。そこから教師はどういった場面からいじめを疑うべきかを考えさせられた。
- 講演は即教育現場で生かせる内容が良かった。早速教員に全体朝会で利用します。一部現場で実践されていることもあったが（ピカス法）。
- 実践的な手立てや報告があり、指導法につなげられるように感じ有意義であった。

### 3. いじめ防止に関する大学関係者懇談会

平成 28 年 12 月 2 日(金)、いじめ防止研修会開催後に BP プロジェクトの各大学関係者および宮城教育大学が事務担当校を務める東北地区の国立教員養成系大学・学部で構成される「東北教職高度化プラットフォーム会議」から派遣された教員によって懇談会が行われた。

各大学によるいじめ問題への取組事例、自治体への協力状況が共有されたほか、BP プロジェクトの成果を東北地区の各大学に知ってもらう機会にもなり、広域でいじめ問題に取り組むという BP プロジェクトの目的を体現する取組となった。



大学関係者懇談会の様子

### 4. 本学スタッフの取組

宮城県いじめ調査結果検証等委員会・仙台市いじめ問題専門委員会・仙台市生徒指導問題等懇談会等の種々の会議に 10 名程の本学スタッフが参画し、積極的に貢献している。

# 上越教育大学

## いじめ等予防対策支援プロジェクト

上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトについて……………	19
上越教育大学 副学長 林 泰 成	
1. プロジェクトの概要……………	19
2. 実施体制……………	20
いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム実施報告……………	21
1. 上越教育大学いじめ等予防対策支援 プロジェクトフォーラム 2016 次第……………	21
2. いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム実施報告……………	22
基調講演概要 「いじめ問題からみた子ども論 ー子どもの思考と行動を中心にー」……………	22
第1分科会 ネットいじめへの対応……………	23
第2分科会 特別支援教育の観点によるいじめや 不適切な関わりに見られる課題と支援の実際……………	23
第3分科会 差別心に立ち向かう人権教育, 同和教育……………	24
研究等成果報告……………	25
「特別の教科 道徳」はいじめ防止対策に有効か?……………	25
上越教育大学道徳・生徒指導コース 林 泰 成	
いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の 取組みに関する現状と課題……………	26
上越教育大学教育連携コース 安 藤 知 子	
いじめの発生機序と予防・対応の検討 ー授業実践と聞き取り調査を通してー……………	27
上越教育大学道徳・生徒指導コース 稲 垣 応 顕	
いじめ防止に係るカリキュラム試案の検討……………	28
上越教育大学道徳・生徒指導コース 高 橋 知 己	
差別意識がいじめに与える影響……………	29
上越教育大学道徳・生徒指導コース 山 田 智 之	
「上越地域の小中学校のネット依存症に関する調査研究」……………	30
上越教育大学学校教育実践研究センター 清 水 雅 之	



# 上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトについて

上越教育大学 副学長

林 泰 成

## 1. プロジェクトの概要

平成 25 年にはいじめ防止対策支援法が施行され、その第 4 条では「児童等は、いじめを行ってはいない」と記されている。しかしながら、その後もいじめが跡を絶たないのはなぜか。法的な対処が不要だとは思わないが、それだけでは足りないということなのだろう。いじめが人と人とのかかわりの中で生じるものだとすれば、人間本性の内奥に、なんらかの原因があるのではないかとすら思えてくる。こうした問題は、一人の研究者が、ある学問分野の手法を用いて対処しようとしても難しい。そこで、4 大学が連携しつつ、国立教育政策研究所や日本生徒指導学会とも協力しながら取り組む BP プロジェクトのような大規模プロジェクトに大きな意味があると考えられる。上越教育大学は、平成 27 年度の BP プロジェクトの立ち上げよりこの取組に参加し、本学のプロジェクト名としては、「いじめ等予防対策支援プロジェクト」として、さまざまな活動に取り組んできた。

昨年度と同様に、本年度も 4 つのサブテーマを設けて活動した。

1 つめは、「教員研修プログラムの開発」である。現職教員の教育活動に役立ち、教員の職能発達にも資するものとなるように、教員免許講習や生徒指導担当者講習会等で実施可能な研修プログラムの開発を行うことがねらいである。昨年度は、更新講習の中でいじめ問題も取り上げるといような試みを行ったが、本年度は、「いじめ・子どもの危機について考える」というタイトルの講座を、プロジェクトメンバーの高橋知己准教授が、選択肢修領域で開設し、県内 3 か所で実施した。

2 つめは、「大学授業のカリキュラム開発」である。本学では、平成 28 年度より、大学院修士課程に「道徳・生徒指導コース」を新設した。そのコース内に、「いじめ等先端課題研究特論」という科目を開設し、本 BP プロジェクトにかかわっている 4 名の教員が授業を担当した。学生による授業アンケートも実施しているので、来年度の授業実施に向けてさらに工夫を加えていきたいと考えている。現時点で議論していることは、これをコースの専門科目として開設するのではなく、修士課程の共通科目として実施してはどうかということである。ただし、現在、学内では改組に関する議論が進んでおり、その改組に合わせて実施することになりそうである。

また、このプロジェクトにかかわっているメンバーは、それぞれの担当科目の中でも、いじめ問題を取り上げている。本プロジェクトは 5 年間を一応のまとめの目処として取り組んでいるが、最終年度には、そうした個々の取組も踏まえて、「大学授業のカリキュラム開発」をまとめられるように取り組んできたい。

3 つめは、「社会貢献としての研究成果の公開」である。平成 28 年度においても本学において「いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム」を開催した。今年は、基調講演の後、特に近隣の学校現場でご活躍の先生方にもご協力いただき、3 つの分科会を設けて、実践を意識した発表会を行った。その詳細は、後の頁で紹介する。

4 つめは、「研究と実践からなる小冊子（成果報告書を兼ねる）の発行」である。これはまとめの年度において作成する予定であるが、年度ごとの取組についても事業成果報告を発行することと

しており、28年度成果報告書も発行される。

以上の取り組みについては、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会をはじめ、上越教育大学が位置する上越市の教育委員会、上越市に隣接する糸魚川市、妙高市、柏崎市の教育委員会にも連携協力をお願いし、さまざまな機会にご支援をいただいている。この場を借りて、厚く御礼申し上げる。

## 2. 実施体制

本学のBPプロジェクトは、カリキュラム開発がプロジェクトの大きな柱の1つになっているので、学内の「カリキュラム企画運営会議」のもとに、「いじめ等予防対策支援プロジェクト実施専門部会」を設置し、そのメンバーを中心に、本事業に取り組んでいる。その専門部会のメンバーは以下のとおりである。

氏 名	職 名 ・ 所 属 等	専 門
林 泰 成	副学長・大学院学校教育研究科教授 カリキュラム企画運営会議議長	道徳教育, 心の教育
安 藤 知 子	大学院学校教育研究科 教授 学校教育専攻 教育連携コース	学校経営学 (学校組織論, 学年・学級経営論)
稲 垣 応 顕	大学院学校教育研究科 教授 学校教育専攻 道徳・生徒指導コース	臨床教育学(生徒指導, 教育カウンセリング)
高 橋 知 己	大学院学校教育研究科 准教授 学校教育専攻 道徳・生徒指導コース	臨床教育学 (特別活動論, 学校心理学)
山 田 智 之	大学院学校教育研究科 准教授 学校教育専攻 道徳・生徒指導コース	臨床教育学 (生徒指導, キャリア教育学)
清 水 雅 之	学校教育実践教育センター 准教授 教職大学院実習コーディネーター	教科教育学 (生活科・総合)

各メンバーは、本年度も、それぞれの専門とかかわる形で、学校現場とも密接に連携しながら、いじめ問題の予防とその対処法に関する研究実践に取り組んできた。今年度からメンバーに加わった清水准教授は、小学校教員としての経験があり、とくに情報機器の活用とその倫理的な問題にも精通しているということで、メンバーとしてプロジェクトに加わっていただいた。さまざまないじめが、SNSを通じて行われているという現状を考えると、ネットやスマホを介したいじめは、今後、解決策を考えていかなければならない重要な課題となるのではないかと思われる。

また、ここに記したメンバー以外にも、必要に応じて、さまざまな専門家の方々にご協力を仰ぎ、プロジェクトに取り組んでいる。なお、事務については、教育支援課で所掌している。

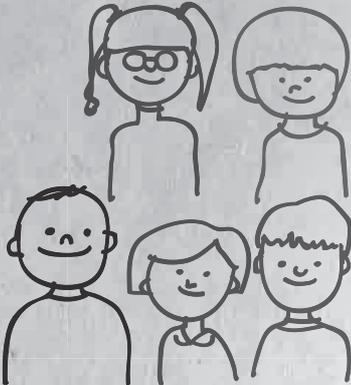
# いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム実施報告

## 1. 上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム2016 次第

### 上越教育大学 いじめ等予防対策支援プロジェクト フォーラム2016

# 『いじめ予防への挑戦』

## —実践交流の拡大をめざして—



**上** 越教育大学では、いじめ問題に関して特色ある取組を行っている連携4大学(宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学)による協働参加型プロジェクト「いじめ防止支援プロジェクト(BPプロジェクト)」事業の一環として、いじめ問題への関心の喚起、啓発を目的として、フォーラムを開催し、学校現場の実践を架橋します。

**対象** 教育関係者並びにいじめ問題に関心をお持ちの一般の方

**参加費無料**

**主催** 上越教育大学

**共催** 宮城教育大学 鳴門教育大学 福岡教育大学

**後援** 国立教育政策研究所 日本生徒指導学会 新潟県教育委員会 新潟市教育委員会 上越市教育委員会 妙高市教育委員会 糸魚川市教育委員会 柏崎市教育委員会 日本教育新聞社 新潟日報社 北日本新聞社 信濃毎日新聞社 上越タイムズ社 協同出版 日本学校心理士会新潟支部 上越教育経営研究会 新潟県教育カウンセラー協会 富山県教育カウンセラー協会

**日時** 平成 28年10月2日(日)  
13:15~16:00 (開場・受付 12:45~)

**場所** 上越教育大学 講301教室 (全体・分科会場)  
(分科会場 講201教室、講302教室)

〔司会・進行〕 上越教育大学大学院 学校教育研究科 教授 安藤 知子

**開 会** ●あいさつ 上越教育大学 学長 佐藤 芳徳  
●事業説明 上越教育大学 副学長 林 泰成

**基調講演** 「いじめの問題からみた子ども論  
—子どもの思考と行動を中心に—」  
上越教育大学大学院 学校教育研究科 教授 早川 裕隆

**分科会** ○第1分科会 会場：講 301 教室  
「ネットいじめへの対応」  
司会/上越教育大学 学校教育実践研究センター 准教授 清水 雅之  
上越市教育委員会 指導主事 田邊 道行  
上越教育大学 学校教育実践研究センター 教授 石野 正彦

○第2分科会 会場：講 302 教室  
「特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際」  
司会/上越教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 山田 智之  
上越市立八千浦小学校 教諭 岡田 一幸  
上越教育大学大学院 学校教育研究科 准教授 村中 智彦

○第3分科会 会場：講 201 教室  
「差別心に立ち向かう人権教育、同和教育」  
司会/上越教育大学大学院 学校教育研究科 教授 稲垣 応顕  
上越市立東本町小学校 校長 磯貝 芳彦  
上越教育大学 副学長 林 泰成

**閉 会** 各分科会場ごとに閉会行事となります。



**【問い合わせ】** 上越教育大学 教育支援課学校連携チーム  
TEL: 025-521-3279 E-mail: gakkoren@juen.ac.jp  
参加希望の方は、裏面の申込書でお申し込みください。  
(おおよその参加者数を把握するためのものです。当日の御参加もお待ちしております。)

国立大学法人  
**上越教育大学**  
Joetsu University of Education

リサイクル適性(A)  
この冊子は、印刷物の廃へリサイクルできます。

## 2. いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム実施報告

基調講演概要 「いじめ問題からみた子ども論－子どもの思考と行動を中心に－」

講演者 早川裕隆  
まとめ 林 泰成

本年度のフォーラムは、学校現場でご活躍の先生方を交えて分科会方式で運営することとした。その分科会の前に、それぞれの分科会を通底するテーマで基調講演が生まれ、「いじめ問題からみた子ども論－子どもの思考と行動を中心に－」というタイトルで、本学教職大学院教授の早川裕隆氏に講演が依頼された。

氏の専門は道徳教育である。道徳の時間は、今後「特別の教科 道徳」として教科化されることに決定しているが、その教科化の議論の出発点にあったのは、いじめ問題であった。教育再生実行会議が安倍首相によって設置され、その会議から出された第1次提言「いじめの問題等への対応について」では、いじめの法制化よりも先に、道徳の教科化が謳われている。

さらに、氏は、小学校教諭・管理職としての経験があり、かつ、児童相談所の児童福祉司としての経験もある。いじめに関連することがらについて、学校現場を含めて幅広い経験があり、そうした経験にも裏打ちされた豊かな識見をお持ちであるということで、氏に依頼することとなった。ここでは、印象的だったことを拾い上げて、筆者（林）の感想も交えて紹介する。

まず、「虐待の連鎖」と「いじめの連鎖」は同一の構造を有するのではないかとの指摘があった。そのことを、虐待の具体的な事例をあげながら紹介された。お聞きしながら、加害者への指導だけでは問題は解決しないということを改めて強く感じさせられた。家族療法のシステムズアプローチで語られるように、システムあるいは構造に問題があって、それが弱者の問題行動となって現れる、ということなのだと感じた。そうであれば、いじめの加害者もまた問題に巻き込まれている、と言える。

また、アダム・ブラットナーの感情と直接行動のかかわりに関する話を取り上げられていた。感情の表出とところの安定の問題との関連についても考えるべきことはたくさんあるように思う。いわゆるセミリンガル（二言語環境にしながら、母語も第2言語も年齢レベルに達していない状態）の子どもも、自分の気持ちを表現できずにつらい思いをするということはよく語られる問題である。普通に育っているように見える子どもたちの中にも、じつはセミリンガルの子どもたちと同じ問題を抱えている子がいるのではないかと、説明を聞きながら感じた。感情のコントロールの仕方を教えることが、加害者指導において重要であることを強く感じた。

後半は、役割演技を用いた道徳授業が取り上げられた。氏は、とりわけ、役割演技に精通しており、問題を抱えた子どもたちが、役割演技をとおして心を開いていく様子の説明には、強く興味を惹かれた。その氏が、いじめ場面の役割演技は「絶対にやらないください！」と言う。役割演技は、モレノの提案した心理療法の一つである心理劇から派生したものである。心理劇は精神疾患の治療法としても使用されるが、心を変容させる力を持った技法である。それだけ大きな力を持った技法だからこそ、心の状態を悪い方向へと変える力もありうるということなのであろう。模擬的に演じるということであっても、トラウマとなるということは大いにありうる。加害者の役を演じた

者はただ演じただけだと思っけていても、被害者役の子どもにとっては、そのいじめの演技に大きなショックを受ける場合があるということも、氏は具体的な事例を紹介しつつ語っていた。

## 第1分科会 ネットいじめへの対応

司会／上越教育大学学校教育実践研究センター 准教授 清水 雅之  
上越市教育委員会学校教育課 指導主事 田邊 道行  
上越教育大学学校教育実践研究センター 教授 石野 正彦

上越市教育委員会で情報教育を担当されている田邊道行指導主事と、上越教育大学学校教育実践センターの石野教授のお二人から上越地域のネットに関する現状や学校現場が抱えている課題等についての報告をしていただいた。数年前までは、ゲームやスマートフォン等の機器を禁止しようとする動きが多かったが、最近はゲームやスマートフォン等との適切な付き合い方について考えさせようとする取組が増えてきているということであった。中でもネットを利用することによるトラブルや依存症傾向が強く感じられる児童生徒が増えてきているので、それらを防止する教育が急務であるが、教員の仕事は減ることがなく、対応が追いつかない面もある。ネット上でのトラブルやいじめは、学校側から見つけることは非常に難しく、現状では保護者や子どもからの情報が主になっている。教員は、そうした情報をいち早く入手するためにも、子どもや保護者、地域の方々との信頼関係を深め、いつでも情報提供をしていただける環境を構築していかなければならないと言ったことが話された。

子どもは「またか」と思うかもしれないが、ネットでのトラブルやいじめを未然に防止するためにも、学習会や講演会を計画的に（場合によっては年に複数回）実施することによって、子どもの意識を高め続ける必要があるとまとめられた。

## 第2分科会 特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際

司会／上越教育大学学校教育研究科 准教授 山田 智之  
上越市立八千浦小学校 教諭 岡田 一幸  
上越教育大学学校教育研究科 准教授 村中 智彦

第2分科会は、発表者に岡田一幸（上越市立八千浦小学校）先生をお迎えし、上越教育大学学校教育研究科 村中智彦 准教授のコーディネートのもと「特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際」をテーマにすすめられた。

岡田先生のご発表は、特別支援学校の就学相談で、保護者から「特別支援学級になると、いじめられませんか。」という質問が多くよせられるとのお話からはじまった。しかしながら、特別支援学級という環境はいじめが発生するほど児童間の関わりがない環境であり、支援学級担任・介護員・教育補助員といった大人の眼が常にある環境であることなどから、いじめの発生は少なく、それが課題となることは多くないとのことである。

むしろ、特別支援学級がかかえる大きな課題として、交流学級の仲間との不適切な関わりによるトラブルがあるとのことであった。そして、2つの事例（「交流学級の友達との関係への不安に悩む児

童の事例」「不適切な行動から学級集団への不適応が心配される児童の事例」)をあげながら、早期支援・予防支援が重要であることを指摘された。

その後の質疑では、村中准教授のコーディネートのもと、2つの事例への対応の視点(「①特別支援学級における個への指導という視点」,「②交流学級という取り組みを通常の学級の学級づくりに活用する視点」,「③全校児童に対して特別支援教育コーディネーターが行う授業という視点」の3視点)と「いじめ予防」の関係について活発な論議が進められ、実りある分科会となった。

### 第3分科会 差別心に立ち向かう人権教育, 同和教育

司会／上越教育大学学校教育研究科 教授 稲垣 応 顕

上越市立東本町小学校 校長 磯貝 芳彦

上越教育大学 副学長 林 泰成

#### はじめに

本シンポジウムは、いじめの前段階に『差別(心)』があるとの認識に立っている。そこで、上越市立東本町小学校の磯貝芳彦校長先生を招き、「いじめの未然防止に向けて～同和教育の取り組みをとおして～」と題して話題提供して頂いた。

#### 話題提供

磯貝先生は、まず初めに「『差別』ってどんなこと？」と会場に問いかけ、差別とは「人の尊厳を傷つけること／自由を奪うこと／人間の平等を侵害する事」であると語られた。小学生段階では、「人を馬鹿にすること／人を辱めること／人をいじめること」を許さない指導を徹底していることを話された。

次いで、差別心がいじめを誘発するとの見地から、「違いをよさ・豊かさとしてとらえ、認め合い、喜びや痛みを共有できる学級・学校」を掲げていることを紹介された。具体的には、①差別問題を自分の問題としてとらえ、自分も人も大切にできる心、②差別解消に向け、自ら立ち向かう心の育成である。「学級づくりが基本」として①話をよく聞く、②間違いを受容する、③違いをよさ・豊かさとして認め合う、④悩みや困ったことを話し合う、⑤協力し合って問題に向き合うことを、「部落問題学習」「社会参加学習」「生活体験学習」を通して意図的・継続的に取り入れていることを紹介された。

さらに、当該小学校では異学年交流による「ふれあい活動」と、その振り返りを通して相手や集団のよさに気づかせる取り組み、特別活動と連携した「SSE活動」(ソーシャル・スキル・エデュケーション)の様子を紹介された。

#### フロアーとの討議とまとめ

話題提供に対して、フロアーからは現在の学習状況に到達できたプロセスの中で、何が有効であったのかという質問が寄せられた。磯貝先生は、本稿でも前述した「意図的・継続的にやっていくことである」と答えられていた。

# 研究等成果報告

## 「特別の教科 道徳」はいじめ防止対策に有効か？

上越教育大学道徳・生徒指導コース  
林 泰 成

### 1. 問題の所在

教育再生実行会議の第1次提言（平成25年2月26日）において、いじめ問題への対応として、道徳を教科化することが謳われ、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」として道徳授業が行われることが決定している。しかし、これまで、道徳教育は、長期的なスパンでの道徳性の育成にかかわるのであって、問題行動への直接的な効果を狙うものではない、と言われてきた。それを、いじめ対策に直接的に役立てようとするには、今までにない新しい手法の導入がはからねばならない。そうした方法として、平成27年度に一部改正された学習指導要領では、「問題解決的な学習」と「道徳的行為に関する体験的な学習」という用語が記載されている。それでは、こうした方法が導入されると、具体的にはどのような授業が展開されることになるのだろうか。

### 2. 問題解決的な学習

「問題解決的な学習」としては、討議型の授業がイメージできる。討議型の授業として、これまでも、コールバーグの道徳性発達論に基づくモラルジレンマ授業が実践されてきた。しかし、このやり方は、道徳的価値を教えるスタイルではないという点で、日本の道徳授業にはなじまないと批判されてきた。また、モラルジレンマ授業は、オープンエンドで授業が終わるので、問題の解決になっていないという批判もある。それと類似しながらも合意形成に至る討論型の授業として、ハーバースの討議倫理学やコミュニケーション的行為論に基づく授業の提案もある。しかし、残念ながら、まだ十分な実践の蓄積がないと言わざるをえない。他にも、協議型ディベートを導入することや、P4Cと名付けられた「子どものための哲学」という実践も、少しずつ実践され始めている。

こうしたやり方がこれまでと大きく異なるのは、本音で議論させようとする意図で実践され始めているという点であろう。従来型の授業では、どうしても本音と建前の使い分けを教えるようなことになってしまっていたが、それでは、いじめは悪いことだと答えることができても、いじめを防ぐ実践にはつながりにくい。

### 3. 道徳的な行為に関する体験的な学習

それを、実践につなぐには、模擬的な体験をさせるということが効果的だと思われる。それが「道徳的な行為に関する体験的な学習」である。これは、総合的な学習の時間等に行われる体験活動とは異なる。というのも、「道徳的な行為に関する体験的な学習」は、授業時間中に用いられる授業方法だからである。まず第一に考えられるのは役割演技である。それは、体で考えるという手法だと言ってもよいだろう。頭で考えたのとは、違った答えが導き出されることもある。そして第二には、ソーシャルスキルトレーニングやライフスキル教育、モラルスキルトレーニングなどの、スキルトレーニング系のプログラムである。具体的な行動の仕方を教えるという意味で、これまでにない実践的な道徳教育の可能性が開かれたと言える。

### 4. メリットとデメリット

しかし、今回の教科化では、教科書が使われる。教科書は法的な使用義務がある。また、これまでの道徳教育においても、これからの道徳教育においても、道徳的価値を教えるという縛りがある。したがって、問題解決的な学習でも、体験的な学習でも、教科書の教材を用いて、道徳的価値を教えるというやり方で、討論や、模擬的な行為の指導を行わなければならない。生活経験の中から、子どもが直面している問題を取り上げ議論をしても、たとえその問題がどれほど切実な重要な問題であったとしても、それは道徳科で行うべきことではないということになってしまう。

道徳的価値を教えることが悪いと言いたいわけではない。それを知らなければ、道徳の問題について議論などできるはずもないからである。また、きちんと実践させるためには教科化することが必要だという主張も十分に理解できる。しかし、一方で、もっと現実の問題に目を向けさせなければ、いじめ対策として「特別の教科 道徳」が効力を発揮するということまでは届かないのではないのか。今回「特別の教科」として教科化されたのであるから、教科書の使用義務を年何回かは外して現場の自由裁量にゆだねるとか、教科書の一部を、教科書以外の資料で代替することを認めるとか、文科省からそうした通達を出すことで対処できないものだろうか。

「特別の教科 道徳」の完全実施はこれからである。こうした視点での実践研究の取り組みを進めることが、道徳教育に関わりつつBPプロジェクトに取り組んでいる者に課せられた課題であると言えよう。

## いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組みに関する現状と課題

上越教育大学教育連携コース

安藤知子

### 1. 研究課題

学校におけるいじめ防止対策は、カリキュラムマネジメントと危機管理の両輪で構築し、実践していく必要がある。2013年に公布・施行されたいじめ防止対策推進法は、危機管理的側面から学校や教育委員会の責務を明確にし、いじめ被害者を保護することを第一に重要なものとして明記する画期的なものであった。しかし、法で義務づけられることとなった「学校いじめ防止基本方針」の策定や、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の設置等については、形骸化を懸念する指摘もあり、実効性のある取組みへ向けて、学校の実情を踏まえた検討が求められている。そこで、本法施行以後の学校の実践と、教員が認識している学校の変化や今後の課題について実態を把握すべく質問紙調査を実施した。

### 2. 質問紙調査の実施概要

調査は、2016年2月～3月に新潟県内の小・中学校を対象として実施した。627校に郵送し、各校でいじめ防止等の組織の担当窓口となっている教員1名に回答を依頼した。小学校299校、中学校145校から回答を得、回収率は70.8%であった。

### 3. 「いじめ防止対策推進法」に対する学校の受け止めと今後の課題

本法施行以降の学校現場の変化に関して、17項目について5段階で意識を尋ねた。結果、教職員の意識啓発としては9割以上の学校で効果があると捉えていることが明らかになった。他方で、保護者や児童生徒の状況には大きな変化があるわけではないとする学校が約半数あった。職務の状況に関する項目では、大きな変化はないと考える学校がおおよそ7割ある反面で、教職員の多忙化が進んでいると考えている学校も3割程度存在していた。実際の多忙は加速化しているが、意識啓発には効果があるので、「いじめ防止対策推進法」自体が悪いものであるとは考えられていない様相が理解された。

次に、今後の課題に関する自由記述では、大きく区分するならば、「現在生じている現象そのものの問題性への視線」、「問題解決をしようとする学校の取組み内容への視線」、「その問題解決を担う人々への視線」の3つを抽出することができた。教職員の力量に関する言及が1割強あり、まず教職員が自覚を持って取り組むことの重要性が認識されていることが理解された。保護者や地域は、一方でその意識の多様化が「生じている問題」そのものであり、他方で今後の問題解決の「切り札」でもあると受け止められていた。保護者や地域、社会も含む全体での「いじめ現象」に対する共通理解が、今後のいじめ防止等には不可欠であると実感されていることがうかがわれた。もう一つ、自由記述の中で見過ごせないのが「いじめの判断基準」への言及であった。問題に関わる誰もが共通した見解を容易に持てないことが、現在の学校現場でのいじめ対応の困難さにつながっている。ここからは、法律上の定義をどのように周知徹底するかではなく、実際の学校現場において、どのように「いじめ現象」を取り出し、関係者全員が問題を共有して未然防止や早期解決を図っていくかが課題とされなければならないことが示唆された。

### 1. 本研究の概要

教師（学校）がいじめを発見した時、そのいじめはすでに始まっている（稲垣・山本・佐野・松井・犬塚，2016）。予防的・開発的生徒指導の視点から、いじめの発生機序を把握する必要がある。そこで、いじめ防止のカリキュラム作りを前提に、生徒指導特論（配当5時間）の授業で『いじめ問題の発生機序モデル（以下、機序モデル）』を作成した。授業は、受講生63人（修士課程）を11グループに分け、松井・稲垣（2009）を用い、KJ法の手法を援用した演習で行った。

### 2. 結果と考察および今後の課題

本稿では、大学院生により作成された全11種類の機序モデルのうち、発表会後の投票で最も支持された1つ（図1）を説明する。

当該グループは、加害・被害生徒相互の僅かな言動のズレ＝誤解など、いじめとは直接に結びつかない感情レベルでの軋轢である『個人的な要因』をいじめの発端と捉えた。そこに被害生徒の不器用な言動により、『個人間のトラブル』が生じる。それが、『異質性の認知』として広まる。被害生徒に気づかれない『第1次いじめ行為』が起こり、被害生徒から仲間が離れていき、『いじめの4層構造中央部濃密化』現象が促進される。それにより加害生徒は勢いづき、露骨な嫌がらせや無視、ネットいじめ等『第2次いじめ行為』が始まる。『被害者本人確認』がなされた時には、いじめは負のスパイラルを形成している。

授業で提出された11種の機序モデルの共通項として、いじめの予防として教師に健全なリーダーシップ、母性的な優しさを基盤とする父性的な厳しさの態度が重要であることが提唱された。今後、紙面の都合で示せなかった10種の機序モデルにも検討を加え、当該の問題への具体的な予防方法を提案していく必要がある。

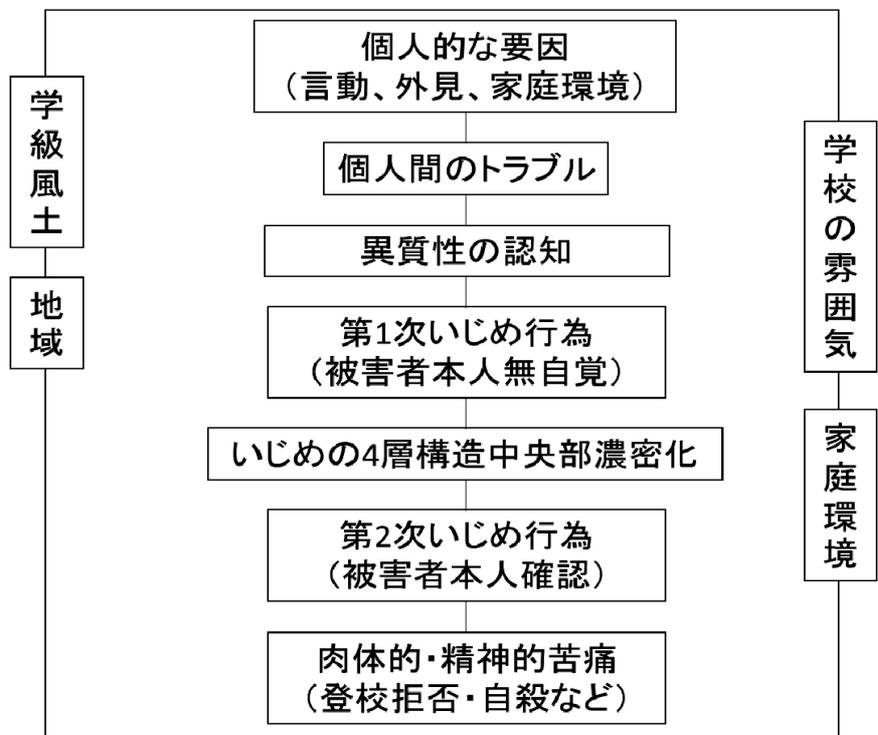


図1 いじめ問題の発生機序モデル

文献：松井理納・稲垣応顕（2009） 集団を育むピア・サポート。文化書房博文社

## 1. 問題の所在と研究の目的

いじめ防止対策推進法が平成 25 年に公布されてからも不幸な事件が続いている現代において、教員志望の学生に対して「命の教育」ともいえるいじめ防止に関する学修の機会をどのように設定するのか、といういわばいじめ防止のためのカリキュラムづくりは、今後の教員養成課程編成上の大きな課題となる。そこで本研究においては、大学の授業においていじめ防止のための学修を行った際の取り組みについて検証を行い、今後のカリキュラム策定に資することをねらいとするものである。

## 2. いじめ防止のための取り組みの実際

### (1) 実施時期及び対象

平成 28 年 6 月 2 日, 9 日, 16 日, 23 日の 4 回 (90 分×4)。「初等特別活動論」の講義内で特別活動を活用した学級経営のあり方, 生徒指導につなげる特別活動, というねらいのもとに授業を計画した。履修者は大学 2 年生が 167 名, 大学院生 (1～3 年) 61 名の計 228 名である。会場は講義室としては学内でも大きいサイズの階段教室で行われた。

### (2) 授業の概要

具体的な授業内容は以下の通りである。1 回目: いじめの認知件数の変遷, 森田ら (1986) による四層構造論, いじめ防止対策推進法に関する理論的学習を行った。2 回目: 「いじめを防ぐための対策を考える」というテーマで 5～6 人をグループにし, アクティブラーニングを行った。その際には, 同じコースやサークル等, 同質的な集団づくりを避けるように教示を与えた。グループごとにディスカッションした結果は, 授業の最後に発表してもらった。質疑を経ながら提出された意見を板書し, 共通理解を図った。3 回目: 2 回目で提出された意見をリライトして 74 項目からなる対策項目として選出し, 有効かどうかを再度 2 回目と同じメンバーによる討議を行わせた。その後, 有効と思う度合いについて選定するための方法を手話 10 件法で回答し集計することとした。4 回目: 回答した結果を得点化し集計し提示したあと, いじめの予防 (リスクマネジメント) と事後対応 (クライシスマネジメント) について講義を行った。

## 3. 結果及び考察

履修者は, 2 回目以降はグループ学習を中心としたアクティブラーニングを取り入れたが, 活発に討議する様子が見られた。調査協力者から, 記入漏れや不明瞭な記入があったものを除いて, いじめの対策として有効だとする回答者は 187 名であり, この回答を分析対象とした。回答を得点化したら平均得点 6.09, 標準偏差 1.75 であった。得点のこの 187 名分の回答を調べたところ, いじめの対策に有効であるとされた上位・下位 5 項目を表 1 に示す。

順位	上位 5 項目	平均得点
1	教師間の情報共有	8.09
2	保護者との連携	7.95
3	クラスの雰囲気づくり	7.57
4	子どもが言いやすいような関係づくり	7.44
5	いじめの教育・道徳	7.43
順位	上位 5 項目	平均得点
1	先生との間でメール	3.35
2	マンガ (教室におく)	3.56
3	先生とホットライン	3.78
4	アロマでリラックス	3.94
5	1 分間スピーチ	3.95

表 1 学生によるいじめ対策の方法

上位にあげられた 5 項目は, 順に「教師間の情報共有」「保護者との連携」「クラスの雰囲気づくり」「子どもが言いやすいような関係づくり」「いじめの教育・道徳」であった。「教師間の情報共有」は, 平均得点は 8.09 と高く, 標準偏差は 1.40 と平均の標準偏差より低くなっている。これは項目に関する共通認識が高く, 多くの学生が情報共有の大切さを認識していることがわかる。下位項目は, 最初選定されたが話し合いを通して整序されたと考えられる。上位に選ばれた項目は, システムとしての機能の重要性, 教師の環境づくり, 保護者との連携, いじめ防止教育の推進など, 一般的に重要と思われる事項を含んでおり, 学習の成果として一定程度の効果はあったと考えられる。階段教室での実施ということで, グループワークはしにくかったと思われるが, 熱心な討議の姿勢が見られた。グループの話し合いの結果を板書し, 点数化を記入してもらったデータを翌週に授業で活用する, というカリキュラムの展開は, 集中力と課題の明確さを確保するうえでも効果的であったと考えられる。今後さらに適切な学習材の開発と提供を検討したい。

## 1. 問題

本研究では、大学生を対象に小・中・高等学校でのいじめについて回想調査を行い、いじめと差別意識の関係について検討を行った。

## 2. 方法

### (1) 調査対象と調査方法

関東及び北越等の大学・大学院に在籍する大学生・大学院生 500 名を対象に 2016 年 5 月～8 月の間に WEB による集合調査を行った。そして、有効回答のあった 364 名（男子学生：194 名，女子学生：170 名）を調査対象者とした（有効回答率 72.8%）。

## 3. 結果

### (1) 差別意識尺度の作成

差別意識尺度を作成するために、独自に作成した 13 項目の質問のデータを用いて  $\alpha$  因子法バリマックス回転による探索的因子分析をおこなった。その結果、因子負荷量の高い値を示した項目の内容から、第 1 因子を「差別撲滅因子」、第 2 因子を「差別理解因子」、第 3 因子を「差別容認因子」と命名した。そして、各因子の合計値を求めて下位尺度とすることにした。

### (2) いじめ経験と差別意識との関係

いじめ経験が差別意識に与える影響を検討するために、いじめの経験を独立変数、差別意識を従属変数とする強制投入法による重回帰分析をおこなった。いじめの経験については、カテゴリー変数であることから被害のみ経験、加害のみ経験、被害・加害経験、認知のみ経験といったダミー変数を作成した。差別意識については 3 つ

Table 1 いじめ経験が差別意識に与える影響

従属変数	差別撲滅因子		差別理解因子		差別容認因子	
	<i>F</i>	<i>p</i>	<i>F</i>	<i>p</i>	<i>F</i>	<i>p</i>
分散分析	2.451 *		7.861 ***		2.972 *	
<i>R</i> <sup>2</sup>	.027		.081		.032	
	標準偏回帰係数					
	$\beta$	<i>p</i>	$\beta$	<i>p</i>	$\beta$	<i>p</i>
被害のみ経験(ダミー変数)		*	.295 ***		-.052	<i>n.s.</i>
加害のみ経験(ダミー変数)	.108	<i>n.s.</i>	.222 ***		.032	<i>n.s.</i>
被害加害経験(ダミー変数)	.045	<i>n.s.</i>	.248 ***		.155 *	
認知のみ経験(ダミー変数)	-.024	<i>n.s.</i>	.066	<i>n.s.</i>	.077	<i>n.s.</i>

Notes. \*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

Table 1 いじめ経験が差別意識に与える影響

の下位尺度（差別撲滅因子、差別理解因子、差別容認因子）の合計値を求めて従属変数とした。その結果、いじめ被害のみ経験は、差別なくしたいと考え、被害のみ経験、加害のみ経験、被害・加害両方の経験は、差別について理解を深める必要があると考え、被害・加害両方の経験は、差別を容認する傾向に影響を与えることが明らかになった（Table 1）。

## 4. 考察

本研究の結果、いじめ経験の相違（被害のみ経験、加害のみ経験、被害・加害経験、認知のみ経験）が差別意識に影響を与えることが明らかになった。また、この差別意識がいじめの経験に影響を与えると考えられることから、今後さらに研究を進め、臨床場面での指導方法に結びつけていきたいと考える。

## 「上越地域の小中学校のネット依存症に関する調査研究」

上越教育大学学校教育実践研究センター

清水 雅之

平成 28 年 3 月に内閣府が発表した「平成 27 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）」によると、青少年の 79.7%が何らかの機器でインターネットを利用し、平均利用時間が 142 分程度であることが報告された。利用時間についての調査は、10 歳～17 歳を対象に実施されているが、それぞれの平均利用時間を見ると、10 歳（75.0 分）、11 歳（79.9 分）、12 歳（99.2 分）、13 歳（121.0 分）、14 歳（138.4 分）、15 歳（163.7 分）、16 歳（190.0 分）、17 歳（191.1 分）と年齢が上がるにつれて、利用時間も長くなっている。こうした利用時間の長時間化は、上越地域の学校現場においても同様に見られ、情報教育について研究をしている大学教員や教育委員会の担当主事にインターネット利用（メディア利用）に関する学習会の講師として依頼されることが年々増えてきている。筆者もこうした学習会の講師として依頼される機会があるが、実際に児童生徒から「時間を少なくした方がよいことは分かっているが、つい利用してしまう。」「止めたいけれど、止められない。」といった話や、養護教諭から「依存症になっているのではないかと心配だ」といった話を聞くことも少なくない。

こうした状況から、ネット依存症に関する実態調査を行う必要があるのではないかと考え、国内でいち早くネット依存治療研究部門を開設した独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター（以下、久里浜医療センターとする）のインターネット依存度テスト（以下、IAT とする）を利用し、調査をすることとした。なお、紙面の関係上、本報告では中学生への調査結果を掲載することとする。

調査は平成 28 年 9 月から平成 29 年 1 月の期間に中学 1 年生～3 年生を対象に、中学校 2 校で調査を実施した。調査人数は、1 年生 122 名、2 年生 109 名、3 年生 131 名、合計 362 名である。

結果は以下の表の通りである。

得点（点）	人数（人）	割合（％）
20 - 29	85	23.5
30 - 39	108	29.8
40 - 49	71	19.6
50 - 59	54	14.9
60 - 69	26	7.2
70 - 79	10	2.8
80 - 89	8	2.2
90 - 100	0	0
合計	362	100

表：インターネット依存度テストの結果

本調査に利用した IAT では、20～39 点を「平均的なオンライン・ユーザーです。」40～69 点を「インターネットによる問題があります。インターネットがあなたの生活に与えている影響について、よく考えてみてください。」、70～100 点を「インターネットがあなたの生活に重大な問題をもたらしています。すぐに治療の必要があるでしょう。」としている。

表 1 を見ると、40～69 点の生徒は 41.7%いることになり、インターネットが生徒の生活に影響を与えている割合がかなりあることが分かる。また、重大な問題をもたらす、治療の必要があると思われる 70～100 点の生徒は 5.0%存在していることが分かる。

現時点では、2 校の調査であるが、この 2 校でも分布の違いがあり、学校による特色とも言えるものが見えた。引き続き調査を行っていき、教育委員会などの関係機関と協議をしながら、より良い指導ができるようにしていきたい。

参考 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター (<http://www.kurihama-med.jp/>)

# 鳴門教育大学

## BPプロジェクト

鳴門教育大学生徒指導支援センターにおけるいじめ防止支援事業	33
鳴門教育大学生徒指導支援センター所長 葛西真記子	
1. 生徒指導支援センターの活動	33
2. 人材養成による学校支援	33
3. 相談への対応による学校支援	35
4. 諸資料の提供による学校支援	35
BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第1回徳島大会	36
1. BP（いじめ防止支援）プロジェクト	
平成28年度第1回徳島大会 次第	36
2. 「いじめ研究の最先端	
～ピーター・K・スミス『学校といじめ』を読んで～」	37
シンポジウム記録	37
鳴門教育大学 教授（生徒指導支援センター所長） 葛西真記子	
甲子園大学 准教授 金綱知征	
鳴門教育大学 講師 池田誠喜	
総括	40
鳴門教育大学 特任教授（日本生徒指導学会会長） 森田洋司	
BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第2回徳島大会	42
1. BP（いじめ防止支援）プロジェクト	
平成28年度第2回徳島大会 次第	42
2. 講演記録	43
「BP（いじめ防止支援）プロジェクトの1年半の歩みと今後の	
方向性 ～構成4大学の特色ある取組の成果を踏まえて～」	43
鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長 阿形恒秀	



# 鳴門教育大学生徒指導支援センターにおけるいじめ防止支援事業

鳴門教育大学生徒指導支援センター所長

葛 西 真記子

## 1. 生徒指導支援センターの活動

生徒指導支援センターは、鳴門教育大学に平成 27 年 4 月 1 日に設置され、今年度で 2 年目となる新しい組織である。本センターの業務は、その規則にセンターの目的として「教員及び学校の生徒指導力を向上させることにより、生徒指導上の諸問題を解消すること」であり、具体的には、

- ①学部生、大学院生及び教員の生徒指導力養成カリキュラム及びプログラムの開発
- ②生徒指導リーダー及びいじめ防止スタッフ等の人材養成
- ③スクールカウンセラー等の活用モデルの構築
- ④生徒指導に関する相談
- ⑤その他生徒指導支援に関する業務

がある。これらの業務によって、学校現場の切実なニーズである「生徒指導分野のスーパーティーチャー」を養成することを最終目的に掲げている。

また、平成 27 年 4 月 1 日に設置された鳴門教育大学いじめ防止支援機構は、生徒指導支援センターと、平成 28 年 4 月 1 日より心理・教育相談室で構成され、センターと相談室の連携により、いじめ防止に係る事業を実施している。

生徒指導支援センターが平成 28 年度に取り組んだ事業は、「人材養成による学校支援」、「相談への対応による学校支援」、「諸資料の提供による学校支援」である。

## 2. 人材養成による学校支援

「人材養成による学校支援」については、職員研修への講師派遣、問題事象に関する検討会議への助言者派遣、関係資料の提供などを通して、教員・学校の生徒指導力向上をサポートした。センターには、教育学を専門とする者、心理学を専門とする者、教職経験・スクールカウンセラーの経験のある者など、10 名の多様なスタッフが配置されている。スタッフは、学校や教育委員会等からの要請を受け、研修会等での講演や助言を行った。今年度を実施した研修支援の中で、いじめ問題に関するものの一部を表 1 に示した。

講演等の依頼は非常に多く、いじめ防止に関する研修についての学校現場でのニーズの高さが窺える。研修の主催は教育委員会・研究会・各学校、対象は教員・保護者・児童生徒等、校種は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校と多岐に及んだ。また、研修の内容についても、

- \*いじめ問題と人権について
- \*いじめ防止対策の現状と課題について
- \*学校の危機管理について
- \*いじめ認知について
- \*ネットいじめについて
- \*仲間関係の難しさ大切さについて
- \*セクシュアル・マイノリティへの対応について

など、各地域・各学校の状況に即した多様なテーマが求められた。センターでは、10 名のスタッフで分担して、これらの要望に対応した。

表1 いじめ問題に係る学校・教育委員会等に対する研修支援

内 容	演 題 な ど
徳島県人権教育主事研修会	いじめ問題等をめぐる「対策論」と「人間論」
城西高校「産業社会と人間」	いじめ問題への対応と児童理解
全国いじめ問題に関する指導者研修	いじめ問題の対応
徳島県小学校生徒指導主事研修会	いじめ問題と人権
徳島県人権教育研究協議会総会、講演	いじめ問題と人権
徳島県徳島市立徳島中学校生徒指導校内研修	いじめ問題の対応
徳島市いじめ対策チーム会議	いじめ防止対策の現状と課題
徳島県美馬市・阿南市サテライト研修	保護者対応（いじめ問題他）
全国附属学校連絡協議会講演	いじめ問題の対応
徳島県立徳島視覚支援学校 職員研修	いじめ
静岡県静岡市教育センター教職員研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
教職員中央研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
池田支援学校美馬分校講演会	仲間関係の難しさと大切さ（いじめ問題）
附属中学校職員研修	いじめ問題等をめぐる「対策論」と「人間論」
高知県高知市立青柳中学校校内研修	生徒指導（いじめ問題他）
高知県高知市放課後児童クラブ支援者研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
高知県高知市立潮江中学校校内研修	生徒指導（いじめ問題他）
鳥取県鳥取市立西中学校 PTA 研修	いじめ問題の対応
香川大学附属坂出中学校講演会	親子のコミュニケーション（いじめ問題他）
徳島聴覚支援学校職員研修	いじめ認知の難しさと大切さ
青森県県立学校校長研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
城南高校職員研修	いじめ防止対策の現状と課題
鳴門渦潮高校職員研修	いじめ防止対策の現状と課題
小松島市人権教育学級	いじめ問題と子どもの人権
つるぎ高校職員研修	いじめ問題等をめぐる「対策論」と「人間論」
香川県高松市立桜町中学校 PTA 研修	親子のコミュニケーション（いじめ問題他）
岐阜地区区学校管理職養成研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
政策大学院大学上級プロフェッショナル養成研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
摂南大学教員免許状更新講習	教育相談（いじめ・不登校への対応を含む）
徳島県立みなと高等学園研修会	配慮を要する生徒へのいじめ防止の手立て
全日本教職員連盟教育研究大会生徒指導分科会	生徒指導（いじめ問題他）
徳島県「学校カウンセリングゼミナールⅢ」	事例に学ぶ いじめと不登校
高松大学免許更新講習生徒指導研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
勝浦郡教育会講演会	いじめ認知の難しさと大切さ
香川県高松市小中学校初任者研修	生徒指導（いじめ問題他）
愛媛県東温市幼小中学校教職員研修会	いじめ問題の対応について
うずしお PTA 全国大会第4分科会	パネルディスカッションでいじめに言及
第64回日本 PTA 全国研究大会特別分科会	親子のコミュニケーション（いじめ問題他）
今津小・羽ノ浦小 PTA 人権研修会	いじめ問題等をめぐる「対策論」と「人間論」
山口県子どもの未来を考えるフォーラム	ネットいじめの未然防止
広島県広島市教育センター教頭研修	学校の危機管理（いじめ問題他）
徳島県教委幹部研修	いじめ防止対策の現状と課題
長生小学校講演会	いじめの心理といじめ防止の要点
小松島市学童保育連絡協議会	仲間関係の難しさと大切さ（いじめ問題他）
静岡県高等学校長協会生徒指導専門委員会	自己指導能力の育成やいじめ防止等～
四国大学人権教育研究協議会	いじめ防止対策の現状と課題
日本 PTA 全国協議会研修会	いじめ問題への対応
教員研修センター中央研修	いじめ問題等の学校危機管理
東京学芸大学付属高校校内研修	いじめ問題への対応
大分県人権同和教育協議会講演	人権問題（貧困・いじめ・LGBT）

### 3. 相談への対応による学校支援

「相談への対応による学校支援」については、いじめ・不登校・学級崩壊などの生徒指導上の問題や児童生徒との関係づくりの難しさに直面して困っておられる先生方の電話やメールでの相談、センターのオフィスに設置した「生徒指導相談室」への来室相談に対応した。

相談件数は10件程度であったが、「生徒指導相談室」に近畿圏からも相談に来られた。今年度から、美馬市や阿南市の学校の先生方が学校現場にしながら、映像機器を通してセンターのスタッフとダイレクトに相談できるサテライトを利用した教育相談を実施し、好評を得た。

### 4. 諸資料の提供による学校支援

平成28年度のもう一つの大きな取り組みとして、「生徒指導に係る教師力の高度化」にむけてカリキュラム開発があり、その試みとして資料集を作成した（資料集作成担当：阿形恒秀・池田誠喜）。この資料集は、広く全国の教育委員会、教育センター、教員養成系大学、学部等に配布した。今後は、資料集を活用した大学院の授業を展開し、その効果を検証するとともに、新たに教育相談やいじめ問題に関する資料集の作成に取り組み、「大学院における生徒指導に関するモデルカリキュラム開発」につなげていきたいと考えています。そして、さらに多方面の生徒指導上の問題に取り組める教師力の養成・訓練に役立つ資料集を作成予定である。

以下に資料集の内容を紹介する。

- \* 第I部では、大学院の授業における「生徒指導に係る教師力の高度化」に向けたカリキュラム開発の試みとして作成した資料をご紹介します。
- \* 鳴門教育大学教職大学院における生徒指導に関する共通科目の一つに、『生徒指導の理論と実践』がある（次ページに2016年度のシラバスを掲載しました）。また、生徒指導に関する専門科目の一つに『生徒指導・教育相談における関係機関との連携』がある。
- \* 第I部の内容は、これらの授業を担当している教職実践力高度化コースの阿形恒秀と池田誠喜が、これまで実践してきた授業内容を踏まえつつ新たな知見を加え作成した。
- \* （アクティブラーニング）と示しているテーマについては、ワークシートも活用しながら、個人のアクティビティやグループのディスカッション等の形態で理解を深めることを想定している。
- \* 2017年度には、授業で本資料を活用して内容を検証し、生徒指導に関するモデルカリキュラムの確立につなげていく予定である。

#### 鳴門教育大学生徒指導支援センター 生徒指導相談室

生徒指導相談室では、いじめ・不登校・非行・学級崩壊などの生徒指導上の問題や児童生徒との関係づくりの難しさに直面して困っておられる先生方のさまざまな御相談に対応いたします。

相談に対応するのは、教育学・教育経営学・臨床心理学などを専門とする生徒指導センターのスタッフで、10名のうち7名は学校現場の教職実務の経験がある大学教員です。

相談を希望される方は、まずは下記連絡先にメールもしくは電話でご連絡ください。

電話：088-687-6381

メール：[ssgc-ctr@naruto-u.ac.jp](mailto:ssgc-ctr@naruto-u.ac.jp)

その後、必要があれば、本学にお越しいただいて直接お話を伺うことも可能です。

また、講師等の派遣については、鳴門教育大学の「教育支援講師・アドバイザー等派遣事業」を活用いただくことも可能です。生徒指導支援センターのスタッフも講師・アドバイザーとして登録しています。「教育支援講師・アドバイザー等派遣事業」については、<http://www.naruto-u.ac.jp/research/05/001.html>をご参照ください。



# BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第1回徳島大会

## 1. BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第1回徳島大会 次第

# BP（いじめ防止支援） プロジェクト平成28年度第1回徳島大会

BP: Bullying Prevention いじめ防止

平成28年8月20日（土） 会場：ザ・グランドパレス徳島

主催



## プログラム

13:00 開場・受付

14:00 開 会  
開会挨拶 鳴門教育大学長 山下 一夫

14:10 シンポジウム 「いじめ研究の最先端  
～ピーター・K・スミス『学校といじめ』を読んで～」

シンポジスト 鳴門教育大学教授・生徒指導支援センター所長  
葛西 真記子

甲子園大学准教授 金綱 知征

鳴門教育大学講師 池田 誠喜

総 括 鳴門教育大学特任教授・日本生徒指導学会会長  
森田 洋司

司 会 鳴門教育大学教授 小坂 浩嗣

16:30 閉 会 鳴門教育大学理事・副学長 佐古 秀一

主 催 鳴門教育大学  
共 催 宮城教育大学，上越教育大学，福岡教育大学，鳴門生徒指導学会  
後 援 文部科学省，国立教育政策研究所，日本生徒指導学会，公益社団法人日本PTA全国協議会，  
徳島県PTA連合会，日本生徒指導学会四国地区研究会，徳島県，徳島県教育委員会，徳島市，  
徳島市教育委員会，徳島県警察本部，徳島新聞社，NHK徳島放送局，四国放送株式会社，  
朝日新聞徳島総局，毎日新聞徳島支局，読売新聞徳島支局，産経新聞社徳島支局，  
共同通信社徳島支局，時事通信社徳島支局，株式会社日本教育新聞社

連絡先 鳴門教育大学プロジェクト事務局（国立大学法人鳴門教育大学経営企画本部企画課企画広報係）  
TEL：088-687-6173 FAX：088-687-6108  
Web <http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

## 2. 「いじめ研究の最先端 ～ピーター・K・スミス『学校といじめ』を読んで～」

### シンポジウム記録



鳴門教育大学 教授（生徒指導支援センター所長）

葛西 真記子

初めに、この本の特徴として、いじめ研究の第一人者であるスミス先生がこれまで色々な研究をされて、イギリスだけではなく、世界各国の研究を総括されている、それから、あくまでデータに基づいた客観的な視点で研究の成果をまとめられているところが一番大きいと思いました。いじめは国によってタイプが少しずつ違うと思いますし、それぞれの国でどういった方々に偏見や差別意識を持っているのかに関連して、そこにいじめが発生します。これが社会のメカニズムなのですが、国によって違うなという感じはしました。

いじめの多様性なのですが、いくつかあります。例えば、それぞれの国において、ある種の宗教や女性に対する色々な考え方が様々なところに浸透していて、言葉の端々や態度のちょっとしたところに偏見的なところが出てしまいます。そのままであれば、それはいじめではないのですが、それが表面に出てきて、子どもが学校の中でいじめに発展するということがあります。これが、偏見に基づいたいじめです。

次に、人種差別的ないじめは、子どもの人種、民俗に関連したいじめです。スミス先生が色々な研究を集めてみたら、特に民族、マイノリティの集団の子どもの方が民族的にマジョリティな子どもよりも常にいじめられているのかというと、そうではないという結果でした。ただ、アジア系の子どもの方が人種差別的な内容でいじめられることが多いということです。

#### 性別に関するいじめと性的いじめ

- 性差別主義、ジェンダーステレオタイプ
- 性差別いじめ
- 性的いじめ
- 男子から女子への性的いじめ、女子から女子への性的いじめがある
- 男子は、性的指向に関する内容でいじめられる可能性が高い

Intersectional  
ないじめ

そして、性別・性的ないじめに関する話です。これは性差別です。男の子は男らしく、女の子は女らしくこうあらねばならないというところに基づいています。恐らく、それは国によって違いますが、一番標準である、これが男らしい、女らしいというところからズレている人や違う人というのはいじめられやすくなってしまいます。女子は性別のことでいじめられ、男子は、同性愛等、性

的指向に関する内容でいじめられる可能性が高いです。この性的いじめは、インターネットを利用した性的いじめが結構多くなっています。

次にセクシュアル・マイノリティに対するいじめです。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーです。レズビアンとゲイというのは同性愛ですね。バイセクシュアルは両性愛ということで男性にも女性にも性的な欲求が向くという方。トランスジェンダーは性別違和感を持っている方で、セクシュアル・マイノリティに対するいじめとは、そういう方々に向けられたいじめです。

また、特別支援の子どもは通常学級の子どもよりも2・3倍、ADHDと診断された子は約8倍いじめられた経験があります。なぜいじめられるリスクが高いのかというと、社会的承認の低さや社会的排斥。

つまり、友達がいなかったり、クラスの中では人気者ではなかったりするというのが原因なのではないかと思います。しかしそれは、発達障害やADHDのお子さんは、元々ソーシャルスキルが難しいということがあるので、友達づくりやいじめを避けたり対処したりするソーシャルスキルが欠けているのかもしれませんが、不器用であったり、吃音などがあつたりすると、そういう特徴が、いじめたいと思っている人たちのターゲットになりやすいのかもしれません。これは特に日本の特徴ですが、擁護する人が少なく、傍観者が多い、仲裁者が少ないことです。止めようとする日本人が少ないことは、よく言われます。止めようとしたら次に自分がいじめられる、そんな特徴があります。

最後に、この本の中には本当に色々な観点からいじめがされていることが分かります。自己報告のアンケートだけではなく、仲間からの話や親・先生からのチェック、運動場で遊んでいる様子をビデオで撮っていじめを発見するなど、本当に多岐にわたったいじめの話が出てきます。ですので、研究する方に限らず、学校現場におられる方にとっても、とても役に立つのではないかと思います。

### 障がいによるいじめ

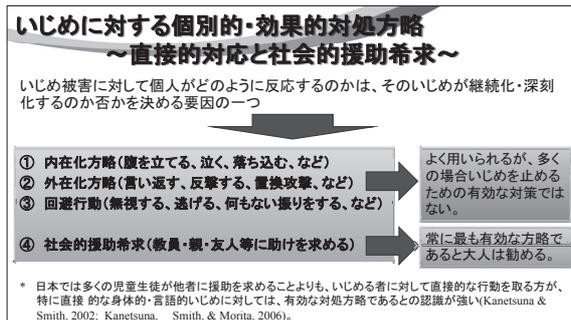
- Whitney, Smith & Thompson (1994)の研究では、特別支援の子供は、通常学級の子供と比較して、2倍から3倍のいじめられた経験がある。また、他児をいじめた経験にも2倍近く関与することがあることも発見した。
- RSM McClure Watters (2011)の研究でも、障害を持つ子供と持たない子供を比較して、いじめられる発生率を比較したところ、小学校(障害を持つ子供44.3%、持たない子供38.6%)と小学校以降(障害を持つ子供44.9%、持たない子供28.2%)の両方で、障害を持つ子供のほうが高かった。いじめ加害の発生率もまた、小学校(障害を持つ子供27.8%、持たない子供20.8%)と小学校以降(障害を持つ子供29.1%、持たない子供20.5%)で、障害を持つ子供のほうが高かった。
- Holmberg & Hjerm (2008)は、ADHDと診断された子供と被験群を比較した。いじめられたという子供の割合はADHDでは約8倍、いじめたことがある子供は約3倍であった。
- なぜいじめられるリスクが高いのか

### 擁護者の少なさ

- 多くの生徒がいじめを目撃している
- Rivers (2009)によると、63%が9週間以内に同級生の子をいじめを目撃
- Salmivalli & Lagerspetz (1996)によると、26%がいじめの手伝い、助長、24%が加害者、17%が擁護
- 擁護の態度に関する予測変数 (Rigby & Johnson, 2006)
- 年齢が低い(小学生)
- これまでいじめた経験が稀か、ない
- 過去にいじめに介入したことがある
- 被害者に肯定的な態度をもっている
- 親と友人(教員を除く)から被害者を擁護する行動をとるだろうと期待されている本人が信じている

甲子園大学 准教授  
金 綱 知 征

学校は、子どもに安全な環境を提供するというのが何よりも重要で、その責任があります。その責任に何が含まれるか、まずはいじめを予防することです。予防することと同時に、不幸にも起こってしまったときには、どれだけ効果的に対応することができるのか、その両方が学校の責任としてあります。本書でもスミスは、最も重要なことは、学校が、自分



たちが選択したアプローチを一貫して、かつ全校をあげてやり通すことなんだと結論づけています。そして、そのためには、包括的な対策の方針を持つということがまずは大事で、それを子どもも大人も含めた学校関係者全員が理解して、同じ方向を向いて取り組んでいくことが、非常に重要ではないかと思えます。

#### まとめ

- 学校には子供に安全な環境を与える責任がある。
- この責任の一部には、いじめ事案を予防すること、不幸にも起こってしまった時に効果的に対応することの両方が含まれる。
- 懲罰的なアプローチと非懲罰的なアプローチのどちらに、より相対的な利点があるかという理論上の論争には決着はついていない。
- おそらく最も重要なことは、学校が、自分たちが選択したアプローチを、一貫して、かつ全校を挙げて、やり通すこと。
- 行動の指針となる、明確で包括的ないじめ対策の方針を持つことは重要。
- 短期的かつ散発的な取組ではなく、長期的かつ継続的なカリキュラム活動によって、児童生徒、教職員、保護者等の学校コミュニティ全体の取り組みに対する意識の向上を図り、学校全体の反いじめ風土を作り上げる。
- いじめ現象自体が変化・発展し(ネットいじめの出現など)、また介入のための新たなアイデア(仮想的学習環境など)が開発されていることも含めて完成された取組などといったものはない。

もうひとつ、日本のこれまでのいじめ対応は、非常に短期的かつ散発的な取組みが圧倒的に多いです。ヨーロッパで行われているような長期的かつ継続的な、いわゆるカリキュラム活動による学校全体での取組、あるいは地域全体での取組というのは中々難しいです。しかしながら、学校全体での取組に対する意識の向上を目指して、初めはクラスの中だけでの取組でも、いずれクラスの中から学年全体へ、また学校全体へと広げ、さらには学校を越えた地域全体へと広げていくことが今後すごく大事になっていくと思います。

そもそも、いじめ現象そのものも日々変化・発展しており、ここ10年ほどは、ネットいじめが出てきています。ネットいじめも最初は、学校裏サイトや非公式サイトから始まり、今はもっぱら、ラインによる仲間はずしです。そうすると、元々、学校裏サイトでは匿名性をもって悪口を書き込んでいたものが、今はお互いみんな顔が分かっている中で仲間外しをするみたいなことになってきているわけです。つまりネットいじめそのものがまだ新しい現象ですが、やはり変化しているわけです。いじめ現象の変化に伴い、新たな取組もどんどん生まれてきています。しかし、これさえやっていたら大丈夫であるという完成された取組はまだなく、その都度何が必要であるのか、きちんと我々大人が見極めつつ、粘り強い対応・対策を根気よく続けていくことでしかいじめを減らすことはできないのかなと思います。

鳴門教育大学 講師  
池田 誠 喜

私からは、いじめの定義にまつわる話の話をさせていただきたいなと思います。この本では、bullyingは、いじめという風に意識されているのですが、読んでみると、どうも、日本での僕らが捉えているいじめと若干違うということが感じられました。ここでは、様々ないじめにまつわる類似語を取り上げて、いじめの構図や状態、つまり現象の理解が進むのではないかと、紹介されていました。何が取り上げられていたかという、攻撃ハラスメントです。

まず、攻撃というのを紹介させていただきます。攻撃は、誰かに危害を加えることを意図したこと、経験のある行為といったことで捉えておりました。直接的攻撃、間接的攻撃、関係性攻撃、社会的攻撃の4タイプ紹介しています。

直接的攻撃というのは、直接身体暴力とか言葉でいじったり、悪口を言ったり、直接的に差別することです。間接的攻撃は噂を流すなど、間接的に第三者を通した攻撃とされています。直接的攻



撃は比較的男性に多く見られ、間接の方は女性に多く見られるというようなことも言われていましたが、これは全部ではないということです。あと、関係性攻撃は、人間関係に危害を与える攻撃で、グループに居られないようなこと、人間関係に支障を来たすところを攻撃することです。もう一つは、社会的攻撃が挙げられていました。これは社会的地位に危害を与えるというようなことなのですが、攻撃する意図がなくても起こり得ることなのかもしれないと思います。このように、いじめを理解するには、攻撃ということから考えてみても役に立つのではないかと思います。

続いて、暴力という用語です。これはいわゆる、身体的にであったり、物を壊したりといったことなのですが、多くは身体的なものです。攻撃することを暴力と捉えますが、言葉の暴力ということも当然言われています。それと、これは結構皆さん思っていることだと思いますが、脅しも暴力に含まれるのではないのでしょうか。器物破損ですね。しかし、どうもこの本の話からすると、暴力というのは力の不均衡、つまり、力の差をイメージさせるものだという感じがしました。

次に、ハラスメントです。これは、脅かしたり、身体的・精神的に苦しめたりする行為です。あとは、セクハラや民族差別、同和問題でも近いかもしれないですが、偏見による個人に対しての事例がみられるということです。

もう一つは虐待です。これは人や動物に身体的・精神的・心理的にひどい扱いをすると捉えていました。文脈で言うと、家族や特に親しい関係で起きて、その行為自体や関係性からしてもいじめの事象に非常に似ています。虐待が、いじめの類似ということで紹介されています。

定義に関わることを紹介させていただくと、行為の存在、そして継続性・反復性、最後に、均等でない力の存在・力の不均衡が生じていること。この3つが、ここでの bullying の定義に特徴づけられているなど感じました。

日本のいじめの場合は、bullying と比較してみると、被害感に非常に寄り添って、ここがクローズアップされています。一方、スミス先生の本では、どちらかという、加害者側を理解するという文脈に沿ってなされている気がしました。やはり、この両方が必要なのだろうと思います。また、ダメージを受けた子のケアや、予防も含めて、レジリエンスについていくつか載っていますので、気になると思われる方はご覧いただければと思います。

## 総括

鳴門教育大学 特任教授（日本生徒指導学会会長）

森田 洋司

この本を読んで頂くと、日本は被害者主義というか、被害の観点というのを非常に強調しており、欧米は法律、あるいは人権に関して日本よりも先行して色々な社会の中で展開した経緯がありますので、加害・被害の双方の人権と、双方の権利というものをどう保障して、調整していくかという点で非常に苦労していることが分かります。その結果として、対応策が色々出てきて、日本はどちらかという、加害した方が悪く、懲罰的な傾向が非常に強くなります。しかし、欧米で用いられている加害者対応には修復的正義という考え方があります。この修復には関係修復と社会修復があります。関係修復というのは被害・加害関係という関係を修復する。社会修復というのは先程援助グループというものが出ていましたけれども、スミスの方略では非常に高い効果があり、悲しんでい

る子、すごく困っている子がいる、この子たちに私たちは何ができるのかということを考えることを通して、その集団や社会自体のモラルを修復する。それによって単に被害を受けた子どもだけでなく、その集団やグループの中で再び事態を起ささないために、私たちは何ができるかということを考えていく。それがいわゆる社会修復という意味合いです。まさに道德教育のひとつの要の本質です。

もう1点は、先程から議論に出ている、いじめとは何かということ。これは今の日本の状況と海外の状況と若干違う部分があります。今の日本の状況は、文科省の定義が平成17年以降も尾を引いており、深刻な被害あるいは重大な事件、誰が見てもいじめ事件だというものに対応していたという経緯があります。深刻なところですが、日本のいじめ法では深刻なというのは省かれています。単に被害、苦痛を与えるもので、被害感だけを法律の中に盛り込んでいます。客観的に周りが見て深刻なというのではなくて、いじめられた本人にとってどれだけ深刻な問題になっているのかということ判断していかなければならない。だから、見て深刻だと誰が判断するのかというのが非常に難しい問題になっていますので、それを避けて、いじめられた子どもに沿ってというところを強調して、今現在やられております。

今、学校にはいじめの認知を広げなさいと文部科学省から通知・通達が出ています。法律を前提にしながら、疑わしきものも含めて全件組織対応にしていきなさいという形で進めているのは、社会通念よりも法律の方が広いからです。そしてそのギャップをどのようにして埋めていくのかが今の課題ですので、社会通念がいくら学校内で共通理解されても、それはまだ法律よりも狭いと考えています。苦しんでいたり悩んでいたりする子どもに対応していくことも必要ですが、いじめであろうとなかろうと、苦しみや悩みが生じた状況に対して、まず手当てをしていく必要があります。その状況の中に必ず当事者だけでなく全ての子どもたちに指導すべき問題が含まれています。それは学校内で処理できる問題、社会の影響の中で処理していかなければならないレベルの問題等、色々なレベルがあります。その中で、いじめをきっかけにして、何を子どもに提供していくべきなのか。つまり、何をそこから汲み取り、子どもに伝えるのか。そして子どもたちの問題状況を改変しながら、いじめというものの再発をどう防いでいくのかを導き出していきながら、同時に、それがいじめに当たるかどうかを組織の方で判断する。現場の指導と組織の行政的・法的判断をきっちり腑分けしつつ両立させないといけません。いじめを非常に大きく広く捉えていただくのは、その内容がいわゆる、相手が嫌がる行為や相手をないがしろにする行為といった人の尊厳や人権を侵害する行為という括がりのなかで指導をしながら、もう一方では、あれ？おかしいな？と思ったら組織へ上げる。そしてそれがいじめに当たるかどうか時間をかけて組織の方で判断する。この教育的指導と法に沿った対応の両方が大切なことです。それが、疑わしいものに対して全件組織的対応という法が求めている方針の意味です。



(平成28年8月BPプロジェクト第1回徳島大会での講演をBPプロジェクト事務局で要約)

# BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第2回徳島大会

1. BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成28年度第2回徳島大会 次第

## BP（いじめ防止支援） プロジェクト平成28年度第2回徳島大会

BP: Bullying Prevention いじめ防止

平成28年11月19日（土）  
会場：徳島県立総合教育センター

主催  国立大学法人  
鳴門教育大学

### プログラム

13:00 開場・受付

14:00 開会 司会 鳴門教育大学教授 小坂 浩嗣  
開会・挨拶 鳴門教育大学長 山下 一夫

14:10 講 演 「BP(いじめ防止支援)プロジェクトの  
1年半の歩みと今後の方向性」  
～構成4大学の特色ある取組の成果を踏まえて～

鳴門教育大学教授  
いじめ防止支援機構長 阿形 恒秀

16:10 質疑応答

16:30 閉会・挨拶 鳴門教育大学理事・副学長 岩切 健一郎

主催 鳴門教育大学  
共催 宮城教育大学，上越教育大学，福岡教育大学  
後援 文部科学省，国立教育政策研究所，日本生徒指導学会，  
公益社団法人日本PTA全国協議会，徳島県PTA連合会，徳島県，徳島県教育委員会，  
板野町教育委員会，徳島県警察本部，徳島新聞社，NHK徳島放送局，四国放送株式会社，  
朝日新聞徳島総局，毎日新聞徳島支局，読売新聞徳島支局，産経新聞社徳島支局，  
共同通信社徳島支局，時事通信社徳島支局，株式会社日本教育新聞社

連絡先 鳴門教育大学プロジェクト事務局  
(国立大学法人鳴門教育大学経営企画本部企画課企画広報係)  
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
TEL: 088-687-6173 FAX: 088-687-6108  
Web <http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

## 2. 講演記録

「BP（いじめ防止支援）プロジェクトの1年半の歩みと今後の方向性

～構成4大学の特色ある取組の成果を踏まえて～

鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長

阿形恒秀

「BP（いじめ防止支援）プロジェクト」は、いじめ問題に関して特色ある取組を行っている4大学（宮城・上越・鳴門・福岡の各教育大学）による協働参加型のプロジェクトで、平成27年度に立ち上がりました。4大学それぞれが特色ある取組をしつつ、それぞれの大学がある地域で研修会を開きます。そして年に1回、最後は東京で4大学が一堂に会して共通のテーマのシンポジウムを開催しています。4構成大学それぞれの取組を紹介します。

一例を挙げると、福岡教育大学は、いじめ防止につながる授業をどう行えば良いかについて、先進的に取組んでおられます。昨年度の研修会で「授業の中でいじめに強い集団を作っていく」というテーマで実践報告されました。宮城教育大学は、「特別支援教育といじめ」というテーマ、別の言い方をすると発達障害のある児童・生徒といじめの問題について研究実践を進めておられます。上越教育大学は、今年度の研修会で、差別意識という概念との関係の中でいじめが捉えられており、実際にどういったプログラムでシチズンシップ教育を進めたら良いのかを提言されました。

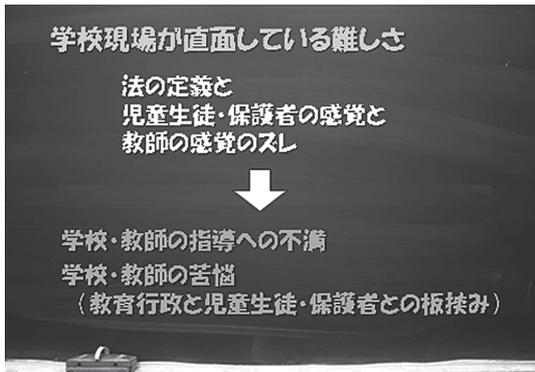
鳴門教育大学は、今年度の第1回徳島大会を8月に開催しました。本日も司会を担当している本学の小坂浩嗣先生の司会により、生徒指導支援センター所長の葛西真記子先生、池田誠喜先生、甲子園大学の金網知征先生によるシンポジウムを行い、森田洋司先生が総括されました。シンポジウムでは、世界的にも有名ないじめ研究の第一人者であるロンドン大学のピーター・K・スミス博士の最新書を2016年に翻訳・出版した「学校におけるいじめ」（森田先生・山下一夫本学学長が総監修）をもとに、国際的に見た学校におけるいじめの特徴や、欧州のいじめ予防・対応策を日本の学校にどのように適用させるかという問題について発表・討論が行われました。

スミス先生の著書では、世界のいじめ研究におけるいじめの定義について、詳細にまとめられています。「危害を加える意図がある」「力の不均衡がある」「何らかの反復的な要素を持つ」などの基準が世界の多くの研究文献のいじめ定義に共通していることが明らかにされています。このような学術的な定義と、私たち学校現場の感覚と、いじめ防止対策の定義の3つは、重なっている部分も当然ありますが、微妙にズレている部分もあります。

いじめの定義について、文科省は、最も広い定義を採用しています。そして、決していじめを見落とさないことと、解消率を高めることが大事であると説明しています。また、認知件数が多いというのは、むしろ積極的に学校が取組んでいるということであると述べています。ただ、世間では「認知件数が多いほどよい」というのは少しわかりにくく、普通は、まだこんなにも起きているのかと受け止められるだろうと思います。

### 学術的定義 <比較的共通する定義>

- \* 攻撃行動（危害を加える意図あり）
- \* 身体的・言語的・ネットのいずれかの型の攻撃を通して、直接的または間接的に行われる。
- \* 力の不均衡がある（被害者は自分自身を守るのが困難である）
- \* 何らかの反復的な要素を持つ（頻繁に起こり得る）



このような、国のいじめ防止対策の考え方と現場や世間の感覚のズレについて、私は、こう理解すれば良いと思います。要は「いじめによる自殺等の痛ましい事件が次々と起きている。このようなことは二度と起こらないようにしたい。」それが、文科省の基本姿勢だと思います。なので「とにかく見逃さないでください、見逃さないためには疑わしいところも全部網に掛けて、全部拾ってください。疑わしきはすべて注意を払ってください」とい

うのが法の定義の趣旨だと思います。その点は私も、共感できます。よく見ていくと、はっきりとしたいじめとして捉え禁止・抑圧・指導の介入を行うことが必ずしも必要ではないものもあるかもしれないが、とにかく一旦は全部拾ってほしいということですね。

いじめは言うまでもなく決して認められるものではありません。けれども、人には対人関係において「好きと苦手」があるのも事実です。したがって、「あってはならない」という建前のメッセージは、児童生徒の心には届かないのではないかと思います。少し前に北海道教育大学に行ったとき、同学の学生さんのプレゼンが印象に残りました。教師の児童生徒に対する「好きと苦手」というテーマでのプレゼンでした。「明日というのは今日の続きではない。今日苦手だった相手も、もしかしたら明日は…と、そんなことを頭に置いて関わっていけば良いのだろうなと思っています」という内容でした。本当に私は感動しました。教師たる者、こういう眼差しで子どもたちを見ないといけな



いね。希望を失わない姿勢というのを教えてもらった気がします。

宮城・上越・鳴門・福岡の4教育大学でBPプロジェクトを始めて、お互いに影響を与え合う中で、私たちは「いじめ」というキーワードを巡って心が動き、たくさんの新たな気づきを得ることができました。そんな取組を皆さんにもまた発信して、一緒にいじめ問題を考えていけたら良いなと思っています。

# 福岡教育大学

## いじめ根絶アクションプログラム

福岡教育大学いじめ根絶を目指す アクションプログラムの取組について……………	47
1. 取組概要 ……………	47
2. 実施体制 ……………	47
3. 研修事業 ……………	48
平成 28 年度 BP プロジェクト事業成果報告 ……………	51
教職大学院における学校適応援助を専門とする 授業における BP 事業資料の活用……………	51
福岡教育大学教職実践講座 教授 西山久子	
1. 授業の概要 ……………	51
2. 当該講義の概要 ……………	51
3. 演習のまとめ ……………	52
福岡教育大学いじめ防止研修会……………	53
1. 福岡教育大学いじめ防止研修会 次第 ……………	53
2. 福岡教育大学附属福岡小学校 「いじめ」防止につながる授業づくり（算数科）……………	54
福岡教育大学いじめ防止研修会アンケート集計結果 ……………	56
1. 回答者内訳 ……………	56
2. 研修会の内容について……………	56
3. ご意見・ご感想（自由記述・抜粋）……………	56
4. 今後の取組についてのご要望（自由記述・抜粋） ……………	58



# 福岡教育大学いじめ根絶を目指すアクションプログラムの取組について

## 1. 取組概要

福岡教育大学では、平成26年度より、「いじめ根絶をめざすアクションプログラム」を策定し、いじめ予防に資する一連の取組を行っている。

このアクションプログラムでは、大学が有するリソース、宗像・福岡・小倉・久留米の各地区に置かれた附属学校を活用し、福岡県教育委員会及び福岡県市町村教育委員会連絡協議会と締結した連携を生かすとともに、他の3教育大学との連携を通して、いじめ根絶を目指すものである。

本学の主な取組を四点挙げると、

一点目は、いじめ防止等の委員会への委員派遣や重大事案について調査する第三者調査委員会への委員推薦である。【取組1】

二点目は、現行の教科で扱う、いじめ予防に資する一連の授業案（いじめ防止を意図した各教科等指導案）を開発して、県内五つの小学校に協力してもらい、当該プログラムの有効性の検証を試行し、改善を加え、公立学校で使える授業の在り方の提案である。【取組2】

三点目は、専用HPで本学の取組の現状報告や、いじめ問題を真に解決しうる授業づくりについて提案するなど、解決事例や成果を広く社会に発信する取組である。【取組3】

四点目は、いじめの重大事案に関する各種報告書を要約し、教員養成課程の学生の教育に活かす取組である。【取組4】

このような本学の取組と3大学の取組が、いじめ問題の改善のための有効的な手段になることを目指し、今後とも教育大学の使命として一層の努力を行って参りたい。

## 2. 実施体制

平成28年度は、以下のメンバーで実施した。

氏名	職名	専門等
楠崎 洋二郎	理事・副学長	事業責任者, 地方教育行政
大坪 靖直	教育総合研究所副所長 教育科学専攻学校心理コース・教授	(教育) 教育社会心理学 (研究) 社会心理学
西山 久子	教職実践講座専攻主任・教授	学校教育学, スクールカウンセリング
小泉 令三	教職実践講座 生徒指導・教育相談リーダーコース主任・教授	学校心理学, 生徒指導
村田 育也	教職実践講座 教育実践力開発コース主任・教授	教育工学, 情報教育
金子 辰美	教職実践講座・特任教授	生徒指導・コーチング
平井 源樹	附属福岡小学校 教務主任・研究副部長	体育科教育
二串 英一	附属福岡小学校研究部長	算数科教育
藤岡 太郎	附属福岡小学校総括主任	社会科教育

## いじめ根絶をめざすアクションプログラム（抜粋）

### 取組 1：大学と附属学校、県内の各教育委員会が連携した取組

- 大学が中心となって公立学校でのいじめ防止対策等の良い事例、先進事例を収集し、附属学校での実践等に生かすとともに、今後の活用方策を研究する。
- 大学は、現職教員に対する研修プログラムを開発し、研修を実施するとともに、卒業生（教員就職者）に対する応援・指導体制を確立する。

### 取組 2：附属学校における予防教育、よさと可能性の発見の取組

- 現行の教科・領域等では十分に取り扱えていないいじめ予防に資する一連の具体的プログラムを 30 程度開発（既存のものの改訂含む）して、試行し、改善を加え、公立学校で使えるプログラムとする。

なお、実施に当たっては、附属福岡が中心となり、附属小倉・久留米は協力及び試行する。

### 取組 3：解決事例や成果を大学のホームページで社会に発信する取組

- よい取組や首尾よく解決した事例、実践研究の成果の公表について、個人情報保護の観点から十分に吟味し、より一般化された形で大学のホームページにより公表する。これにより、いじめの抑止力になることが期待される。（準備中）
- 大学からの一方的な発信とならないように、それらに対するパブリックコメントを募り、それらも合わせて掲載することにより、いじめ根絶の世論形成につなげていく。（準備中）

### 取組 4：教員になる若い世代や保護者への教育や啓発の取組

- 本取組の成果を踏まえて教職科目の中に組み入れ、教員養成における現代的課題への対応力を向上させる。
- 公立学校保護者会における講演や出前講座などにより啓発活動を行う。

### 取組 5：他の教育大学との連携した取組

- 本学のみならず、他の教育大学（鳴門教育大学、宮城教育大学、上越教育大学）と連携して、各地域の実情等を考慮した取組や成果について、情報共有を図るとともに、相互に成果を活用することなどを通して、共同していじめをなくす日本の教育の実現に資する研究を展開する。

## 3. 研修事業

連携 4 大学では、いじめ防止に向けて、教員や学校の生徒指導力向上のための各種支援事業、教育研究事業、研修事業等を実施している。中でも、研修事業と情報発信については各大学が行う共通の事業として位置づけられており、研修事業では、研修会として全国 4 カ所で各大学の特色を活かした取組の発表等を実施し、多くの教育関係者の参加を得た。

福岡教育大学では、7月に本学教職大学院の学生及び修了者のフォローアップとして、いじめ問題に関する内容についての研修会を行った。また、宗像市教育委員会、福津市教育委員会との主催で8月に宗像地区教育関係者合同研修会を開催し「いじめ・不登校の未然防止への取組について」と題し、

福津市における取組状況と本学附属福岡小学校の実践について発表を行った。さらに3月には本学主催のいじめ防止研修会を開催し、これまでの本学の取組の現状報告を行い、その中で、いじめ問題を真に解決しうる授業づくりについて提案を行った。

#### (1) 2016年度教職大学院フォローアップ研修会

平成28年7月30日(土)に、福岡市内のホテルにおいて2016年度教職大学院フォローアップ研修会を開催した。

本研修会では、本学教職大学院生、修了者及び教員など104名の参加により、教職大学院修了者等のフォローアップとして、教職大学院村田育也教授より「ネットいじめにどう向き合うか?」と題し、多様で複雑なネットいじめについての講演を行った。

#### (2) 第11回宗像地区教育関係者合同研修会

平成28年8月10日(水)に、本学アカデミックホールにて「第11回宗像地区教育関係者合同研修会」を開催した。

「福岡教育大学と宗像地区の学校との連携について」を全体テーマとし、猛暑の中、宗像市・福津市教育委員会および学校関係者、本学関係者を合わせて約190名の参加があった。

開会行事では、櫻井学長から「宗像地区の教育振興を図るといふ本研修会の目的に立ち返り、これまでの成果を踏まえ、望ましい連携の在り方やそのための課題を考えていきたい」との挨拶があった。

第一部では、「いじめ・不登校の未然防止への取組について」と題して、福津市におけるQ-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)等を活用した取組状況、そして教員養成4大学(宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学)が協働で実施している「BP(いじめ防止)プロジェクト」より、附属福岡小学校での「いじめ」防止につながる授業づくりについて、実践発表があった。

第二部では、新たな試みとして、「大学研究シーズと学校のニーズのマッチング・ワークショップ」と題してのポスターセッションを行った。

福岡教育大学BP(いじめ防止)プロジェクト、体験実習・教育実習、CS(コミュニティスクール)支援、防災教育、そしてQ-Uの5種類のポスターを会場内に設置し、出席者は自身の興味があるブースを訪ね、担当教員の説明を受けての質疑応答が交わされる様子が、会場内で多く見受けられた。

《本学HP掲載記事より抜粋》

#### (3) 平成28年度福岡教育大学いじめ防止研修会

平成29年3月4日(土)、福岡教育大学において平成28年度福岡教育大学いじめ防止研修会を開催した。(参加者数:100名)

本研修会では、大坪靖直教授より、「いじめ根絶をめざすアクションプログラム」における取組状況について、附属福岡小学校の平井源樹教諭、二串英一教諭、藤岡太郎教諭より、現行の教科で扱ういじめ予防に資する一連の授業案(「いじめ」防止につながる授業づくり(全体、体育、算数、社会))について事業報告があった。

質疑応答では、フロアからも、「独自の観点による大変興味深い取組だ」、「いじめ防止と学びを共有した実践的な教材である」等の意見があった。

講評では、教育行政の立場より、福岡県教育庁教育振興部義務教育課の金子尚文主幹指導主事からいじめ防止の推進と題し、福岡県及び全国のいじめ問題の状況、いじめ問題への対応についての報告及び附属福岡小学校での実践についての意見をいただいた。

附属福岡小学校での実践については、全教科で特色のある取組を行っていることに高い評価をいただき、また、事業報告のあったそれぞれ教科についての課題を指摘していただいた。

最後にいじめ問題への対応については、いじめ未然防止の推進として児童生徒の自己指導能力を育成する及びいじめの早期発見・早期対応が求められるとの指摘をいただいた。

本学の取組の現状報告を行うことにより、いじめ問題を真に解決しうる授業づくりについての提案ができ、大変有意義な研修会となりました。

本学としては、本日いただいた意見や開発した教材は、BP プロジェクトの成果として広く情報発信して参ります。

《本学 HP 掲載記事より抜粋》

## 福岡教育大学 BP プロジェクト専用 WEB ページ紹介

いじめ防止支援プロジェクト  
**BPプロジェクト**  
福岡教育大学いじめ相談アクションプログラム

文字サイズ 小 大

TOP ごあいさつ BPプロジェクトとは 取り組み内容 活動報告 教育教材

教員養成4大学  
宮城教育大学 上越教育大学  
鳴門教育大学 福岡教育大学 が協働して行う。

いじめ問題改善のための  
プロジェクト。

BPプロジェクト  
とは

BPプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト）とはいじめ問題改善のため、  
教員養成4大学が学校、教育委員会などの支援を行う文部科学省認定のプロジェクトです。  
福岡教育大学では附属学校を活用して、現場での実践を交え、より効果的な教育・支援を行っています。

私たちの気持ち  
読んでみる ▶

Web ページ : <http://bp.fukuoka-edu.ac.jp>

# 平成 28 年度 BP プロジェクト事業成果報告

## 教職大学院における学校適応援助を専門とする授業におけるBP事業資料の活用

福岡教育大学教職実践講座 教授

西山 久子

本事業は、教職大学院 生徒指導・教育相談リーダーコースの専門授業において、8名の現職院生を対象に実施された。同コースは、教職経験10年以上の現職教員及び社会人を対象に、学校適応援助の推進に向け、生徒指導・教育相談・特別支援教育等を網羅し、授業・学校実習・課題演習を通して、援助体制や専門的力量的向上を図っている。本コースの専門科目の授業において、本事業で集約された学校危機に関するケーススタディを実施した。

### 1. 授業の概要

授業題目：教育的ニーズの把握と評価

取得単位：2単位

開講期：修士1年目後期（第Ⅱ期）

授業形態：講義・演習・討議

実施日：2017年1月24日(火)

授業計画：第15回「自校の適応援助体制案の概観と学校危機予防に向けた体制作り」

#### 講義概要：教育的ニーズの把握と評価

＜目標＞ 各人の個性や才能を発見・認識させ、将来の職業選択なども見据えつつ、これらを個のニーズに応じて伸長させる。そのニーズの的確な把握と評価を行うことができ、学校内の取組をシステム化できる力量を得る。

### 2. 当該講義の概要

履修する現職院生は、コースツリーにおいて、学級担任等として学校適応援助を個別に行う力量を付けた後の段階にある。彼らに対して、いじめ等が背景にある実際の自死事案の調査委員会報告書を教材として、小・中各4名のグループで対応について協議を行った。

#### ケース1（小学校）「女子間での悪口等が背景にある小学校高学年女児のケース」

- 当該女児は女子集団による悪口の事実を知り、本音が言えず苦しい状態であった
- 子どもが多くのサインを出しているが、キャッチできていない
- 当該児童に対し直接的に関わる以外に、学級で疎外感を感じる場面が多くあった
- 初期対応・合理的配慮、本人の課題の背景に特別支援がある
- 大人の都合のよい「諍いにおける謝罪」による解決の落とし穴

#### ケース2（中学校）「学級および部活動でいじめが懸念された中学校男子のケース」

- 部活のトラブルへの介入は困難だが、退部した生徒には時間を取り教育相談が必要
- 特別な教育的ニーズのため、仲間の関係性の把握が困難な子どもの存在を認識すべき
- 学年会等の定例の会議で話し合えていない。異なる視点で発言できる者が加わるべき
- 教育的ニーズ対応で、一般教員のすべきこと、相談係等がすべきことの階層化は必須

- 教科担任の授業でのトラブルの対処が、根本的問題解決になっていない

### 3. 演習のまとめ

各院生がグループで整理するなかで、個別の視点と組織的視点とを整理し、今後に向けて①課題を早期に把握できるすべての教員への研修等でのかかわり方の周知〔介入〕、②いじめを受ける当事者になった場合にも児童生徒が困難を発信できる教師との関係づくりと、機会活用型の教師による指導〔早期発見〕、③クラスメートの困惑や辛さを察知できる援助力・被援助力の学習の位置づけ〔予防〕の3点に、演習での学びを集約した。

授業担当としては、カリキュラム上の余裕のなさから、配分時間が45分と少なく、実際の自死の対応について、クライシスマネジメントとリスクマネジメントとの両方に対し、丁寧な検討とそれに基づく対処案の作成ができなかった点は、今後に向けた改善点である。

# 福岡教育大学いじめ防止研修会

## 1. 福岡教育大学いじめ防止研修会 次第

国立大学法人  
**福岡教育大学**  
The University of Fukuoka Education Studies

平成28年度  
**福岡教育大学**  
**いじめ防止研修会**  
3月4日(土) 13:00~15:00  
(12:30~受付)  
福岡教育大学アカデミックホール

福岡教育大学では、いじめ問題に関して特色のある取組を行っている連携4大学(宮城教育大学、上越教育大学、鴨門教育大学、福岡教育大学)による「いじめ防止支援プロジェクト(BPプロジェクト)」において、「いじめの根絶をめざすアクションプログラム」を展開しております。本研修会では、本学の取組の現状報告を行うことにより、いじめ問題を真に解決しうる授業づくりを提案します。

**対象 ▶ 教育関係者並びにいじめ問題に関心をお持ちの一般の方**

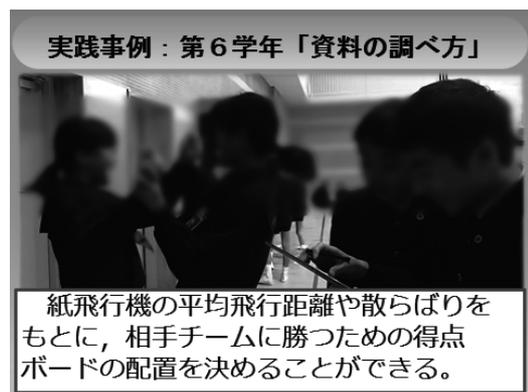
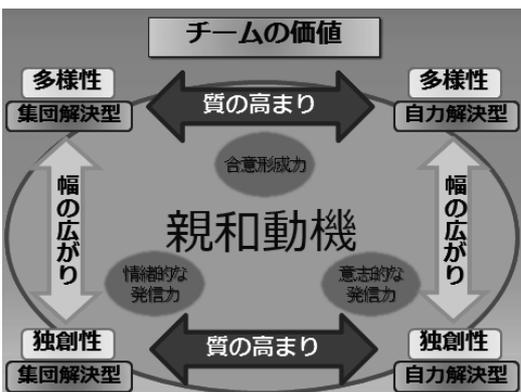
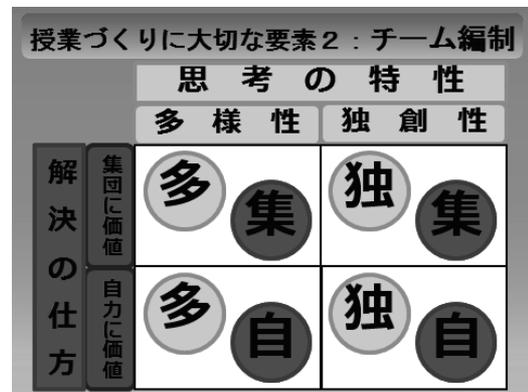
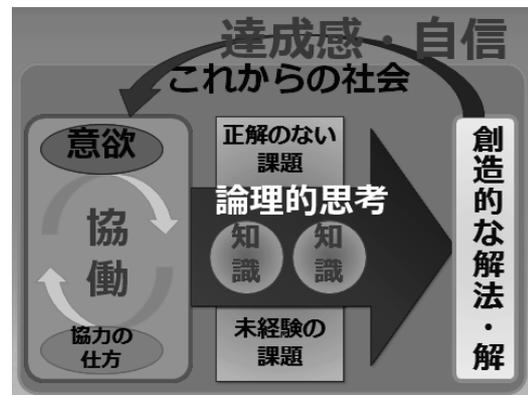
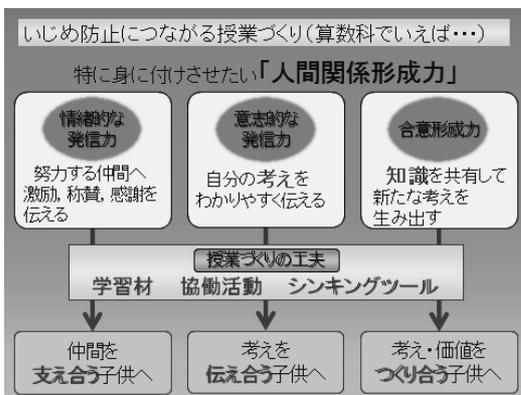
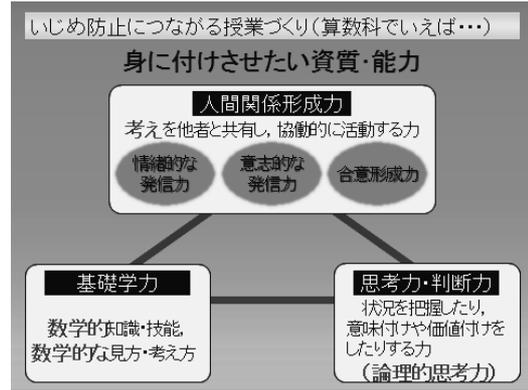
**プログラム**

13:00	開会挨拶	福岡教育大学 学長 櫻井 孝俊
13:05	趣旨説明	福岡教育大学 理事・副学長 檜崎洋二郎
13:10	事業報告(全体)	福岡教育大学 教育総合研究所副所長・教授 大坪 靖直
13:30	事業報告(研究開発) 「いじめ」防止につながる授業づくり	(全体・体育)福岡教育大学附属福岡小学校 教務主任・研究副部長 平井 源樹 (算数)福岡教育大学附属福岡小学校 研究部長 二串 英一 (社会)福岡教育大学附属福岡小学校 総括主任 藤岡 太郎
14:10	質疑応答	
14:35	講評	福岡県教育庁教育振興部業務教育課 主幹指導主事 金子 尚文
14:55	閉会挨拶	鴨門教育大学 学長 山下 一夫
15:00	閉会	

主催: 福岡教育大学  
共催: 古城教育大学、上越教育大学、鴨門教育大学

**参加費 無料**

2. 福岡教育大学附属福岡小学校 「いじめ」防止につながる授業づくり（算数科）



導入 展開 発展

記録を比較

数直線

試行回数	距離(m)
1	2.6
2	3.6
3	2.7
4	2.6
5	3.4
6	3
7	2.9
8	1.7

試行回数	距離(m)
1	2.4
2	2.2
3	2.4
4	1.6
5	1.6
6	3.5
7	1.8
8	3.3
9	3.7

度数分布表

きより(m)	回数(回)
1.5~2	1
2~2.5	5
2.5~3	1
3~3.5	6
3.5~4	2
4~4.5	1

きより(m)	回数(回)
1.5~2	3
2~2.5	5
2.5~3	1
3~3.5	5
3.5~4	4
4~4.5	2

柱状グラフ

導入 展開 発展

度数分布表

柱状グラフ

試しの紙飛行機飛ばし

きより(m)	回数(回)
0~4	T
4~8	F
8~12	T
12~16	T
16~20	T
20~24	—

どれくらい飛ばすかな？

平均飛行距離や散らばりの様子は？

チームの持ちよう

平均...  $1639 \div 15 = 10.89333... \approx 10.9m$

はよ冊... 3.0~23.0 : 集まり... 4m~12mにたくさん集まる  
集まりの中に平均が入っている。最小3.0m、最大23.0m。

導入 展開 発展

対戦チームの特徴をグラフから分析

平均値とたくさん集まっているところが重なっているから、飛ばないと判断できるよ。

長い距離のところは回数が少ないから、飛ばないと判断してもよいと思うよ。

でも、最大値は23.1mだから、長い距離もあるね。

平均値は、9.2mだね。短い距離に集まっているね。

結果をもとに対戦チームの得点配置を考える。

導入 展開 発展

結果をもとに対戦チームの得点配置を考える。

あまり飛ばないと予想している位置

平均値の近く

平均値

たくさん飛ばすと予想している位置

成果

- 最適解・納得解をつくる場面に出会うと、解決における協働の必要が生まれる
- 協働の場において、操作可能なシンキングツールを使うと、個性を生かした考えの交流が行われる

課題

- 協働と情緒的な発信力(快感情の表出)の関係を見取る評価方法の開発

# 福岡教育大学いじめ防止研修会アンケート集計結果

## 1. 回答者内訳

回答数 65名

内訳 福岡県内現職教員 23名

(幼稚園 3名, 小学校 9名, 中学校 5名, 高校 5名, 特別支援学校 1名)

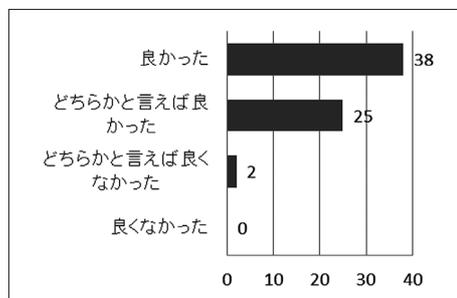
本学院生 22名, 本学教職員 10名

他大学教職員 6名, 教育行政担当者 2名

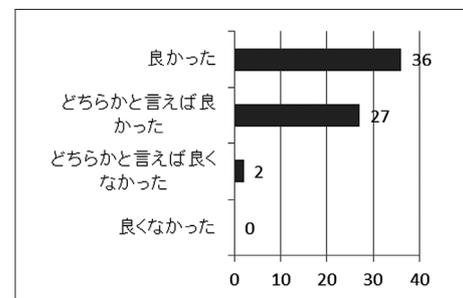
福岡県外現職教員 1名 (小学校), その他 1名 (保護者)

## 2. 研修会の内容について

### (1) 研修内容について



### (2) 研修会全体について



## 3. ご意見・ご感想 (自由記述・抜粋)

### 福岡県内現職教員

- それぞれの教科の特徴を生かして授業の中で仲間意識, 人間関係力を高めることでいじめの防止につながるという報告は新鮮でした。(つい道徳や特活などの時間での話し合い活動に落ち着きがちになっていると感じていたので) (幼稚園)
- 今後このような取組を続けていく中で福岡小学校のいじめ?の件数(心の変容)の変化をデータ化・数値化してもらえるとほっきりしてくると思いますが, 何がどう変化すれば, この研究の成果を評価できるのか難しいと思います。(小学校)
- アクションプログラムを通した大学, BPプログラムの取組の内容や, これからの課題について知れたのは今後の生徒指導への取組へ参考になりました。(小学校)
- 道徳など「心の教育」の時間としてではなく, 普段の教科の授業の中で「心の教育」を根ざした教育をされていること, とても興味深く聴かせていただきました。(中学校)
- 「いじめ」を防ぐために対症療法的でない授業提案がなされたのは大変学ぶところ大でした。ただ, 結局のところ悩ましいのは, つまり「開かれた個」をめざす授業づくりが必要で, この取組によっていじめは防げるのかどうか分からなかったことです。(中学校)
- 発達段階に応じて「想像力」の欠如が, いじめを防止することを妨げていると思いますが, 想像力はどうすれば, 身に付けさせ, 人格の一部となり得るのだろうか和平日頃から頭をいためております。(高校)
- 全ての教科の授業でいじめをなくす工夫(教材づくり等)をされていることがすばらしい。私

の勤務校でも何らかの形で導入していきたい。(高校)

- 授業の中で、人間関係形成力と教科で学ぶべきところを両立させるために、工夫している点、大変苦労があったと思います。(特別支援学校)

#### 本学院生

- いじめ防止の取組としての授業提案でしたが、よりよい学習集団を作っていくために大切な授業であると感じた。各教科での取組を統一させ、連携していくことで更なる成果が出るのではないかとプレゼン発表を見ながら考えた。
- いじめを防止するための授業になっているのか疑問だった。
- もっと現場の事案や対処法等取り上げて欲しい。今回の取組でいじめがなくなるのか？仲間づくりといじめは多くの共通項があるが、別物となりそうなものでもある。子どもの日常生活の変容が知りたい。

#### 本学教職員

- より積極的な取組が必要であること、より授業の中で、日々の生活の中で、人間形成や人間関係を育むことは、学校の教員をも育てる上で大変重要であると考えている。その意味で本日の研修会はインパクトがあったと思う。
- いじめの防止の取組はまさに学級経営の健全さによりなされるもので、そのように安全運営の様子は、まさにいじめ防止そのものであるが、そこから理解を深める事は難しそうに思われる。危険な領域に入らないようにするには、どこまでが安全圏かをしっかり見極めたい、というのが多くのゲストの方々の想いなのではないかと感ぜられました。

#### 他大学教職員

- 教育現場で実践されている先生方の具体的な取組を聞くことができたので、是非とも活用したいと考えている。
- 具体的な実践事例が豊富であり、役に立つ研修でした。
- 子供たちのリフレクションについて更に検討を加える必要があると思いました。

#### 教育行政担当者

- いじめや不登校などの未然防止のためには、授業づくりと集団づくりの取組の大切さを国研が示しており、今日の授業ではとてもよい取組だと思います。子どもたちがこのような折り合いをつけながら、相手を認めることが教育活動でできればいじめや不登校はなくなると思っています。また、チームで行うことで集団スポーツの目標のように、全員で達成感を共有できることを学校で仕組んでいくことが大切であると考えています。

#### 福岡県外現職教員・その他

- いじめ根絶という言葉に共感。授業づくりへの先進的な取組、大変すばらしいと思います。今後さらに研究が進んでいくことを望みます。そして、広く普及していくためにも授業の成果をしっかりとまとめてほしいと思います。この授業が予防につながると言える根拠がほしいところです。(福岡県外現職教員(小学校))
- 教育関係の方向けの勉強会でしたので、はじめは場違いなところに来てしまったな…と思っていましたが、学校の立場のお話なども伺えて、学校との連携、協力する必要性を痛感しました。保護者の立場で今日の内容を持ち帰り、学校への協力の必要性を保護者の方へ伝えたいと思います。(その他(保護者))

#### 4. 今後の取組についてのご要望（自由記述・抜粋）

##### 福岡県内現職教員

- 福岡小学校の3名の先生方へ、授業づくりに関する質問がしたかったです。（幼稚園）
- Q－Uで被侵害・非承認傾向を示す子供に対する手立てと変容を知りたい。（小学校）
- 年間の指導計画の提示，系統性を見たい。（中学校）
- ぜひ，中学校の他の教科の授業例もお聞きしたいです。また，担任としての取組例もお聞きしたいです。（中学校）

##### 本学院生

- 互いの考え，ライフヒストリーが違うからこそ，ぶつかり，意思を伝えることがおっくうになることもあると思います。それで諦めるから，いじめへ逃げ，誰も尊重し合えない関係になるのはとても悲しいです。ぜひ，そうならない子どもたちの意識，雰囲気，心の基盤づくりについてもっと知りたいです。

##### 本学教職員

- 本日の内容をより多く教育実習前の指導内容に取り入れていくことが望まれる（今すでに実施されているかもしれないが）
- 大学と附属とが共に本日の取組や内容について，学校向けのハンドブックやリーフレットを作成してはどうでしょうか？

##### 他大学教職員

- 他科目の発展及び発表を期待しています。
- 各授業で最初に見通しをはっきりと示し，進めると効果がもっと見えるような気がします。いじめ防止にどのようなつながっていったのか，経過を楽しみにしています。

##### 教育行政担当者

- この授業が未然防止にどうつながるのかを本日しぼっていただきたかったです。認知件数を上げることを国が挙げているが，未然防止の取組の有効性について考えて行く必要がある。子どもの思いやりを育めばいじめはなくなるという取組に期待しています。本日はありがとうございました。

##### 福岡県外現職教員

- 低・中・高でまとめたものや6年制としてのゴール（目指す）の姿を知りたいです。人間関係形成力と批判的な思考力はどのような関係であると捉えられるのでしょうか。激励・称賛・感謝を伝え合う仲間より，本音をぶつけ合い，受け止め合える仲間の方が形成力は高いと私は考えるのですが，どうでしょうか。

# 事業実施記録

## BPプロジェクトいじめ防止支援シンポジウム

BPプロジェクトいじめ防止支援シンポジウムプログラム	61
1. BPプロジェクトいじめ防止支援シンポジウム	
プログラム 次第	61
2. 事業紹介	63
「宮教大 BP プロジェクトの特徴と研究成果について」	63
宮城教育大学 准教授 久保順也	
「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト」	67
上越教育大学 教授 稲垣応顕	
「いじめ防止に係る学校支援事業」	71
鳴門教育大学 教授 阿形恒秀	
「いじめ根絶アクションプログラム」	75
福岡教育大学 教授 大坪靖直	
3. 基調講演 <抜粋>	79
今、私たちに改めて求められていること	
～いじめ防止対策推進法施行後3年を振り返って～	79
鳴門教育大学 特任教授（日本生徒指導学会会長） 森田洋司	
4. 取組紹介	89
公益社団法人日本PTA全国協議会 副会長 東川勝哉	
東京都教育庁指導部 主任指導主事 小寺康裕	



# BP プロジェクトいじめ防止支援シンポジウムプログラム

## 1. BPプロジェクトいじめ防止支援シンポジウムプログラム 次第

# BPプロジェクト いじめ防止支援シンポジウム

BP: Bullying Prevention  
いじめ防止

**参加費無料**

平成27年度に全国を取り巻く形で、宮城、上越、鳴門及び福岡の4教育大学の協働参加型においてスタートした「いじめ防止支援(BP)プロジェクト」は、各地域教育関係機関と連携していじめ問題改善に寄与するため、教員や学校の生徒指導力向上のための各種支援事業、教育研究事業、研修事業等を実施している。  
シンポジウムでは、今年度の総括として、事業紹介、研究発表のほかいじめ問題に対する取組報告を通じて全国への取組拡大を図る。

平成29年  
**2月12日**  
10時～16時30分

**対象**  
教育委員会関係者、  
教員養成大学関係者、  
その他教育関係者、一般等

**場所**  
**ステーション  
コンファレンス東京 6階**  
(東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー)



- JR東京駅日本橋口直結  
新幹線日本橋口改札徒歩1分、八重洲北口改札徒歩2分
- 東京メトロ東西線大手町駅B7出口直結

**プログラム**

9:30 開場・受付

10:00 **第1部開会** (司会進行：鳴門教育大学教授(いじめ防止支援機構長) 阿形 恒秀)

開会挨拶 プロジェクト取りまとめ大学 鳴門教育大学長 山下 一夫  
挨拶 宮城教育大学長 見上 一幸  
挨拶 上越教育大学長 佐藤 芳徳  
挨拶 福岡教育大学長 櫻井 孝俊

10:20 **事業紹介**

「宮教大BPプロジェクトの特徴と研究成果について」  
宮城教育大学 准教授 久保 順也

「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト」  
上越教育大学 教授 稲垣 応顕

「いじめ防止に係る学校支援事業」  
鳴門教育大学 教授 阿形 恒秀

「いじめ根絶アクションプログラム」  
福岡教育大学 教授 大坪 靖直

12:00 昼 食

13:00 **第2部開会** (司会進行：鳴門教育大学教授(いじめ防止支援機構長) 阿形 恒秀)

13:05 来賓挨拶 国立教育政策研究所 所長 杉野 剛

13:15 **基調講演**

「今、私たちに改めて求められていること  
～いじめ防止対策推進法施行後3年を振り返って～」  
鳴門教育大学特任教授(日本生徒指導学会会長) 森田 洋司

14:45 休 憩

15:00 **取組紹介** 公益社団法人日本 PTA 全国協議会 副会長 東川 勝哉  
東京都教育庁指導部主任指導主事 小寺 康裕

15:30 質疑応答

16:15 閉会挨拶 上越教育大学長 佐藤 芳徳

16:30 閉 会

主催／宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学  
後援／文部科学省、国立教育政策研究所、日本生徒指導学会、(公社)日本PTA全国協議会、  
東京都教育委員会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、  
(公社)日本社会福祉士会、NHK、株式会社フジテレビジョン、朝日新聞社、毎日新聞社、  
読売新聞社、産経新聞社、一般社団法人共同通信社、株式会社時事通信社、株式会社  
教育新聞社、株式会社日本教育新聞社、文教速報、文教ニュース社、ジヤース教育新社

お問い合わせ

**鳴門教育大学 プロジェクト事務局**  
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
電話番号 088-687-6173 FAX 088-687-6108  
<http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

# BPプロジェクト いじめ防止支援シンポジウムプログラム

日時:平成29年2月12日(日)10:00~16:30(9:30受付開始)

会場:ステーションコンファレンス東京

主催:宮城教育大学 上越教育大学 鳴門教育大学 福岡教育大学

10:00 第1部開会			
—敬称略—			
【司会進行 鳴門教育大学教授 阿形 恒秀】			
10:20	開会挨拶	鳴門教育大学長(プロジェクト取りまとめ大学)	山下 一夫
	挨拶	宮城教育大学長	見上 一幸
	挨拶	上越教育大学長	佐藤 芳徳
	挨拶	福岡教育大学長	櫻井 孝俊
	事業紹介	「宮教大BPプロジェクトの特徴と研究成果について」 宮城教育大学准教授	久保 順也
		「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト」 上越教育大学教授	稲垣 応顕
		「いじめ防止に係る学校支援事業」 鳴門教育大学教授	阿形 恒秀
		「いじめ根絶アクションプログラム」 福岡教育大学教授	大坪 靖直
12:00 昼 食			
13:00 第2部開会			
13:05	来賓挨拶	国立教育政策研究所所長	杉野 剛
13:15	基調講演	「今, 私たちに改めて求められていること ~いじめ防止対策推進法施行後3年を振り返って~」 鳴門教育大学特任教授(日本生徒指導学会会長)	森田 洋司
14:45 休 憩			
15:00	取組紹介	① 公益社団法人日本PTA全国協議会副会長	東川 勝哉
15:30		② 東京都教育庁指導部主任指導主事	小寺 康裕
16:15	質疑応答		
	閉会挨拶	上越教育大学長	佐藤 芳徳
16:30 閉 会			

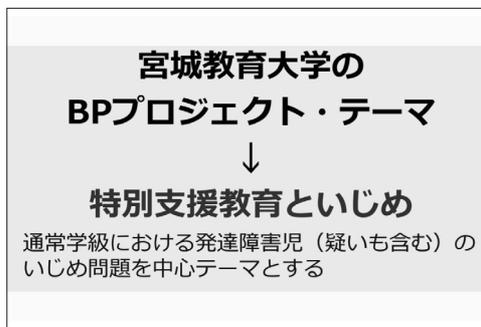
## 2. 事業紹介

### 「宮教大 BP プロジェクトの特徴と研究成果について」

宮城教育大学 准教授  
久保 順也

改めまして、こんにちは。宮城教育大学の久保順也と申します。宮城教育大学の BP プロジェクトメンバーを代表しまして、本学の取組について概要をご説明したいと思います。

宮城教育大学、略して“宮教大”の BP プロジェクトですが、1つの特徴として特別支援教育というものに非常に力を入れており、特別支援教育を専門とする多数のスタッフが、その考え方を“特別支援教育マインド”を学生たちに伝え、学部教育、大学院教育に力を入れています。BP プロジェクトに参加させていただくにあたり、その本学の特徴といじめをどう繋げていくかという事が、1つのテーマとなっております。



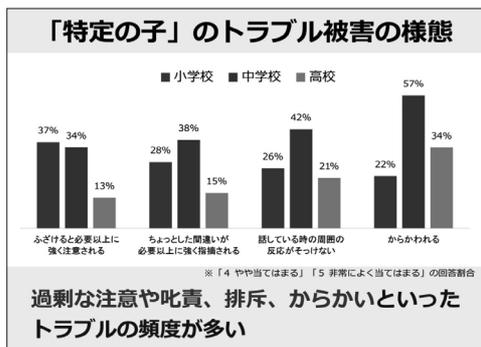
特別支援教育というものの自体が非常に広汎な領域を含んでおり、その中でまず我々が興味・関心を持ったのが、通常学級の中で発達障害のある児童生徒、あるいはその疑いを含む児童生徒がどういったいじめ被害に遭っているのだろうかということ、まずは知りたいということが我々の研究のスタートということになります。2年前に、この BP プロジェクトが開始されるにあたり、「発達障害児のいじめ問題」が中心テーマとなりました。

**平成27年度宮教大BPプロジェクト：  
発達障害児のいじめ被害の実態調査**

- 調査対象
  - 宮城県内の公立小・中・高校の学級担任教諭8,618名
  - うち有効回答数は4,584名分
- 調査時期
  - 平成27年11月から平成28年1月
- 調査項目
  - 「特定の子」のトラブル被害の様態
  - 「特定の子」の特徴
  - 「特定の子」に対する周囲の子どもの捉え方
  - 担任教諭が望む支援のあり方

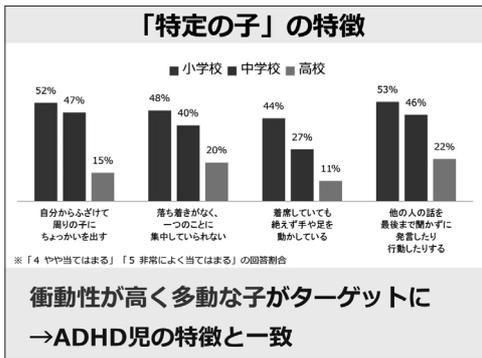
※回答者のバイアスを最小限にするため「発達障害」「いじめ」という表現を選ばない

そして昨年度、BP プロジェクトの最初の活動として「発達障害児のいじめ被害の実態調査」を宮城県内の公立小・中・高校の学級担任教諭約 8,600 名を対象に実施しました。

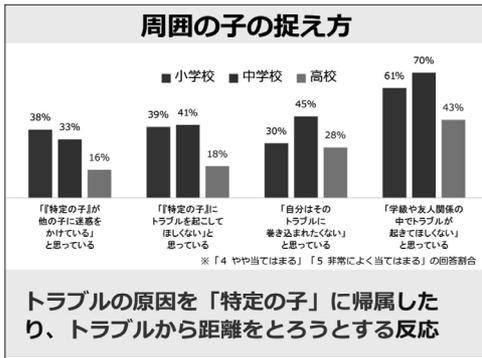


調査結果から、「特定の子」のトラブル被害の様態については、全体的に見て高校は小・中学校に比べるとトラブル被害の割合が低くなっています。「からかわれる」という項目については、中学校では突出して高く、「話している時の周囲の反応がそっけない」、「ちょっとした間違いを必要以上に強く指摘される」、「ふざけると必要以上に強く注意される」といった項目も小、中学校で突出していました。これらから、周りの子どもから過剰な注意や叱責、あるいは反応がそっけないという形の排斥、からかいといったものがトラブルの頻度としては多いことが分かりました。

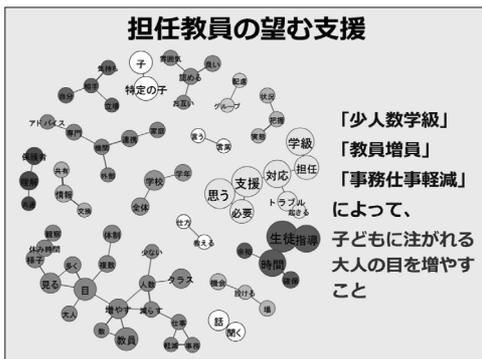
こういったトラブル被害に遭っている「特定の子」の特徴については、小・中学校において「自分からふざけて周りの子にちょっかいを出す」、「落



ち着きがなく1つのことに集中してられない」,「着席していても絶えず手や足を動かしている」,「他の人の話を最後まで聞かずに発言したり行動したりする」が多く目立ちました。これらは衝動性や多動性の高さを示しており, ADHDの児童生徒の特徴と非常に一致しているように見えます。そういった児童生徒が被害を受けている事が見えてまいりました。



周りの子の捉え方については, 小・中・高ともに『「学級や友人関係の中でトラブルが起きてほしくない」と思っている』が比較的高くなっているのに対し,『「自分はそのトラブルに巻き込まれたくない」と思っている』も高く, 自らトラブルの解決にあたっていないことが窺えます。周辺の子が,「特定の子」をトラブルの原因と捉え, 自分をトラブルから守るために「回避する」という対策をとっている実態が見えました。トラブルが解決するのではなく, むしろ悪化させるようなクラスの風土が生まれていくのではないかとということが危惧されました。



更に, 担任の先生方にこういった状況を解決するために, どんな支援があると良いかと問い, テキストマイニングによって自由記述の内容を分析したところ, 少人数学級の実現, 教員数の増員, 事務仕事の軽減によって, 結果として子どもに対して注がれる大人の目が増えるということが望ましいということが窺え, 実際に現場の先生方はそういった状況を切実に望んでいるということが

改めて分かりました。

ここまでは平成27年度の実践例ですが, 平成28年度は発達障害児の学校・学級適応を目指した実践例調査を実施しています。発達障害のある児童生徒が, 特に学校・学級に適応できるための有効な実践例を探り, その中で, いじめの被害者・加害者という要は当事者だけではなく, 学校全体あるいは学級内の他児に働きかけながら, こうした学級・学校に適応し, 共に学ぶ環境づくりの実現を目指し, 事例を収集したいというのが今年度の取組です。特に, 特別支援教育コーディネーターの先生方が果たしている役割に着目しました。

今年度の実践例調査においては, 調査対象を特別支援教育コーディネーターの先生方とし, インタビュー調査を行っています。仙台市の全ての特別支援教育コーディネーターの先生方にインタビューするのは難しいため, 口コミを通じて優れた実践をされている方を募りまして, 現在お話を伺っています。

**平成28年度宮教大BPPプロジェクト：発達障害児の学校・学級適応を目指した実践例調査**

- 調査対象
  - 特別支援教育コーディネーターを務める教員らにインタビュー調査を実施
  - どのような工夫が有効であるか, またそれらに共通する特徴は何かを探る
- 調査時期
  - 平成29年1月から現在も実施中
- 調査方法
  - いくつかの質問テーマを設けて半構造化面接によるインタビューを実施

中間報告ということでまとめると, まず, 先生方の工夫で共通するものとして, 小学校から中学校へのスムーズな移行支援が非常に重要視されており, 小学生の段階から

### 調査結果の中間報告

- ・ 特別支援教育コーディネーターによる工夫
  - 小学校から中学校へのスムーズな移行支援
  - 児を支援する学内キー・パーソン作り
  - 児の認知・行動特性に関する学級での情報共有
  - 児を支え、受け入れられる学級集団の育成 等
- ・ 苦労していること
  - 児についての共通理解のために教職員同士で話し合う時間的余裕がない 等

うことです。

また、認知特性あるいは行動特性に関する学級での情報共有について、クラスの中で学級担任が中心になって、みんなで共有していく。「この子をどうやって支えてあげられるだろうか」ということをみんなで考えるということ、チャンスを見つけて行っているということでした。本人の特性という風に理解すると、周りの児童生徒も「彼（彼女）はこんな風に困っていたんだな」ということが分かり、支援につながりやすく、「助けてあげたい」という優しい心を引き出すためにも、そういった情報共有というのは必要だと思います。それらを通して、その児童生徒自身を支え、クラスに受け入れられる学級集団を育成していき、クラスの中で居やすくなるように、色んな側面支援をしているということです。苦労していることとしましては、これは先ほどの担任教員が望む支援とも重なりますけれども、教職員同士で共通理解を持つため話し合う時間的余裕がないということがあり、その中で色々と工夫をしながら、教員同士で情報を共有しようとしているという難しさも語られております。

### 調査研究の今後について

- ・ インタビュー調査を継続
- ・ インタビュー対象となった特別支援教育コーディネーター教員と、大学教員、附属学校教員らが参加して小規模な研究会を開催予定
- ・ 得られた知見は附属学校でも活用
- ・ 教員養成のための学部・大学院教育にも活用
- ・ 教員免許状更新講習等の現職教員研修に反映

ここまでは調査研究について中心に述べてまいりましたが、現場の先生方の知見や連携4大学の中で得られている知見を広く共有することを目的とし、「いじめ防止研修会」を開催しています。

昨年度は平成27年12月に仙台市で初めての「いじめ防止研修会」が開催され、基調講演では文部科学省初等中等教育局児童生徒課坪田課長から「いじめ問題に関する取組と現状」のお話を

### 宮教大BPプロジェクト： いじめ防止研修会の開催

- ・ 平成27年12月4日（仙台市）
  - 基調講演「いじめの問題に関する取組と現状」（文科省初等中等教育局児童生徒課長 坪田 知広 氏）
  - 講演「ネットいじめや『ケータイ（スマホ）問題』に関する教師の知識の現状把握と指導の改善について」（鳴門教育大学 坂根 健二 氏）
  - 教育関係者、現職教員等、約160名が参加



中学校の先生が関わっているという印象を受けました。

また、児童生徒を支援する学内キーパーソンを作るということも共通して語られておりました。キーパーソンとして理想的なのは担任の先生ということでしたが、その児童生徒にとって一番関わってもらいやすい先生をケースバイケースで見つけて、そのキーパーソンとコーディネーターの先生と一緒に理解に努められているという

今後もその調査を続ける中で、得られた結果を現場の先生方に還元していきたいという思いから、このインタビュー対象となった先生方、大学教員、更に附属学校教員も参加する小規模な研究会を開催予定です。また、教員養成大学として、学部教育や大学院教育においても、こうした現場の知見を学生たちに伝えていきたいと思っております。更に、教員免許状更新講習においても、現場の先生方に還元していきたいということが今後の目的です。

いただきました。講演としまして、鳴門教育大学の阪根先生から「ネットいじめや携帯（スマホ）問題に関する教師の知識の現状把握と指導の改善について」ということで、現場の具体的なお話を含めて講演いただきました。教育関係者や現職の先生方を含む182名に参加いただいて、大変好評を得ておりました。

今年度は12月に盛岡市で、本学として第2回目と

### 宮教大BPプロジェクト： いじめ防止研修会の開催

- 平成28年12月2日（盛岡市）
- 基調講演「いじめの問題に関する取組と現状」  
（文科省初等中等教育局児童生徒課長 坪田 知広 氏）
- 講演「事例に基づくいじめの形態と学校対応の分析」  
（上越教育大学 高橋 知己 氏）
- いじめ防止実践事例報告
- 教育関係者、現職教員等、  
182名が参加



### BPプロジェクト連携四大学と 東北教職高度化プラットフォーム参加大学による 勉強会

- 平成28年12月2日のいじめ防止研修会後に、第1回勉強会を開催
- 各大学のいじめ防止関連活動の報告等
- 東北教職高度化プラットフォーム参加大学  
（弘前大・秋田大・岩手大・山形大・福島大）  
からは、自治体のいじめ  
対策調査委員会等に参加  
している大学教員から各県  
における現状と課題等が  
報告された



なる「いじめ防止研修会」を開催しました。岩手県におきましても、いじめが背景にある自死案件が発生しており、宮城県だけでなく東北広域にいじめに関する知識を現場の先生方に伝えていきたいという思いからです。基調講演に坪田課長、更に上越教育大の高橋先生にご講演をいただき、調査研究や現場の具体的なお話をいただきまして、参加者から好評を得たところでございます。

更に今回、初めてBPプロジェクトの連携4大学と、本学宮城教育大学が参加しております「東北教職高度化プラットフォーム会議」（東北6大学の教育学部、教員養成系の学部）にお声掛けしまして、各大学の先生方に参加いただき、お互いの大学や各県の取組についての情報共有・勉強会を行ったところでした。連携4大学からは、具体的なお話をいただき、更に東北各県の自治体のいじめ対策調査委員会などに参加している先生方からは、こういった課題があるのかということが語られました。私

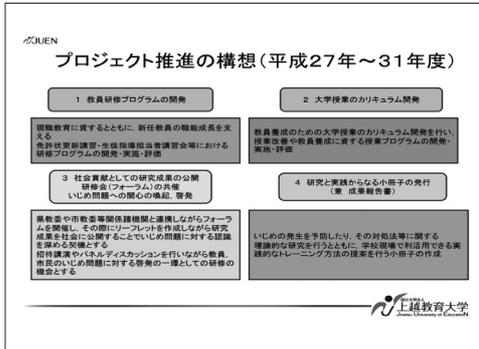
もこういった調査委員会に参加しておりますけれども、他の県の状況等が分からない中で参加しておりますので、守秘義務の範囲内ですが、お互いに工夫や苦勞を情報共有していくことが大事であると感じた次第です。各大学の教員間のネットワークを組んでおくということが、今後、本学のBPプロジェクトから、また別のサイドプロジェクトにも繋がっていくのではないかと考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、本学の2年間に亘りますBPプロジェクトの研究成果について発表させていただきました。ご静聴ありがとうございました。

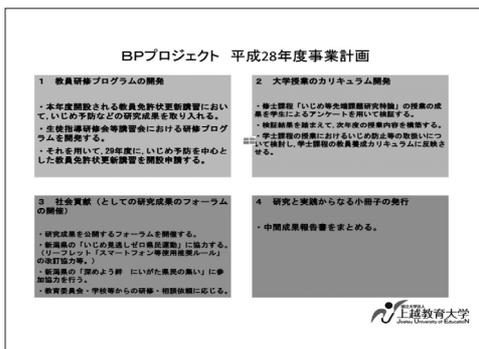
# 「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト」

上越教育大学 教授  
稲垣 応 顕

皆さん、こんにちは。上越教育大学の稲垣と申します。こういう穏やかな雰囲気の中でよかったですなと思っています。小心者です。よろしくお願いします。



本学の本年度の事業報告をさせていただきます。5年間に亘るプロジェクトですが、その全体構想として本学上教大では、1番目「教員研修プログラムの開発」、2番目「大学の授業カリキュラム開発」、3番目「社会貢献としての研究成果のフォーラムの開催」、4番目「研究と実践からなる小冊子の発行」を行う予定です。



今年度は「教員研修プログラムの開発」として、研究成果を盛り込んだ教員免許更新講習を行ってきました。また、生徒指導研究会での講演、研修プログラムの開発を行ってきました。「大学の授業カリキュラム開発」として、修士課程に「いじめ等先端課題研究特論」という授業を設定し、学士課程のカリキュラムにも反映させています。「社会貢献」として、フォーラムの開催やいじめ見逃しゼロ県民運動への参加、その他、このようなことをやっております。「研究と実践からなる小冊子の発行」は、只今、今年度分を用意しているところです。

平成28年度実施計画

月	実施内容等
4月	大学院授業の開始
5月	新潟県教育委員会、上越市教育委員会等関係機関との連絡調整。
6月	学士課程カリキュラムの検討 教員研修プログラムの開発
7月	教員免許状更新講習会による研修会の実施
8月	同上
9月	大学院授業の効果検証 次年度教員免許状更新講習の検討
10月	フォーラムの開催(10/21日)、大学院授業の実施(～1月)
11月	深めよう 絆 県民の集いへの参加
12月	
1～3月	専門教育大学主催のシンポジウムへの参加、中間成果報告書の作成。

本年度の実施計画ですが、年間の流れとしてはこのような流れで事業を進めてまいりました。この中から3点に絞ってご紹介します。

上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム2016 『いじめ予防への挑戦』-実践交流の拡大をめざして- 平成28年10月2日(日)

- 開会
  - あいさつ 上越教育大学 学長 佐藤芳徳
  - 事業説明 上越教育大学 副学長 林 泰成
- 基調講演
  - 「いじめの問題からみた子ども論-子どもの思考と行動を中心に-」  
上越教育大学 大学院学校教育研究科 教授 早川裕隆
- 分科会
  - 第1分科会 「ネットいじめへの対応」
  - 第2分科会 「特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実践」
  - 第3分科会 「差別心に立ち向かう人権教育、同和教育」

1番目に、今年度の10月2日に「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム『いじめ予防への挑戦』-実践交流の拡大をめざして-」を開催しました。昨年度はプロジェクトメンバーの研究成果をベースにフォーラムを開催したので、今年度はメンバーが継続して入っている学校や、教育委員会から実践を報告していただき、それをベースにディスカッションを試みました。

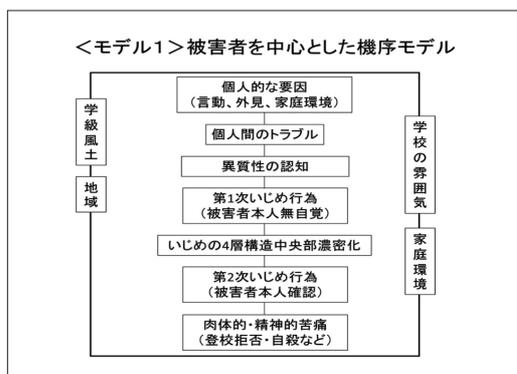
まず、基調講演として、本学の教職大学院の早川先生から「いじめの問題からみた子ども論-子どもの思考と行動を中心に-」ということでご講演いただき、その後、3つの分科会に分かれてディスカッションを行いました。第1分科会では、「ネットいじめへの対応」というこ

とで、上越地区のネットに関する問題を報告後、ネットいじめに係る対応や未然防止対策等、学校現場が抱える課題や教員に必要な資質・能力について参加者とディスカッションを行いました。第2分科会では、「特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際」と題し、「特別支援学級に入ると、いじめられませんか？」という誤解を解き、「みんな違ってみんないい」という考え方による授業実践例を報告後、普通学校・学級における特別支援教育の在り方についてディスカッションを行いました。第3分科会では、人間の心理特性である「他者に対する優越性の保持欲求」が、時にいじめに繋がるということを共有し、その上で、共生の時代の担い手として人間力を育むための取組を、学校教育と家庭教育の両方からの視点でディスカッションを行いました。

2番目の話題はプロジェクトメンバーによる個人研究についてです。メンバーの林泰成先生は道徳教育の視点から「人間の行動原理といじめとの関連についての考察」、安藤知子先生は学校・学級経営論の視点から「学校の危機管理の観点からの組織体」、高橋知己先生は特別活動論の視点から「いじめ防止のための教員研修カリキュラムの試案」、山田智之先生はキャリア教育の視点から「差別意識といじめの悪循環とその解決策」、清水雅之先生は情報教育の視点から「上越地域の小・中学校におけるネット依存症」について研究されてきました。そして稲垣は、学校教育相談、学校教育臨床その視点から「いじめ問題発生における機序の解明」に関する研究に取り組んできました。

3番目の話題は、個人研究の中から、稲垣がやりました「いじめ問題発生における機序の解明」に関する研究を報告させていただきます。本研究の概要ですが、教師や学校がいじめを発見した時には、いじめは既に始まっているということが殆どな訳で、我々上教大が取り組んでいるいじめが起る前の予防策を開発するという視点でこの事業に取り組みました。稲垣が担当する「生徒指導特論」の時間に、いじめ問題発生の機序モデルを学生に作成してもらいました。これは大学院の授業ですが、1時間目は、受講生63人を13グループに分けて、KJ法の概略説明を行った後、「何故いじめは起るのか」についてグループディスカッションを行い、付箋紙への記入作業を行いました。2時間目は書き出された付箋紙をグループピング(KJ法でいう「島づくり」)し、3時間目にモデル作成を始めました。4時間目はグループ単位での既存モデルの完成、発表の準備、5時間目に発表会を行いました。お互いに発表し合い、発表後にグループ毎でレポートとして再提出を求めました。

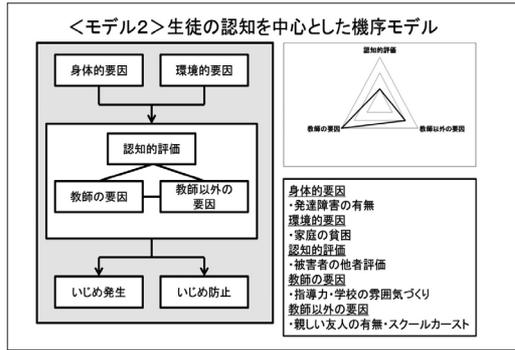
この発表では、13グループから出された訳ですから13種類のモデルがありますが、そのうちの6種類のモデルを紹介させていただきます。



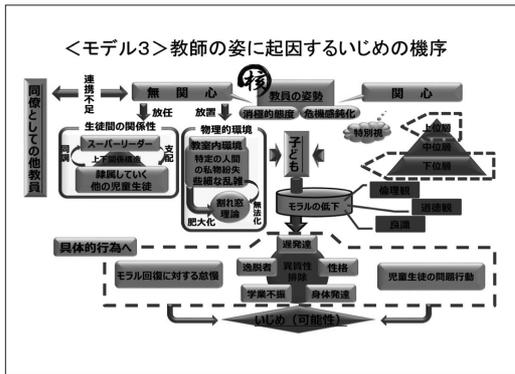
Aグループでは、いじめの発端として、加害・被害生徒相互の個人的な要因を捉えました。僅かな言動のずれ、被害生徒の不器用さ、外見等と、加害生徒の家庭でのストレスや憤り、“親分肌”のような性格も要因として挙げられました。そこから個人間のトラブルが生じ、教室全体で被害生徒への異質性の認知が始まり、第一次いじめ行為が始まる。その後、被害者の仲間だった生徒も被害生徒から離れていく。そして森田

先生が仰っている「いじめの4層構造」の中央部分が濃密化していく。加害生徒は勢いを増して、

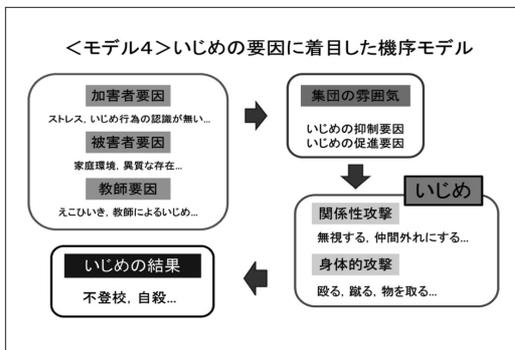
第二次いじめ行為を行っていくというモデルです。



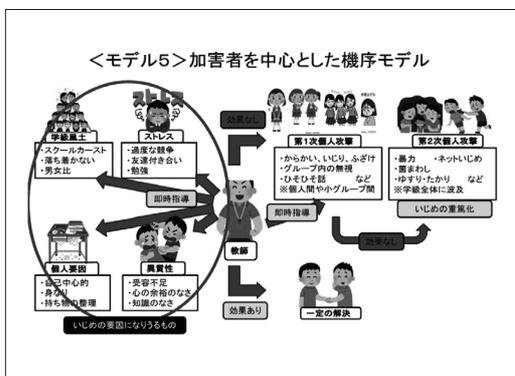
Bグループでは、加害生徒と被害生徒の両者が持つ身体的要因と環境要因を挙げました。その二者を助長するか抑制するかの要因として、「認知的評価」「教師の要因」「教師の要因以外の要因」の3つが挙げられ、それらがネガティブに作用することで、教室内でスクールカーストが形成され、教師と生徒の関係悪化、生徒の気持ちを尖らせる負のスパイラルに陥り、いじめが本格化していくというモデルです。



Cグループでは、いじめ問題における出発点として教師の姿勢を2つ挙げました。まず、教師の姿勢が無関心だと、スーパーリーダーが生まれ、スクールカーストが形成、学級崩壊に繋がっていく。また、物理的環境を劣悪にしていくということだそうです。もう1つは教員の姿勢が関心過剰、ここで言う関心とは教師にとって都合の良い関心であり、教室内で“使える子”を特別視する感じになると、「先生はあいつらの味方だ」という風に映り、それが要因として加害者側を勢いづかせ、いじめを助長するということを言っています。

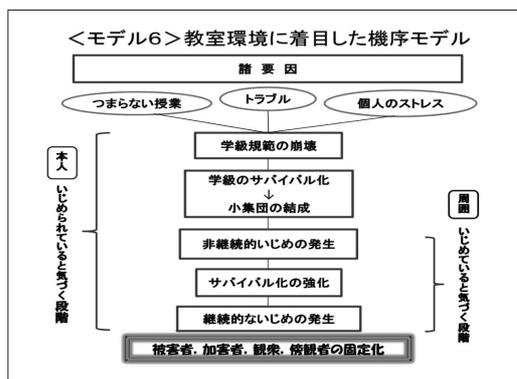


Dグループでは、主要人物として加害生徒、被害生徒、そして教師を捉え、その負の要因について検討しています。三者の負の要因が教室に集まり、悪循環が生じ、いじめの抑制要因の低下、促進要因が助長される。結果、暴力的な負のリーダーの下にネガティブな群れが形成され、そのメンバーは、関係性攻撃（回しいじめ）をやっていく。また身体的攻撃も始まり、いじめが助長されていくモデルを作りました。



Eグループでは、いじめ問題の発生機序において被害生徒側の個人要因を排除しきれないが、それがいじめて良いという理由にされてはならないということと、それが実際にいじめの加害行為に結びつくとは限らず、そこに偶発的要因としてストレスを発散できる適当な相手と適当な方法が必要であると指摘しました。また、その時の教師の役割が重要で、教師が生徒たちと親和性を持って話せる状態であれば、統制の弱い指導によ

っていじめは抑制され、大事にならないことが多い。しかし、管理的な指導だけを全面に出していくと、ストレスフルになる子どもたちがいじめの輪に加わり、いじめは助長され、教師がそれを指導すると、今度は教師に対する反感・反発が教室の中で生まれてきて、尚更いじめは助長されていくというモデルです。



Fグループではいじめの発生の発端を、教師のつまらない授業、生徒間のトラブル、生徒の個人のストレスと捉えました。この3つが教室という一点に集まった時、教室内の雰囲気が居心地の悪いものになり、他者に対する優しさや思いやりをなくしていく。互いの言動も粗雑になり、教室の美化自体が悪くなっていく。しかし、授業力の乏しい教師は生徒に対する指導力・統率力を持っていないため、学級経営・

コントロールが上手くいかず、教室はサバイバル化していく。この段階で、被害生徒は自分がいじめられていることに気づくが、加害生徒側は心理的にゆとりがないため、いじめている自覚がない。次に教室のそのような雰囲気に耐えられない周りの児童たちが、被害生徒に手を出していく。それによっていじめが全体に波及していくモデルを作りました。

ここまでお伝えしてきましたが、我々の役割はいじめの原因、いじめの様態が分かっても実は仕方がない。一番大事なものは、「だからどうするんだ」という話で、それを考えるために機序モデルの作成をしてもらった訳です。このモデルは研究者が作ったものよりも、大学院生、ストレート学生、現職教員、社会人経験を持った学生が集まって作ったものなので、より今のいじめの様態を示しており、リアリティがあるのではないかと思います。

このモデルをまとめていくと、1番目は、いじめ問題は、被害生徒に直接関わらない加害生徒側のストレスに起因している「異質性の排除」の感覚、感情がポイントの1つになります。曾野綾子さんの言葉を思い出します。我々人間は知らないものことは信じられないんだ。信じられないものと仲良くする、これは難しい。であるならば、1つここから予防策として見えてくるのは、知らないものを知るように、我々教員が意図的・戦略的に子どもたちに話していくということがあると思います。

2番目は、いじめ問題は担任また教科担任の認知の資質、教師の普段の態度や資質がそれを生徒がどのように受け止めているかという認知の問題に強く影響されるというまとめができます。やはり教師の普段の関わりが大事であるという話になっていくと思います。

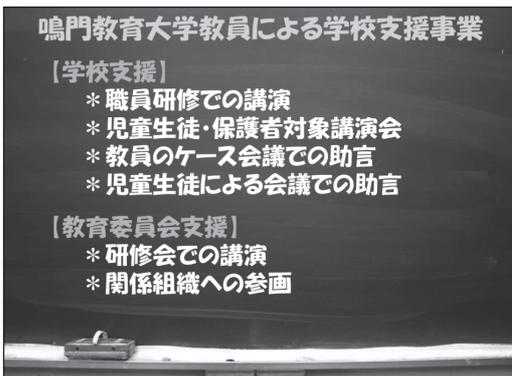
3番目は、学生の感覚として、いじめ問題の発生にどうしても被害生徒側の要因を排除しきれないということが出てきました。繰り返します。被害者側にも要因があると思います。でも、Eグループの中で言ったとおり、それがいじめて良いという理由にされてはならない。これを我々が生徒たちに啓蒙していく。アクティブ・ラーニングを通して伝えていくことが大事であると思います。

今後、ストレスマネジメントとコーピング、教師の態度・資質と生徒の認知等をまとめていき、私の持論ですけれども、良好な関係性ができていけば、いじめは起こらないだろう。だから良好な人間関係をどうやって作っていくか。この方向であれば先生方はやりやすいのではないかと思います。この方向での“育てる生徒指導”とかいう言い方がありますよね。その方向でのプログラムづくり、研修プログラムを考えていくということが今後の課題です。ご静聴ありがとうございました。

## 「いじめ防止に係る学校支援事業」

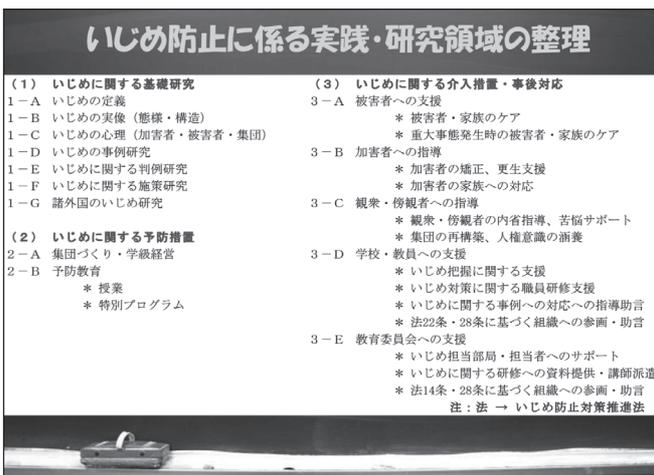
鳴門教育大学 教授  
阿 形 恒 秀

続いて、鳴門教育大学の事業紹介をさせていただきます。本学ではいじめ防止支援機構のスタッフがそれぞれの観点で研究を行っていますが、限られた時間ですので、実際の学校支援にテーマを絞って報告させていただきます。



まず、学校に対する支援では、先生方の研修に対するサポートや、最近では、児童生徒や保護者に対する講演依頼もあります。また、子どもたち自身がいじめ問題を考える会議での助言や、問題が深刻化している場合はケース会議に出席しての助言を行うこともあります。研修支援では、国の中央研修や都道府県レベルの研修でも、私や本学の阪根教授を中心にご支援させていただきます。教育委員会に対する支援では、教育委員会主催の研修への講師派遣、いじめ防止対策推進法の14条・28条に基づく組織や教育委員会の附属機関等への委員派遣を行っています。これらの支援は、BPプロジェクト構成4大学すべてが取り組んでいます。

また、BPプロジェクトでは今までご報告させていただいたように、各4大学の地元で1回もしくは2回、毎年研修会を行っています。その集大成として本日、この東京でシンポジウムを合同で行うという形を取っておりますが、徳島では今年度8月と11月に徳島大会を開催いたしました。



本学では、いじめ研究で世界的に有名な最先端の研究を行っておられるロンドン大学のピーター・K・スミス先生の最新書を訳して今年の夏に出版したのですが、8月の研修会ではその翻訳本の出版に関わった者を中心にシンポジウムを行いました。また11月の研修会では、BPを立ち上げて1年半の歩みを振り返って、本学だけではなく他の3大学の取組も含めて紹介し、今後の方向性を報告させていただきました。

このような形で、4大学でのシナジー（相乗作用）効果により、お互いに影響し合い、いじめ研究を進めているということをお示しいたしました。

いじめに関する研究領域について、私は大きく「基礎研究」の領域と、「予防措置」の領域と、いじめが起きた時の「介入措置・事後対応」の領域に分けて整理し、さらにそれぞれの中でどのようなことがテーマになるかをまとめました。こうしてみると、4大学がそれぞれの持ち味で取り組んでいくことで、いじめ研究の全体像のピースが埋まりつつあるという実感を持っています。

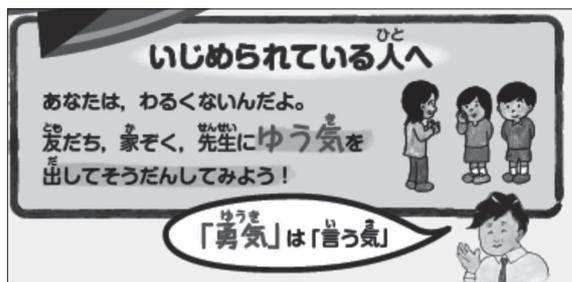
本学のある教員がよく言う言葉で、「子どものことは子どもに聞け」という言葉がありますが、私は名言だと思っています。大人の目線、大人の理屈ではなく、子どもたちがどんな風に世界を眺め、どんな世界を生活しているのかを理解するためには、子どもに聞くのが一番いいんじゃないかという言葉です。いじめに関しても同じようなことを思います。上越教育大学の稲垣先生は、大人（教師）目線ではなく生徒の意見を参考にしたユニークな「いじめ発見チェックリスト」を開発されています。このチェックリストでは、「給食でみんなが嫌いなおかずをたくさん盛り付けられる子に気をつけなくてはいけない」など、大人が思いつかないような視点が見られました。



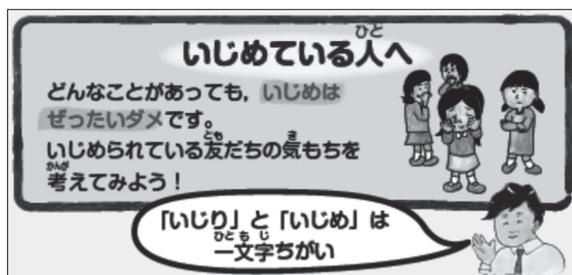
そんな中で、徳島市・名東郡の小・中学生の代表が100名集まり、いじめに関するディスカッションを行い、私は助言者として参加しました。研究というのは良くも悪くも事象から意味を抽出しそれ以外のものをそぎ落としてしまうので、リアリティから遠ざかってしまうことがあります。子どもたちはそんな知恵がないからこそ、生身の言葉で語るの面白かったです。

それを市の教育委員会の方で、ポスターにまとめていただきました。子どもたちは森田先生のご著書は読んでいないとは思いますが、自然に4層構造の話が出てきます。「被害者・加害者だけの話じゃないよね、周りで見ている者がね」という話になります。森田先生のご提言された4層構造の概念図も子どもたちに分かるようにと、ポスターの中に入れていただきました。

小中学生会議では、最後に私がまとめたコメントを行いました。子どもたちは、ディスカッションの内容を「いじめを1人で抱え込まずに人に話す勇気といじめを止める勇気を持つ、自分が話す言葉や行動に責任を持つ、友達への思いやりを持って寄り添っていこう」とまとめました。ポイントを見事に子どもたちがまとめているので、私は、これをキャッチコピーとして短く言い表したらどうなるかな？ということ、その場のアドリブで3つを提案しました。

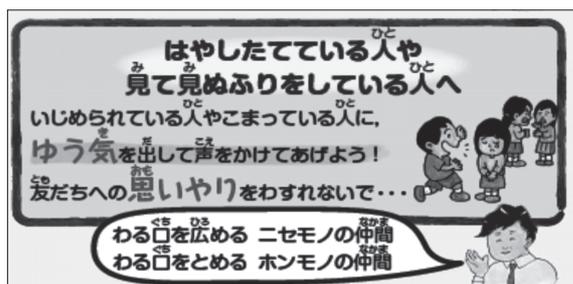


1つ目は、「勇気は言う気」ということです。子どもたちは「それは止めないとあかんよね。でもやめようと言ったら、次に自分がターゲットになる」と苦しんでいます。傍観者は傍観者で苦悩しています。それでもやはり誰かが言わないと、そして誰かが言えるためには他の子も一緒に勇気を持つことが大事という話があったので、このキャッチコピーにまとめました。



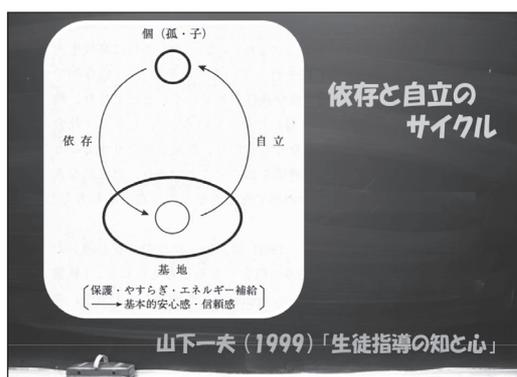
2つ目は、ふざけているとか、イジリという言葉がありますね。その境目がとても難しいということを、子どもたちは真顔で話していました。それを受けて、「いじりといじめ」、「り」と「め」が違うだけということ、

文字ちがい」というキャッチコピーにしました。ちなみに、これは木村拓哉さんが言っていた言葉です。



3つ目ですが、先ほど上越さんの発表にもあったかと思いますが、いじめ発生の機序ということで色々なパターン、いじめ加害の心理があると思います。子どもたちに聞くと、大人の言葉で言うとスケープゴートですが、友だちを作るのに、誰かをターゲットにして、「あいつちょっと何か変だよな」とか、(そういった心理は大人にもありますが)そういう事が挙がりました。でも子どもたちが「そんなことをやったって本当に楽しいクラスにならない」という話になってきたので、私はそれを拾って「誰かを排除して辛うじて成り立っている、そんなの本当の安心基地じゃないよね」ということで、本物の仲間の絆こそが大切だという意味で、「わる口を広めるニセモノの仲間、わる口をとめるホンモノの仲間」というキャッチコピーにまとめました。

それから、「いじめはあってはならない」「人間として許されない」などの言説は、確かにそうだろうとは思いますが、でも、何か丁寧な議論が飛んでいる気がします。例えば、どうしていじめは起きるのか、どうしていじめが人を追い詰めるかというような問題も突っ込んで考えたいと思います。「あってはならない」ではなく「あったことにかかわるか」という視点ですね。



本学の山下一夫学長のご著書に、「依存と自立のサイクル」という概念が示されています。小学校で話す時などは「依存と自立」という言葉は難しいので、人は「一人で頑張る」と「誰かと安心」を繰り返して成長していくと説明します。

おそらく小さい時はこの安心基地はお母さんの存在ですね。また、年老いてくと、人の安心基地は、広い意味の宗教的な意味を帯びてくるだろうと山下先生は仰っています。徳島には、お遍路文化があります。八十八ヶ所を回っていくにあたって、「同行二人」という言葉があります。どういう意味かというと、お遍路さんは一人で歩いているように見えますが、みんなお大師さまと一緒にいるのです。大師さまに依存できるからこそ一人で歩き遍路もできる、そんなコンセプトですね。人が生きていくためには、きっと、それぞれの年齢に応じた安心基地が必要なのだと思います。

じゃあ思春期・青年期の子どもたちの安心基地は？と考えると、一番の安心基地は間違いなく仲間だろうと思います。部活やクラスが一緒に、仲間同士が集まって、話している時間は、他愛もない話であっても、お互いがお互いの安心基地になっているということです。これは自立のプロセスで必須だろうと思います。だからこそ、そこから外されるというのは死ぬほど苦しいのだと思います。

それから、いじめはなぜ起きるのか。先ほど言いましたスケープゴートの話や、周囲の者がどう対応するのが大きな意味を持つということをお話したいと思います。これは本学の阪根教授が見つけれられたスウェーデンのNPOが作ったいじめ防止のCMですが、いじめっ子グループと、赤毛の子、いじめられっ子の一場面です。最初の段階では、赤毛の男子生徒の髪をいじってから

かういじめグループの行為を、他の子たちは傍観しています。同じ場面がまた起きます。今度はいじめグループのボスが、からかう行為を制止します。金髪だった男の子が、自らの髪を赤色に染めていることに気づいたからです。このCMは、学校現場でもときどき使います。「君ら、どっちの在り様がかっこいいと思う？」という言い方で問います。「こういう在り様がいいと思わへん？」と。また、いじめっ子グループの中の小柄な子は、本当はグループから排除されないか不安で一杯なんだと思います。だから率先していじりに行く。このような、赤毛の子をスケープゴートにすることで、辛うじて成り立っている4人の関係は本物の仲間なのか？と問いかけます。

#### 学術的定義 <比較的共通する定義>

- \* 攻撃行動（危害を加える意図あり）
- \* 身体的・言語的・ネットのいずれかの型の攻撃を通して、直接的または間接的に行われる。
- \* 力の不均衡がある（被害者は自分自身を守るのが困難である）
- \* 何らかの反復的な要素を持つ（頻繁に起こり得る）

もう1つ、いじめの認知の話をしておきます。先ほど紹介しましたスミス先生のご著書では、いじめの世界の定義を調べ、その特徴を書いておられますが、ほぼ共通しているのは、「加害者の何らかの意図」「力の不均衡」「反復性」という要件です。一方、もうお分かりだと思いますが、日本の法律の定義は、このような条件を除いています。つまりとても広い定義だということです。そして、現場はどちらの考え方に近いか

という、子どもたちも保護者も学術的な定義の方に近いと言えます。だからズレが起きる。法律はもちろん言うまでもなく大事であり、当然私たちは遵守して取り組んでいかなければいけないのですが、法の論理を教育の論理にそのまま持ち込むと混乱が起きます。「法律でこう書いてあるから、君のやっていることはいじめだ」と、それはちょっと違うと思います。

最後に1つだけ、先般、福島から横浜に来て、150万円を貢がされたという問題がありました。2～3日前の新聞を見ていて、面白いなと思ったのは、ある弁護士さんが子どもたちに「そんなにお金を出させて悪いと思わないの？」と聞くと、「だってあいつがくれたから」と言ったそうです。でも、その時に弁護士さんは法律を持ち出して「それはいじめだ」と説教したりはしませんでした。何と言ったかという、「じゃあ、どうして彼はお金をくれたの？」と聞きました。すると子どもは「たぶん僕たちのことが怖かったと思う」と言ったそうです。

私は、教育の論理とはこのような関わり方だと思います。法律ができたからそれで解決する訳ではないということだと思います。施策の側で明確な方針を示してくださったので、それを踏まえて、私たちは現場でどんな言葉でどんな姿勢で子どもたちと向かい合うのか、そのようなことをこれから鳴門教育大学では考えていきたいと思っています。

ちょっと駆け足になってしまいましたが、以上で本学の事業紹介を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

## 「いじめ根絶アクションプログラム」

福岡教育大学 教授  
大坪 靖直

それでは、福岡教育大学の本年度の事業報告をさせていただきます。私どもは、表題に出ているように、「いじめ根絶をめざすアクションプログラム」として、本BPプロジェクトが開始される1年前、平成26年から取組を始めています。当時、「根絶」という言葉を使うことについて、本当に根絶できるのかということで随分と議論をしました。でもやはり、いじめ問題に対する大学や大人の強い姿勢をアピールするのであれば、明確に強い意志で伝える方がよからうということで覚悟を決め、「いじめ根絶」という言葉を使っております。

いじめ根絶をめざすアクションプログラム

- 取組1 大学と県内の各教育委員会が連携した取組
- 取組2 附属学校における予防授業開発の取組
- 取組3 解決事例や成果を大学のホームページで社会に発信する取組
- 取組4 教員になる若い世代や保護者への教育や啓発の取組
- 取組5 他の教育大学との連携した取組(鳴門教育大学、宮城教育大学、上越教育大学)



「アクションプログラム」として、大きく分け5つの取組をやっています。1つ目に「大学と県内の各教育委員会が連携した取組」として、教育委員会の中にある様々な委員会に委員として教員を派遣、あるいは重大事態になった時の第三者委員会の委員等に適切な人材を送っています。

2つ目は、附属学校における予防授業開発の取組です。これがおそらく本学の取組で一番ユニークな部分ですので、このあと時間を取って、詳しくご説明をさせていただきます。

3つ目は、いじめ問題を上手に解決した事例、あるいは重大事態に至った事例について、研究成果を含め、どのような形で先生たちや子どもたちに情報提供できるのかという取組を、主にホームページで展開しております。

4つ目は、「教員になる若い世代」である本学の学部生・大学院生たちに対してですが、大学の授業が変わらなないと、この問題は変わっていかないと思います。あと保護者の方たち、子どもたちへの情報提供で、研修会や講演会を実施しています。

5つ目は、今日まさにご報告している他大学と連携した形で、こういった取組を行っていくという形になります。

取組1 大学と県内の各教委が連携した取組

- いじめ防止等委員会への委員派遣 →5名(計10件)
- 第三者調査委員会への委員派遣 →1件



それでは、取組1について、本年度は本学の教員の中で5名の先生たちが様々な委員会、いじめ防止等の委員会にご参加されております。複数の委員会を兼務されている先生もおり、本年度は延べ10件の委員派遣を実施することができました。第三者調査委員会への委員派遣はゼロでございました。

そこで、取組2ですが、ここがポイントです。平成26年度から本学の附属学校福岡小学校でいじめ防止を意図とした「教科等指導案集」の作成という作業に入りました。

背景としては、本学の附属学校のお子さんたちの学力偏差値は高いですが、授業の目標に向けて自分で考えたり、議論する場面になると、行きすぎた形の発言が授業でも散見される状況があ

#### 取組2 付属学校における予防授業開発の取組

- いじめ防止を意図した各教科等指導案集の作成(H26)→4つの協力校による有効性の検証(H27)(体育、音楽等が中心)
- 算数、社会での指導案開発(H28)

 福岡教育大学  
University of Teacher Education Fukuoka



での相互作用というものを経験して、その経験を踏まえて適切な人間関係を営んでいくような授業づくりを、既に平成26年度には取り組み始めておられました。そこでこのお話を持ちかけたところ、喜んで引き受けていただき、研究開発が進んでいきました。

平成26年の段階では、多くの学校で、今お話したような行き過ぎた発言を抑えたり、友達の良いところを見つけて意見をつないでいくという、学習規律や学び方についての指導は既に取り入れられていました。もちろん附属福岡小学校でも、そういう取組をされていたのですが、突きつめて授業研究をしていくと、「やっぱり授業規律じゃ弱い」と仰っていました。

どうしても教科の中で、正しい答え、適切な答えを宣言するということが授業の第一目標として掲げられている以上、「救おうにも救えない」というところがあって、授業の在り方みたいなものが、学習規律という形で子どもたちに不適切な行動を予防するという指導では焦点化が難しいということです。

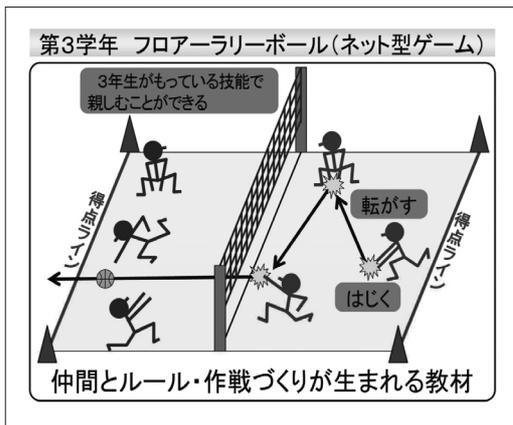
そこで附属福岡小学校は、研究開発学校の指定を受けられていましたので、その枠組みを利用することで、学習目標自体の中に協働性や共に学ぶ等、そのようなものを位置づける形を取るのが、おそらくこの目標についての答えの出し方だろうと考え、そういった学習目標が教科の中に設定できるとすれば、ということで授業案を作成し、試行までやっていただきました。

その後、平成27年度は1つの学校で開発された技法が一般的にどれくらい通用し、有効活用できるのかということを確認するために、福岡県内の公立小学校において授業案を試していただき、その手応え・有効性についてご意見いただくという形で検証を行いました。

評判が良かったのは、体育や音楽です。ところが国語や算数は、附属福岡小学校の先生たちが、目標がぶれてしまうと仰っていたのと同様の状態が確認できました。そのような取組を行っていますが、このあと、平成26年バージョンの指導案がどういうものなのか、詳しくご説明したいと思います。

昨年度も、このBPプロジェクトにおいて発表させていただいた際に、参観者の方から頂いたご意見も先ほどと同じで、「確かに体育は上手くいくだろう。でも国語や算数だったらどうなるの?」というような課題をいただきましたので、本年度は算数や社会に広げて、どのような授業展開が可能かということ、この3月に本学で行うシンポジウムで発表をしていただく予定としています。

実際に実施した授業についてですが、昨年度、発表していただいた、体育の授業の中でのことを少しだけご説明します。教材はフロアラリーボールという3人対3人のボールゲームを使われています。ボールを床の上からあげてはいけないので、転がしながらやるバレーボールのようなものです。得点ラインを越えてボールを相手コートの外側に出すことができると得点が入る



というゲームになります。当然、この中で、どのようにルールを作り変えていきたいと思いますかという、ルールづくりのようなものも学習課題の1つとしてありますし、決められたルールの中でどのように自分たちが作戦を立ててゲームしていくかという基本ベースが、「協力しないと成立しない」教材となっております。こういう教材を使って、その時に設定されていた目標は身に付けさせたい資質・能力ですから、これが学習目標に設定されています。ここがいわゆる「人間関係力」と附属福岡小学校の先生たちは呼ばれているのですが、ここの部分がメインになります。更に、この手の集団競技のチームプレイになっていくと、基礎的な従来の教科の目標としていた授業目標である、仲間と連携した動きを身に付けさせた姿というものを資質・能力の目指す姿として設定することができますし、一番右側を書いてあります「思考力・判断力」、ここにも当然「仲間とものを操作してルールや作戦を判断する姿」、そういう学習目標が設定できる訳です。

ですから、良いアイデアを出すことが大切なのではなく、同じチームの人たちとの協力や、自分の意見を丁寧に説明できるか、友達の見解を拾い上げてどのように折り合わせていくかということが、授業の目標そのものに設定してある、そういう授業構造になっております。

少し脱線しますが、実はこのいじめを防止する授業づくりに取り掛かった頃は、正直なところ「遠回りすぎるな」という印象を持っていました。多くの場合、直接的に行動レベルで修正していくようなソーシャルスキル授業や、そういった行いを自ら振り返る時の指針になっていく道徳的な介入という形で予防教育が構成されることが多かった訳です。短期的効果について言えば、今でもそちらの方が効果は高いと思っています。ただ、最も長い時間が保証されている授業の中で、いじめが起きにくい素地を作っていくのであれば、この時間を使わない手はない。そういう意味で、皆様に持って帰っていただける視点としてお役に立てるのかなと感じているところです。

新しい学習指導要領の中に、主体的で協働的で深い学びを実現していくということが謳われており、「アクティブ・ラーニング」という教育方法が多く取り入れられようとしています。アクティブ・ラーニングの技法の1つに、ジグソー学習という教育技法がございます。誰が欠けても課題が達成できないという状況を意図的に作って、「みんなが貢献したよね」ということを実感させたいという学習方法ですが、手抜きをすると「お前のせいじゃないか」と言われかねない。子どもからすると恐怖以外の何ものでもないような特性を持っている学習方法でもあります。そういう意味で、アクティブ・ラーニングと呼ばれる様々な技法により、不用意に子どもたちの授業中の相互作用量を増やしてしまうと、もしかすると不登校や、いじめが増えることもあるのかなと心配しています。

そういう意味で、やはり授業の中の学習規律として運用することも、もちろん良いと思いますが、目標としての協働性のようなものは、しっかりと子どもたちに伝えて、「今日は〇〇さんの

発見があったからここまで到達したよね」とか、「今日はみんなの学習に思いつきで言ったことが役に立ったと言われて嬉しかった」等、そういう経験をそれぞれのお子さんができることを願うばかりです。

この授業案については、本学のホームページでダウンロードできますので、ご関心のある方は是非アクセスして、ご利用いただければと思います。



**取組4 教員になる若い世代や保護者への教育や啓発の取組**

- いじめによる重大事案の概略を、第三者委員会報告書から作成し、「教育的ニーズの把握と評価」(教職大学院)等の講義で活用する。→5事例
- 保護者会における講演等の機会を活用することで啓発活動を推進する。



福岡教育大学  
University of Teacher Education Kyushu

4つ目の取組として、重大事案について、各教育委員会からインターネット等を通じて公開されたいじめ報告書がございますので、それを集めまして、事案がどのように推移していったのかを要約する学習資料を作りました。当初は、学部生の授業科目である「生徒指導」の中で使おうと思い作成してみたのですが、生徒指導の先生と時間をかけて話し合うと、もちろん学部生の段階でいじめの指導についての技術・知識を身につけさせなければいけないのですが、学部生が身につける知識は、重大事案に至ったようなレアケースよりは、日常的に学級の中で起こる「人間関係のトラブル」のような事例の様態とそれに対する指導法の方が大事で、こちらを学習資料として使うには、どのタイミングで、どのように扱おうと良いか、非常に苦慮しますというご意見をいただきました。そこで、当初の予定を変えて、本年度は教職大学院の授業の中で、「教育的ニーズの把握と評価」という形で大学院生に要約集を熟読してもらい、もしこのケースをストップできたとすれば、どこのタイミングだったのか、そもそもこのようなことが起こってしまった背景的な原因について考えてもらうために、活用させていただいているところです。

5つ目の取組ですが、本日行っているシンポジウムというように形で、年に数回、情報交換や勉強会を開催し、自大学の取組の修正等に活用させていただいています。こちらが3月4日に本学で開催する研修会のポスターになります。ご興味のある方はご参加していただければと思います。



すみません、短い時間で要点を得ない説明で恐縮ですが、私からの事業報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

### 3. 基調講演〈抜粋〉

今、私たちに改めて求められていること ～いじめ防止対策推進法施行後3年を振り返って～

鳴門教育大学 特任教授（日本生徒指導学会会長）

森 田 洋 司

#### ◆はじめに

文部科学省から3年前に出された「いじめの基本方針」の改訂版がまもなく公表されます。この改訂は、教育委員会、現場及び委員からの意見を踏まえ、改めてこれまでの3年間を振り返って総括しつつ、そこに含まれている問題点・課題を洗い直して、今後の方向性を示すというものです。今年度中には完成版が公表される手はずになっていますが、既にメディアでは、文科省の協議会の議論の途中経過の段階で報道されており、内容に関しては承知している方も随分いらっしゃると思います。



#### ◆認知件数の増加における社会認識を改める

認知件数は発生件数ではありません。発生したいじめの中から学校現場によって認知した件数を文部科学省で集計したものが「問題行動等調査」です。あくまでも学校が気づきたいじめの件数です。ご存じのとおり非常に波があります。発生件数がそれほど増減している訳ではありません。むしろ認知件数と実態の間に大きなギャップがあります。そのギャップをいかに埋めて現状に近づけるかが大きな課題です。これが気づきの力を高め「認知件数」を増やしていこうとする国の取組です。

その取組が功を奏し、平成27年度と比較して約4万件増加しています。現場における意識が相当進んだ結果だろうと判断できます。ただ、現場としては認知件数の増加に一種のたれあいがあることも想定されます。というのは、認知件数を発生件数と捉えてしまう社会全体の風潮があるからです。ある学校で、もの凄く認知件数が増えている。「この学校の子どもは、えらい荒れたんやな、あんな所に子どもを行かせたくない。学校の先生は大丈夫かいな。」、このような意見が地域に広がります。議会では、議員が認知件数の増加について誤った認識をもったまま問題提起をすることもしばしば見られる光景です。となると、気づきの力を高め認知件数を増やそうとする先生方の意欲や実態に正面から向き合った取組がありつつも、社会では「お前のところ、そんなに上がっているのは何やねん！」という捉え方をしている。まずは、こういう社会の誤った認識を改めることが必要です。

#### ◆文部科学省では認知件数の増加を積極的・肯定的に捉えている

文部科学省は、認知件数の増加は積極的・肯定的に捉えるという発信をしています。理解いただきたいのは、いじめは非常に見えにくく、いじめられた子どもの心の中にいじめの事実の有無を見出さなければならぬ。人の心を汲み取る作業は大変なことです。ただでさえ見えにくいいじめなのに、ますます潜って見えにくくなっている部分もある。先生方は、それを“いじめ”として掘り起こす努力をされておられる。しかし、全てが先生から見えるわけではない。また、保護者が見えているわけでもない。私のデータによると、自分の子どもがいじめているということを知っている保護者は、だ

いたい5～6%。約95%の保護者は知らないわけです。「あなたのお子さんがいじめに関わっている」と先生が言うと「うちの子に限って」と文句を言うのは保護者の認識不足、責任放棄ともいえます。逆に、いじめられている側で、知っているのは約3割程度で7割は知らない状況です。その中をあえて先生が一生懸命掘り起こしていることは大変な努力です。だからこそ、認知件数の増加は学校、家庭や地域の感性の高まりと子どもたちの実態に正面から向き合い、取り組んでいる教育力の高まりの証です。この認識を社会に向かって発信し理解を得ることが必要です。1年間でいじめを認知していない学校が、皆さんの努力で最近では徐々に減ってきましたが、まだ3分の1残っています。これらの学校では、本当に1年間に1件も起きていないのでしょうか。子どもたちはどうなんでしょうか。

#### ◆学校のリスク管理にも新たな視点が必要となる

子どもたちの実態に関しては、長い年月に亘って追跡調査をした信頼性の高いデータが国立教育政策研究所から公表されています。この調査から、いじめた経験のある者が9割・いじめられた経験が9割という実態が浮かび上がってきました。ということは、今や特定の子どもに限った対応策だけでは限界がある。そういう意味では国立教育政策研究所の滝充統括研究員が力説する「未然防止策」がまず基本となります。現場を訪れると、「軽いいじめのようなものまで指導するの？」という話が出てくる。特に小学校の低学年は発達途上であり、言いたいことを言い、やりたいことをやるため認知件数は非常に高い。それをいちいち取り上げて、法に則って認知していたらキリがないと言うけれど、軽い・重いを判断するのは周りではないのです。当人の苦痛の程度で判断しなければならないことで、周りが勝手に、これは軽いからいじめではないと決めつけられるものではないのです。また、教師の目の届かない部分に何があるか分からない。しかも誰でもが被害者になり加害者にもなっている。

こうした現状に対して、個々の教職員の資質・能力に頼ってきた従来の学校の体制では限界があり過ぎます。見えにくく、それが誰にでも、どこにでも起きている状況下では、独りの力では限界があり組織的な体制構築が不可欠です。学校のリスク管理の在り方にも新たな視点が必要になっています。

リスクには2つあります。1つはある程度計算可能又は推定可能なリスクで、今までの経験や調査から導き出したリスクです。『〇〇の手引き』。これは推定したリスクへの対応をまとめたものです。

2つ目は、不確実性のリスクで、推定や計算ができないところから出てきます。このリスクを減らして、1つ目の計算可能又は推定可能なリスクへどれだけ引き上げていくかということが、これからのリスク管理で非常に大事なこととなります。個々の先生間でもいじめの有無の判断が異なっていたり、「あんな良い子が、そんなことをする訳がない。被害妄想でしょう。」という意識を持ってしまって被害者を益々追い込んでしまうこともザラにあります。人間がやることですから、思い込みや偏見もありますし、過失、見過ごし、軽視、怠慢も常にあります。例えば「たかがそれぐらいのことで」「よくあること」といって放置することは、この第2のタイプのリスクです。先述の小学校低学年の例でも、「一日中そういうことは起こっているじゃない」、「たかが知れているじゃない」と頭から決めつけるのではなく、まず指導しなければいけない。そのまま見過ごせば、軽視・怠慢につながりかねません。この中から重大事案が発生する、深刻な事態に発展するケースも随分あります。文部科学省の基本方針では、以前から法に則り徹底した組織的対応だと言っている。これは人間の過ちを防ぐためであり、抱え込みを無くすためです。ところが、振り返ってみると、先生が抱え込んで組織的対応が行われなかったために悲劇になってしまった事例が多くあります。また、アンケート調査を軽く見る又は見過ごしてしまい、子どもの声が先生、組織へ届かない。

これらの第2のタイプのリスクを防ぐために教員研修や校内研修、ケース検討会議があるわけなんです。上手くいったケースばかりが報告される傾向があります。それはそれで参考にならないことはない。しかし、どうしても上手くない、どこに問題があるかわからない、打開策が見えないというようなケースは上がりにくい。これらこそ互いに研究・研修していくことが大切です。こうした工夫と努力が、第2のタイプのリスクを最小化し、第1のタイプへと換えていくことになります。

さらには、リスク管理を、サプライサイド側がやればよいという発想から脱却し、各学校のいじめの基本方針又は組織的な防止対策といわれるいじめ防止の取組に、学校だけでなく、児童生徒、保護者、地域という教育を利用する側も一緒に参画したり、声を反映させていくことも大事です。

#### ◆いじめへの取り組みは社会と人々を成熟させる営み

「いじめとは何か」という問い、これは“認知件数（学校の気づきの件数であり気づいたものへの対応の件数）を改めて考える”と考えてください。いじめの定義として法律に謳われたことはとても広いわけですが、それは、いじめへの取組が人権を脅かしたり侵害されることから子どもたちを守ることと位置づけられているからです。だからこそ法の定義は広い概念になっているのです。

ともすれば、人権は個人に内在化している1つの権利状態と抽象的に考えられがちですが、最近では関係概念として、つまり他者との関係、或いは社会と集団の場における自己の在り方又は他者との関係の有り様としての人権として捉えるという考え方になっている。いじめへの取り組みは、こうした人権の概念を踏まえたヒトの営みとして考えていくという大きな広がりの中で考えていただきたい。

いじめへの対応という、どうも最初から、トラブルを解消するとか、子どもたちの色々な関係のねじれを修復するとか、このような発想で取り組まれる傾向がありますが、その根底には、私たちの社会における存在、ヒトとしての人間性の尊重、こういう理念がしっかりとあって、それに向かう営みだということをまずしっかりと念頭に置いておかなければいけません。それを前提に、リスクの最小化という考え方で取り組んでいくと考えていただくのが、筋道であると思います。

だからこそ、学校だけに委ねるのではなく社会を挙げて取り組む問題として捉え直していくことが必要です。いいかえれば、いじめという大人社会にも子どもたちの社会にも見られる現象への取り組みの切り口として、子どもたちの社会だけでなく大人も含めた私たちの社会の成熟とそこで生活する人々の意識を成熟させることにつなげていくことが大切なことなのです。

#### ◆いじめの概念は3つの層で成り立っている

法で定義されたいじめの概念は、人権侵害から子どもたちを守り、そのリスクを最小化するために、極めて広く概念構成しています。これからの議論を進めるために、まず法律のいじめ概念を紹介しておきましょう。法の第2条では、いじめは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされています。つまり、法律では、①「児童生徒」が②「一定の人間関係にあり」③「心理的又は物理的な影響力を与える行為」並びに④「心身の苦痛を感じている」ことの四つの要件があれば、いじめがあったと判断されることになります。

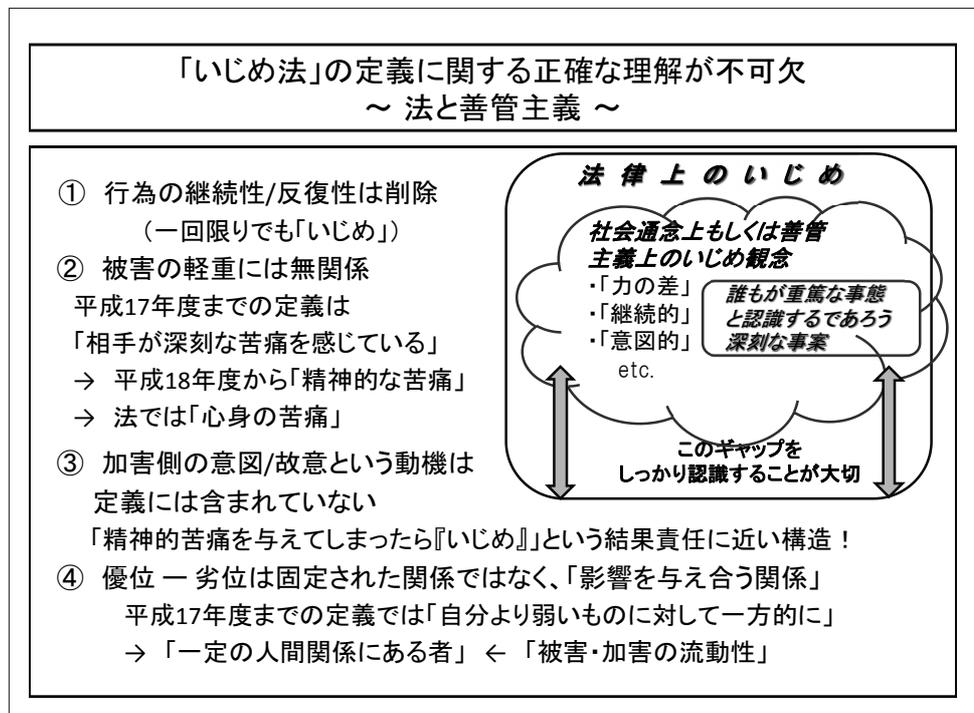
法律が施行されるまでは、いじめという言葉が私たちの日常用語に存在していました。そして、国民も先生方も子どもたちもがそれぞれなりにいじめとは何かについての観念をもち、法律がなくとも、

先生方は先生方で良識と教育への自分なりの思いに従って一生懸命指導してこられました。このように良心や良識に基づいて事態をコントロールすることを「善管主義」と呼んでいます。法律が制定・施行されるまでは、教育現場での指導や対応は、全てこの「善管主義」に委ねられてきていました。「善管主義」にも長所はありますが、問題もあります。それは、いじめとは何かについて社会的なコンセンサスがない現象については、人によっていじめの捉え方に広狭がでてしまい、いじめの事実の有無の判断と内容の認定は人によってばらつきが出てしまうことです。「善管主義」の大きな問題点です。法は、こうした「善管主義」の欠点を克服するために制定されたともいえます。

いじめの概念には、さらにもう一層、この人々によって異なる捉え方にかかわらず誰が見ても明らかに深刻な被害が見られ、いつの時代でも、また、誰が見たっていじめだと捉えるいじめがあります。

このように、いじめの概念と一口に言っても、そこには図に示したように三つの層が見られます。概念のカバレッジから見れば、一番外側に「法律上のいじめ」の定義があり、その内側にそれぞれなりの「社会通念上のいじめ」の捉え方があり、さらにその内側には「誰もが重篤な事態と認識するであろう事案」が存在します。いじめとは何かについてよく分からないとか、法は広すぎるという声をしばしば耳にしますが、それはこの三つの層が混然一体として捉えられていることに由来します。

いじめへの取り組みのスタートラインは、まず気づきです。この気づきは、それぞれのいじめの概念に基づきます。だからこそ「いじめとは何か」についての定義が大切になってくるのです。しかし、先生方や子どもたちの捉え方がいかに良識や善意に基づいていても、いじめかどうかの判断にばらつきがあっては対応にもばらつきが生



じるばかりでなく、そのズレが却って被害に遭った子どもたちを追い詰めたり悲劇を招くことにもなりかねません。「法律上のいじめ」の概念は、この人によって異なる捉え方を標準化し共通のモノサシを作ることであります。

したがって、今学校や社会に求められていることは、「社会通念上いじめ」や「誰もが重篤な事態と認識する深刻な事案」だけはいじめと捉えるのではなく、「法律上のいじめ」の概念とのギャップを埋め、法が求めている定義に沿っていじめを捉える方向へと社会の認識を改めていくことです。

そのギャップの主要なものを図に示しておきます。一つは、いじめは「繰り返し」あるいは「継続して」特定の子どものいじめる場合をいうのであって「一回限り」のものはいじめとはいわないという社会通念です。しかし、法の定義には頻度は入っていません。先生方から見えるのは1回かもしれないけれど認知できなかったかもしれない。あるいは1回だけでも本人は立ち上がれないほどの打撃

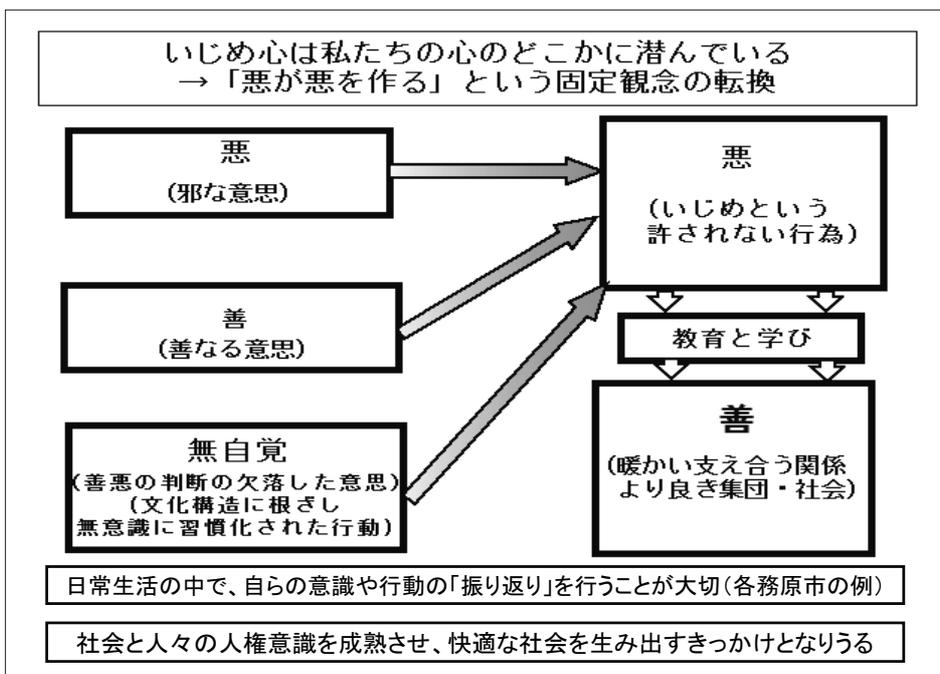
を受けることだってあります。一回でもきちんと捉えていかなければというのが法の定義です。

二つ目は、法律では、いじめの被害を「深刻な」ものに限定していません。定義に照らせば、いじめられた子どもの心に添って、その苦痛を感じ取らなければいけない。ということは、先に少しだけ触れたことですが、被害の軽重は周りの人間だけが判断することではない。被害の大きさや額にもよらない。百円だったら「まあこんなもの、ちょっとした注意でいいだろう」、しかし、1万円だったら「これは大変だ」と学校中が大騒ぎになる。いじめの場合は、被害の深刻さの程度は被害者の心身の苦痛で捉えるべきものです。法律では、精神的苦痛を与えてしまったらいじめ、という結果責任に近い構造になっていることをしっかり考慮に入れて、いじめの有無を判断することが大切です。

#### ◆いじめ心は私たちの心のどこかに潜んでいる

いじめ法の定義と私たちの社会通念との間にあるギャップの三つ目は「加害側の意図・故意という動機」です。昔からよく言われているのは、いじめの子にはいじめるだけの理由なり動機があるだろうと言ってきました。しかし、いじめ法では、加害側の理由や動機は定義から省かれています。それは、特定の動機と結びついていたとしても、それが加害を正当化するものではないからです。しかも、いじめは、さまざまな人間の動機に影のように忍び寄ってくるものだからです。

昔から、研究者の間でも、あるいは市民の感覚でも、いじめる側には、弱いものを踏みつけたり、あざ笑ったり、ストレス発散の対象としたり、自分の力の優越感に浸ったり、そこから快感や快楽を得るなど、「邪（よこしま）な動機」があると捉える傾向がありました。言うなれば「悪への意思が悪を生む」という図式の中で解釈してきました。



しかし、大人でも子どもでも、いじめの現実を覗いてみると、図で示したように「善なる意志」や「無自覚」からも発生していることが分かります。

“善なる意思”ですが、例えば校外の対抗試合で「みんながんばろう!」、良い結果が出たら皆で喜び合おうとみんな燃えます。ところが、どうしても結果に足を引っ張らざる子がいると「いじめたれ」ではなくて、その子の力を引き上げようという力が働き、叱咤激励の叱咤の矢が突き刺さるようないじめに転化してしまふことがあります。相手を奮起させようという善意が相手を追い込んでいって、「やっぱり自分はダメだ、みんなの期待に応えられない。」と自己否定してしまふ。「みんなに申し訳ない」、「惨めだ」、「存在している価値はない」。こうなると希死念慮に近く、この世から姿を消したいという気持ちに追い込まれていくわけです。いじめの重大事案では、こういう背景のなかで亡くなっていく子どもがいます。ただ、それは善意だからいじめじゃないとは言えないのです。

人間の動機には「悪」と「善」のほかに「無自覚」というのがあります。無自覚にも2通りあって、1つは子どもの集団心理の中で、ついついノリでやってしまうことが遊び等で見られます。もう1つは、我々の文化構造に根ざした価値観・観念が「差別・偏見」と言われるものとなって無意識、無自覚に行動化される。これは大人と大人社会の問題でもあります。

このように「悪・善・無自覚」、我々人間はどこに逃げられますか。どこにも隠れ場所がありませんね。善・無自覚、或いは悪という人間の動機や意思にスーッと影のように忍び寄ってくるのがいじめだということなのです。

例えば、岐阜県の各務原市の取組では、子どもたちが日常生活の中で絶えず自らの言動の振り返りをさせています。教職課程では、教員になろうとする先生の「自己省察」と言われるものです。自らを振り返る。これで人間が成長していきます。振り返りながら、つまりいじめへの取り組みをきっかけとして人権感覚を成熟させ、より快適で安心な社会を創っていかうとする試みです。子どもたちは良い社会を作る担い手として育てていくことへの仕掛けづくりがいじめへの取り組みなのです。

#### ◆いじめはどこでも誰にでもある

いじめ法の定義と社会通念との間にあるギャップの三つ目は、いじめを攻撃行動ではなく「影響を与える行為」から発生するものとして捉えていることです。以前から研究者の間では、いじめという現象が起きるメカニズムの本質には「影響力の濫用・悪用」が見られるといわれてきました。この「影響力」というのは私たちの人間関係にとって不可欠なものなんです。お互いに支えたり支えられたり、相談したり相談されたり、つまり、影響力を交換し合うことによって私たちの日常が営まれています。友達を作るにも影響力をお互いに交換しているんです。集団はメンバーの影響力とその影響力の資源を活用して役割を割り当て、集団や組織の活動を展開していきます。

このように私たちの人間関係や社会生活、集団や組織の活動にとって影響力は不可欠な必須の要素なのです。いじめというのは、この人間の生活にとって不可欠な影響力を悪用したり濫用することによって起きる現象です。人が人と交わり集団や組織を営むところに影響力の行使は必ず存在し、その乱用や悪用が起きれば、そこにいじめが発生するのです。このように、いじめは社会生活に不可欠な要素を乗り物とし、なおかつそれをを用いる人間の「善への意思」「悪への意思」「無自覚」という全ての動機に影のように忍び寄ってくる現象だからこそ、いじめは誰にでも、どこにでも起きる可能性のあるといわれる現象となるのです。

以前はそういう影響力の「強い者」がいじめる側、「弱い者」がいじめられる側という関係の中で固定して捉えていました。しかし、携帯・スマホを使えば、弱いと見られている子でもいじめることができます。また、今や「被害・加害の流動化」が起こっており、加害経験のある子の8割は被害経験があり、被害経験のある子の7割が加害経験を持っているというデータもあります。こんな状況下では、文科省が平成17年度まで用いていた「強い者が弱い者を一方的に」という基準ではいじめは測れなくなっています。むしろ現代のいじめでは、国立教育政策研究所がデータで示したように、いじめは特定の子どものみに焦点を当てて対応していれば防止できる現象ではなく、今や全ての子どもたちに起きる可能性というよりは、むしろ起きている現象として捉えなければならないし、このことは、今述べたように子どもたちの実態に照らしてみても、また、理論的にも理にかなったことなのです。

#### ◆いじめを止めるには国民の成熟が課題

このように考えると、いじめ問題は子どもたちだけに特化した問題ではありません。大人の世界にもあります。また、子どもたちだけに限っても、特定の子どもたちだけに起きるものではなく、どの子が加害者になっても被害者になってもおかしくはないという「いじめの一般化」が起きています。となると、いじめ防止への取り組みは、いじめが起きたときだけでなく、全ての子どもたちの学校や家庭、地域で過ごす日常生活とそこでの人間関係に染み込む取り組みが重要になってきます。

「未然防止」とひとくくりにして呼ばれている取り組みは、その重要な要ですが、この取り組みは学校で年に一度か二度、特定の時間で取り組むのではなく、日常の教育課程全般に亘るプログラムの中で、とりわけ教科の中で、どうやっていじめ防止に向けたプログラムを内在化させ溶かし込んでいくのか、学んだことを活かして行動に移し実践させていくのが重要なことになってきます。

今、福岡教育大学が実施している教育課程の中に内在化した生徒指導のプログラムの開発は、まさにそういう意味で大変重要な取り組みになります。この取り組みの考え方を、今後は全教科を通じてやっていかないといけない。まだ、緒に就いたばかりの段階ですが、現在、工夫をしながら算数など取り組みのむずかしい科目とされてきた教科にも内在化した指導を開発し、実践していくことを考えておられると聞いています。その成果に大きな期待を寄せています。

各務原市をはじめとする全国の学校で試みられている子どもたちの日常のコミュニケーションとそこに含まれているいじめの芽についての振り返りなども、その一つの好例です。

しかし、この取り組みはいじめ問題への方策に留まるものではありません。いじめ問題を切り口として、子どもたちの他の問題行動に対する未然防止策ともなる方策であるとともに、全ての子どもたちが自分達の社会や集団に参画し、学んだことを活かしながら、それぞれなりに主体的に活動し自らと社会や集団の課題の解決に向けて働きかけていく「社会的なりテラシー」の育成にとっても大切な試みとなるものです。それは、とりもなおさず子どもたちが今、そしてこれから属していく社会や集団の有り様とそこに属する人々の有り様を、より良き状態にしていく試みにつなげていくものです。

多くの子どもたちが、いじめ・いじめられ経験をしているという現状に対する取り組みだからこそ全ての子どもたちの成長につながる指導が大切になってきます。「未然防止」と言われるのは単に起きることを未然に防止するという意味ではなくて、子どもたちの意識を成熟させていく、高めていくというところにポイントを置いた指導であり、これから益々必要性が高まる指導です。

また、子どもたちの取り組みを通じて、同時に、私たち大人が構成する社会の有り様もより良きものへと変容させ成熟を図る試みとなるものでなければなりません。文部科学省の基本方針が述べているように、いじめに取り組むことは、大人も子どもも含めて日本社会挙げての取り組みを通じて、心豊かで安全・安心で「快適な社会」を如何に作るかという国民的な課題となるものでもあります。いじめが止まりやすい国かどうか、その国民の成熟の仕方、教育力の指標なのです。それなのに、認知率を上げている学校を叩くのは見当違いも甚だしい。そして、いじめ問題は、何を子どもたちに伝えていくのかを問いかける問題でもあります。栃木県小山市の「大人宣言」では、大人自らが子どもの手本になるように襟を正して生活していくための具体的な行動からなっています。発議は商工会議所が運営する「市民会議」という団体で、理（美）容院や飲食店などの商工団体の協力を得て生活の中で目につくところに宣言文が貼り出され、市民ぐるみで意識付けが行われています。大人の願いを町中で発信しながら、住民の方々に意識づけをする。これが小山市の「大人宣言」の意味合いです。

◆「学校基本方針」を実効性のあるものとし、実施状況を皆で把握・改善し、皆のものとする

全国を見渡してみると、本来は有効であるべき「学校基本方針」が定められてはいても全く役割を果たしていないところが多いのも実態です。策定以降の3年間、何の見直しもしていないところがほとんどです。そもそも基本方針というものは、国は抽象度が高く、都道府県や市町も抽象度がちょっと高いわけですが、各学校は実情に合った方針を立て具体化されないといけないのに、国や地方公共団体の方針をコピー・ペーストでやるものだから皆同じというところが多くなっています。全国で対応も3年間工夫されてきたことが反映されていない。ましてや、基本方針が子どもたちや保護者に対して全く周知できていない。また、本来、基本方針は具体的で実行性のあるものでないといけないのです。何年かかっても達成できない「いじめをなくしましょう」などといった目標掲げるのではなく、具体的に達成できる目標を立て、年間計画をしっかりと出すことです。大切なことは、策定したり改正したり、PDCAサイクルをまわしたりするときには、地域や保護者にも関わってもらわないといけません。基本計画からこれらの人々を排除していることは、「私たちだけでやりますよ」と言っているようなものです。ましてやサプライサイド側の都合だけを慮って、地域や保護者が改正に向けて提言してきたら、「モンスターや」と片付けてしまうのはよくありません。全部が全部、皆で討議しなさいとは言いませんけど…。保護者、子どもたち、地域と各々の目線で意見を持っており、それらを反映させながら基本方針を作り、“みんなのもの”としていかなければいけない。そうでなければ、全体での取り組みにならないのです。PTA というのは力強い役割を果たしています。やはり学校が意識を変えて、一緒に子どもたちを育てていく体制にもっていかないとはいけません。

◆徹底した組織的な対応によって子どもたちをサポートし、リスクを最小化する

今度の文部科学省の取りまとめでは、基本方針が“みんなのもの”となっているかということのほかに、法で義務づけられた組織の活動、達成状況についても地域、保護者に実態を把握してもらい、改善へ提言をいただきながら一緒に学校環境を良くしていくことを薦めています。なかでも私はPTAに非常に大きな期待を寄せています。今回、BPプロジェクトの協力団体として、「公益社団法人日本PTA全国協議会」に新たに加わってもらったことは非常にありがたいです。一緒にやっていく仕組みとして、今、学校評議員、コミュニティスクール、学校支援本部等々、色々な動きがあります。これらの仕組みを活用し「評価」を行うことも大切です。また、気づきや早期発見でも地域や家庭との連携は大事です。たとえば通報ですが、疑わしい段階で結構ですから、知れば必ず組織へ連絡して下さい。事実かどうかは分からなくてもいい。確認は学校に任せておいてください。例えば、虐待。「あやしいな、おかしいな」と思ったらすぐに通報する。そうしたら児童相談所などの専門の組織で事実を明らかにしながら事態に対応していくという対策を取っています。考え方はそれと同じです。

先生方だって「これは疑わしい、いじめかどうか分からない、ちゃんと確認してから言わないとみんなに迷惑をかける」なんて思わないで、まず「こんなことがありました」とメモを書いて報告をする。それを組織の方できちんと検討し対応するような組織体制を校内で敷いておくことが大事です。

今まで教育界というのは、対応を個人の力量に委ねてきました。「お前、担任だからやれ」、「生徒指導だからやれ」と、みんな丸投げです。それには限界がきています。法律が求めている各学校での組織的対応によって、子どもたちが複雑な課題に直面していても、複数の人たちによる複眼的な視点と多様な角度からの支援が可能となるというメリットがあります。しかし、それに留まらず、抱え込みを防ぎ、個人に委ねることによって起きる先に申し上げた第2のタイプのリスクを防ぐことも可能

となります。そのためには、先生方が「チームとしての学校」という体制をしっかりと築き、校外の人々や関係機関とも連携・協働することです。いじめに限らず、不登校や暴力行為などについても同様であり、徹底した組織的対応によるリスクコントロールが不可欠な時代になってきたといえます。

いじめへの「気づき」を例にとっても、そうです。担任1人では限られている。ましてや問題が潜在化して見えにくくなっています。しかし、見えにくさをかいくぐって気づいてやらなければ、そこに悲劇が起こってくる。その「気づき」を高めるためには、1人では“不確実性のリスク”を抱え込み、高めるだけです。これを複数で組織的に対応することによって、不確実性のリスクが縮小されるだけでなく、お互いのフィードバックを通して“推定可能なリスク”へ転換を図ることができます。

#### ◆いじめる側・いじめられる側ともに学校の信頼関係の基にきちんとすくい上げる

文部科学省が、「1人で抱え込むな」、「組織へ上げましょう」、「みんなで見ていきましょう」というのは、事例から見えてきた、人間なるがゆえに常に犯す誤りを正していこうとするリスク管理上の対応策なんです。しかし、最も大切なことは、いじめる側も、いじめられる側も、あるいは周りの子どもたちもが抱えている辛さや苦しみ、成長する上での悩みや課題を、学校の信頼関係を基にして、組織的に体制を組んで、きちんとすくい上げることです。

アンケートの見逃しというのもよくあるんです。アンケートは、非常に重要な発見のツールですが、信頼関係があってこそそのもの。概ね、いじめの半数ぐらいはアンケート調査から上がってくる。それを知らん顔して無視してしまったら、被害を受けた子どもは「アンケートに書いたのに学校は何もしてくれない。学校って当てにならないな。次からは書かないでおこう。」となり、悪循環です。

今、チームとしての学校の体制づくりが言われています。SCやSSW等を組み込みながら子どものサポート体制を作る。学校における密閉構造を皆で開き、地域や関係機関とも連携・協働をしながら、子どもの学校生活での顔だけではなく、地域の顔、友達との顔、塾での顔など、そういうものも全て引くくめて、家庭も含めて子どもの生活総体への支援をするということです。いじめというのは「お前はあかんぞ」と説教するだけとは違います。その子を成長に向けて支援してやらなければいけない。これは加害側も被害側もみんな同じです。或いは、子ども単位ではなく学級そのものが成長して、良い関係を築くことで良いものを生み出していける。そういう学級に育てていくというのが、やはり大きな目標です。単に罰するとか叱責、謝らせるというだけではないのです。

この視点を欠いたまま解消率の向上に安易に取り組まないでいただきたい。私は解消には、救済と回復の2つのプロセスがあると見ています。救済とは、被害の子どもをいじめの場面から、とにかく救い出し守っていく。回復は、心の傷の回復から加害者の行動変容、関係性の修復、そして学校全体のモラルの向上、これらを図っていくという修復過程がある。しかし、文科省の問題行動等調査では、解消したものが9割近く。信じられない数字です。というのは、いじめ対応は、教師が注意し加害側が謝罪したとしても、つまり一定の解消が図られたとしても継続して見守っていくというのが指導の基本だからです。謝罪をさせたら、かえって悪くなることだってある。それで終わりではないんです。しかし、問行調査では、こうした対応は数%に過ぎない。だから今回の文科省の取りまとめでは、少なくとも3か月はフォローアップし、被害者の苦しみもないし、加害行為も行われていない。これを一応の目安にしましょうとしました。しかし、それを解消とはあえて考えずに、「モニター期間」として捉え、その目安を一応3か月で切ってみましょう。モニターした結果、まだ問題が含まれていれば、継続してそのまま見守っていきましょうという、こういう考え方で解消率を考えていきましょう

という方針をとりまとめて出しています。その点は誤解のないようにしてください。

#### ◆柔軟な組織づくりが現場の先生を救う

そもそも教職というのは個業世界。個業というのは、互いの相互尊重の文化も養成されるし、良い雰囲気です。ところが、先生毎に能力や資質の格差が開きやすく指導対応に凸凹がしやすい。それにも関わらず相互不可侵の原則があるために、互いに何も言えないという雰囲気があります。教職という職務も自己完結型になってしまうため、互いに協業するのは上手くない。疎結合、低構造化組織、簡単に言えば個々にバラバラになってしまう。これらを補うために色んなミーティングや研究会や研修会という仕組みがあるのです。これを上手く作動させないと、お互いが孤立し、教育や指導上の課題や悩みも相談したり支え合う機会や場がなくなってしまいます。

今、盛んにあちらこちらで言われている「協働性」・「同僚性」・「気働き」ですが、組織が形だけでなく機能するためには、この3つの要素が大切になってきます。学習組織については、学校では非常に念入りに組織化されています。ところが、「生徒指導」は、どこで何が起こるか分からない。常に不確実性なのです。不確実な状況の下では、メンバーそれぞれが「気働き」で、機転を利かせて働かなければ、組織は実効性のある動きがとれません。「問題対応型組織」というのは、状況の変化や問題の変化に合わせて柔軟な役割編成と組換えが必要です。

組織が組織として有効に機能するためには、学校が設置して委員会や部会、ケース会議など先生方の分掌や役割、専門性などを集めた「協働性」を基軸とした「フォーマルな組織」だけではダメです。この下に「同僚性」という、互いに気軽に相談したり、助け合ったり励まされたりする「インフォーマルな組織」を下支えしておかないとフォーマルな組織も柔軟に動かない、「気働き」も出ません。もし、「同僚性」に裏打ちされた「協働性」ができれば、先生方のモチベーションも自ずと高まり、先生方のメンタルヘルスも向上してきます。特にいじめに関しては、加害対応、被害対応、教室の子どもの対応がありますが、その対応には得手不得手がある。「被害者の方はなんとかなるが、加害対応はしんどい、あなたやってよ」ということも柔軟に組み替えができないといけない。また、それができる雰囲気を職場に作っておかないといけない。それが「同僚性」と言われるものです。

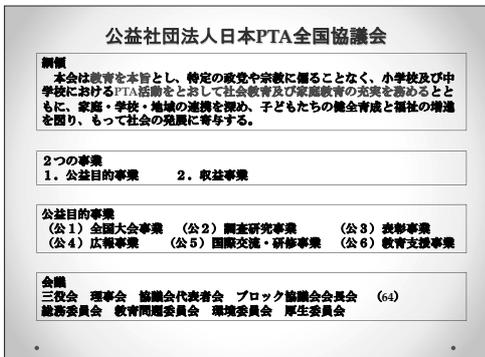
「同僚性」は、互いに学び合ったり、あるテーマについてミーティングを行ったりする、あるいは、釣りでも碁の話でも交えながら互いに気安くコミュニケーションが図られ、様々な共通理解や信頼のきずなが生まれ、人間関係も情報の流れもスムーズになるわけです。当然、組織の上方・下方コミュニケーションがスムーズに図られ、先生方の意欲も高まり、同僚の支えがあるから孤立感もなく自信を持って指導に向き合えることになります。「同僚性」は、このように先生方の精神衛生上の問題、労働環境衛生の問題等にも関わりながら実効性のある教育指導力を高めていく非常に重要な要素です。これを是非とも工夫していただきながら、先生方が元気に生き生きと目標に向かえる組織にしていきたい。「先生が変われば子どもが変わる」とよく言います。組織というものを、単に職務分掌や専門性を集めただけの組織にとどめず、その背後にセミフォーマルな組織とインフォーマルな組織を裏打ちし、気軽に相談し合い、学び合い、助け合い、励まし合う関係を持ちながら、「信頼」に基づく「人間関係資本（ソーシャル・キャピタル）」を蓄積することによって、組織の目標や活動を実効性のあるものとして円滑に運んでいく。これが徹底した組織的対応ということなのです。

(平成 29 年 2 月 BP プロジェクトいじめ防止支援シンポジウムでの基調講演を BP プロジェクト事務局で要約)

## 4. 取組紹介

公益社団法人日本PTA 全国協議会 副会長  
東川 勝 哉

### ◆公益社団法人日本PTA 全国協議会とは



私どもは公益社団法人ですので内閣府に届出をしており、定款に綱領というものがあります。この綱領に「本会は教育を本旨とし、特定の政党や宗教に偏ることなく、小学校及び中学校におけるPTA活動を通して、社会教育及び家庭教育の充実を務めるとともに、家庭・学校・地域の連携を深め、子どもたちの健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与する。」と書いています。

PTA と言うと、日本全国の保護者と先生方の団体であると捉えられがちですが、私どもの団体は、公立の小・中学校、そして一部の幼稚園も入りますが、公立の小・中学校の保護者と先生方の団体であるにご認識いただければと思います。最近では、少子化で年々子どもたちの数は減っており、現在は約 850 万人です。それでも日本最大の社会教育関係団体という位置づけで取組をさせていただいております。

### ◆日本PTAが行う2つの事業

大きく分けて、公益目的事業と収益事業という2つの事業を行っています。本日は公益目的事業についてご説明します。これも内閣府に届け出ている事業で、全国大会事業、調査研究事業、表彰事業、広報事業、国際交流・研修事業、教育支援事業と多岐に亘って事業を行っています。私どもは全て保護者で構成されていますので、皆それぞれに生業を持っており、時間を作ってそういった活動をしています。

全国大会では何をしているのかと言いますと、全国の色々な協議会が議題を持ち寄って、まず、約 10 の分科会で研究協議を行います。第1分科会は、学校と単位PTAがどのような組織運営をしていけばよいか研究します。第2分科会は、家庭教育というテーマで、特に教育基本法が改正されて以降、教育の第一義的責任は家庭にあるということを遵守しながら、私どもはどのように取り組めばよいかを討議しています。本年度は鳴門教育大学がある徳島県で、5千人規模で大会を行いました。次年度は仙台で開催される予定です。

それから、表彰事業ということで、全国で優良な活動をされた方に文部科学大臣表彰や日本PTA全国協議会会長賞を表彰しています。あと、「楽しい子育て全国キャンペーン」というのを毎年行っています。これは何かと言いますと、「早寝早起き朝ごはん協議会」というところがありまして、家庭で楽しい子育てをしていくためにどのようにしたら良いのかを三行詩で募集し、表彰させていただいております。全国から応募があり、本年度の実績ですと10万点ぐらいの応募がありました。

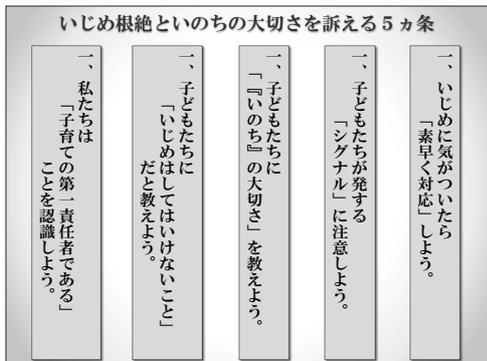
### ◆日本PTAのいじめ対策への取組

続いて、私ども日本PTAの変遷をご説明します。いじめが社会問題化し始めた1985年くらいに、私ども会員が1千万人以上いたかと思いますが、「いじめラブ・グリーン運動」というのを始めました。これは、非常に深刻化するいじめを、当時の保護者と教師、地域住民のひたむきな愛情で一掃するという運動です。具体的には、家庭教育を見直したり、いじめ・生徒指導についての学級・学年懇談会開催を全国に呼びかけたり、いじめについて学校・教師が一丸となって積極的に取り組むよう要望したりしています。

その後、1995年に、いじめによる自殺に対する緊急アピールを行いました。翌年には神戸市で、いじめ対策についての緊急セミナーを開催し、当時の文部大臣と日本PTA全国協議会会長が、いじ

め問題について対談しています。そして、2006年に「いじめ根絶と命の尊さを訴える」緊急アピールを行いました。

それから、2012年に公益社団法人日本PTA全国協議会の中に「いじめ対策検討委員会」が組織されました。ここで、当時の役員が考えた「いじめ根絶といのちの大切さを訴える5カ条」をご紹介します。



1つ目は、いじめに気がついたら「素早く」対応しよう。2つ目は、子どもたちが発する「シグナル」に注意しよう。そして3つ目は、子どもたちに『いのち』の大切さを教えよう。4つ目は、子どもたちに「いじめはしてはいけないこと」だと教えよう。最後の5つ目は、私たちは「子育ての第一責任者である」ことを認識しよう、です。

最近の取組はと言いますと、2013年には、いじめ防止対策推進法制定に向けて関係機関に働きかけをしておりました。2014年には、定時総会において、いじめ問題に関する

講演を行いました。私どもの中に総務委員会がございまして、いじめの問題を当時取り扱っており、いじめ問題に対する保護者の対応の在り方について協議を行っております。2015年には、いじめ対策に関する保護者向けハンドブックを発行し、今のところ無償でお配りしております。現在は、文部科学省初等中等局児童生徒課にご協力をいただきながら、本年度末までに改訂版を作成しようと取り組んでおります。これは、このようなものを作業することによっていじめ防止への意識を高めようということと、中身を全国に伝えたいという意図で作っております。また、2016年7月には、協議会代表者会において、文部科学省初等中等局児童生徒課生徒指導室の山本 悟専門官に「児童生徒の自殺予防に係る取組について」という講演をしていただきました。そして、全国を旅しながら非常に感動的な歌を歌ってくれる合唱作曲家の弓削田 健介氏に、命・夢をテーマにしたコンサートをしていただきました。同年10月の協議会代表者会では、鳴門教育大学の阪根先生に「ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応」という非常に貴重なお話をさせていただきました。

最後に2017年です。先ほど申しましたが、「いじめ対策に関する保護者向けハンドブック」の改訂版を作成します。それから、「日本PTA全国研究大会仙台大会」を開催します。今回、その特別第1分科会において、BPプロジェクト構成大学に協力いただき、いじめ問題に関するテーマでの講演、研究討議を予定しております。

#### ◆日本PTAの課題

日本PTAの歴史を振り返りながら、私どもの大まかな取組をごく簡単にご説明しましたが、私どもの課題として感じるのは、保護者で構成されており、役員が変わっていくといういわゆる継続性です。属人的に「あの人が会長になったから、あの人がいじめ問題解決の部署にいるから」ということだけでは、なかなかいじめ問題と向き合えないので、組織として継続性をどう確保するのかということ、現在、議論しているところでもあります。

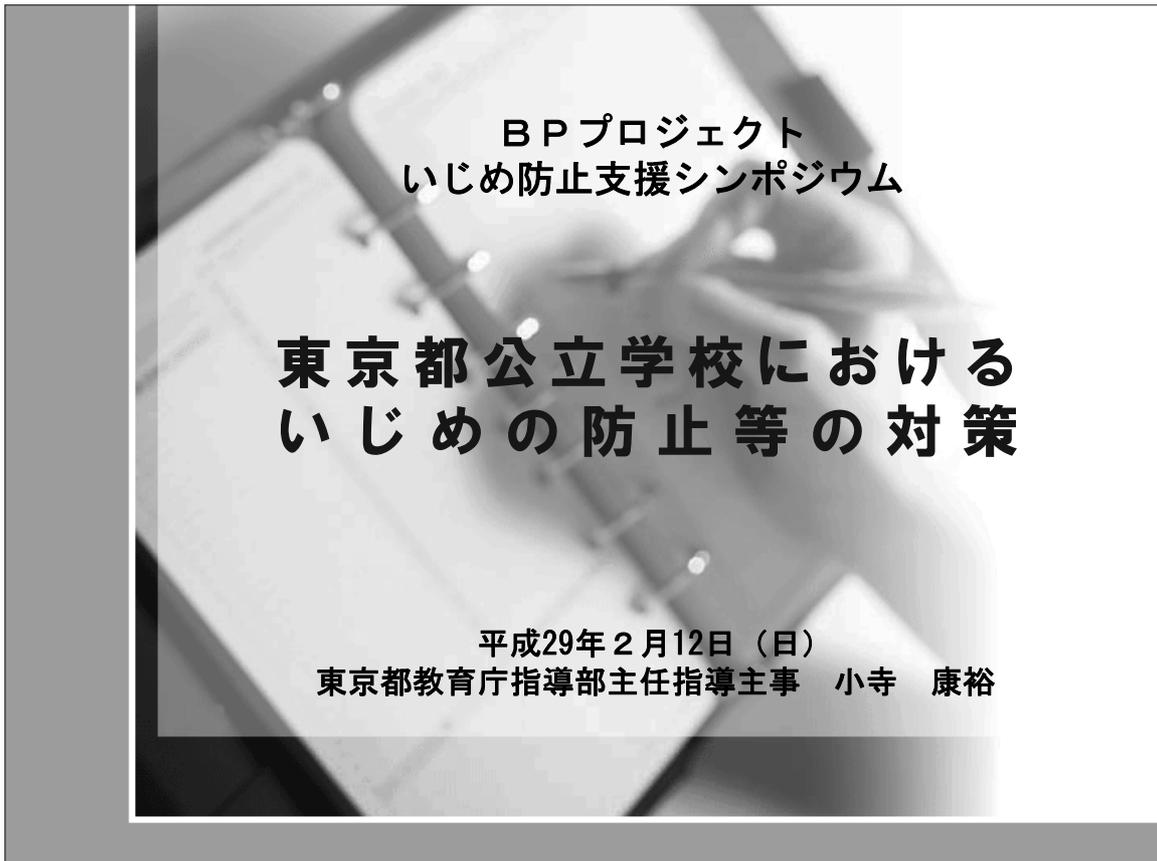
#### ◆最後に

私たち日本PTAがしないといけないことは、子どもの健全育成であるのですが、その前に、大人の学び、社会教育をしっかりとやった上で、日本全体が良くなっていくということが一番の目的です。そうなるように、今後も関係機関に働きかけながら、活動していきたいと考えております。

#### 日本PTAのいじめ対策への取り組み

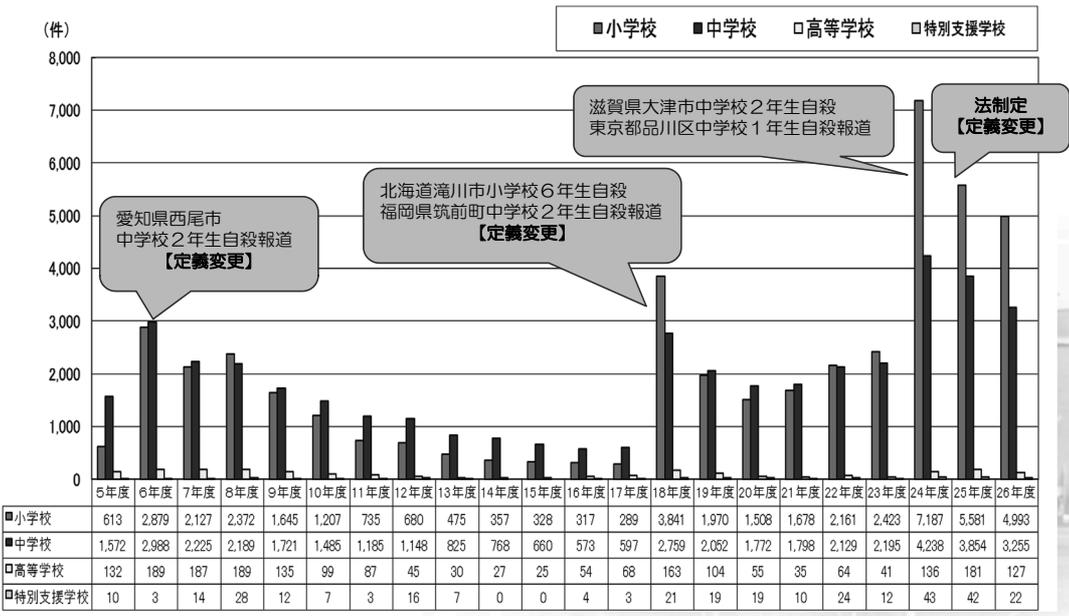
全国の保護者の皆様へ強く発信したいこと！

「保護者の責務」 いじめ防止対策推進法 第9条  
子どもに正しい教育を行うことは、保護者の務めです。  
対象の子どもがいじめを行わないように指導していく責任があります。  
また、対象の子どもがいじめられた場合、子どもを守らなければいけません。同時に国や自分の住む地域、学校が行ういじめ防止活動にできる限り協力しなければいけません。



# 1 東京都公立学校におけるいじめの認知件数の推移

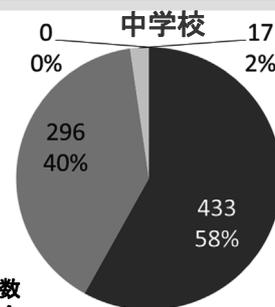
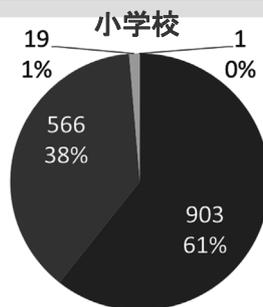
文部科学省(文部省)実施「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果による



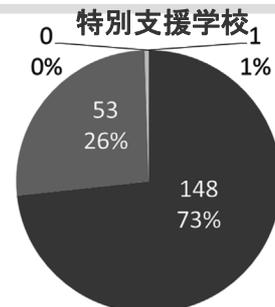
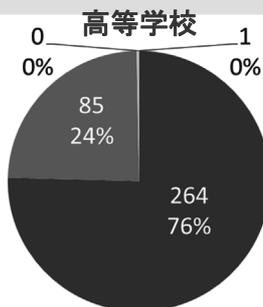
## 2 教職員の意識の実態

① あなたは、「いじめ防止対策推進法」に定められた定義に基づき、いじめられている児童・生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしていますか。

全公立学校の  
全教員（常勤職）を  
対象に実施  
↓  
抽出データ  
平成27年9月



上段:人数  
下段:割合

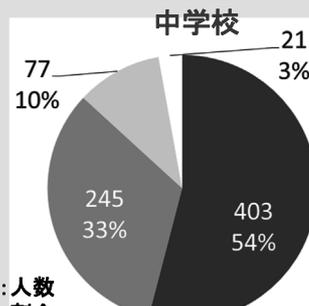
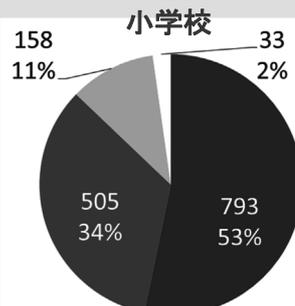


■ できている ■ おおむねできている ■ あまりできていない □ できていない

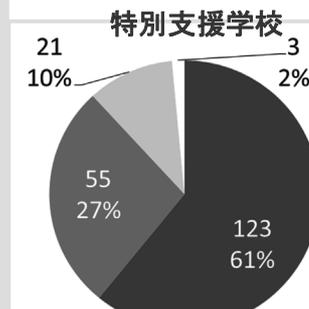
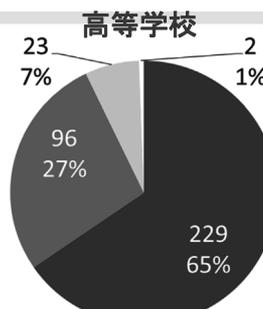
## 2 教職員の意識の実態

② あなたは、学校の「学校いじめ対策委員会」のメンバーを知っていますか。

全公立学校の  
全教員（常勤職）を  
対象に実施  
↓  
抽出データ  
平成27年9月



上段:人数  
下段:割合



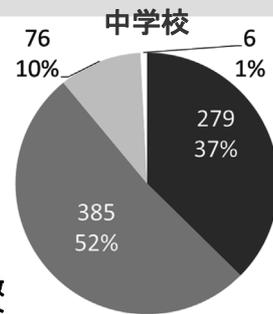
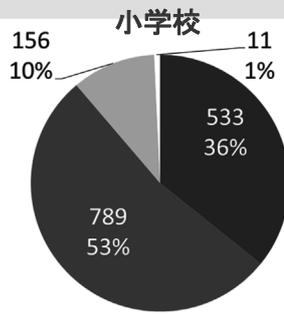
■ できている ■ おおむねできている ■ あまりできていない □ できていない

## 2

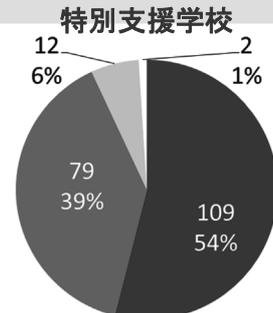
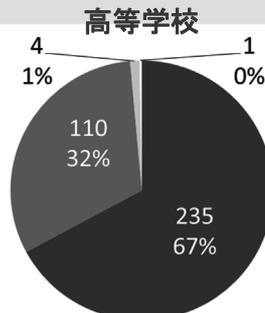
## 教職員の意識の実態

③ あなたは、学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解していますか。

全公立学校の  
全教員（常勤職）を  
対象に実施  
↓  
抽出データ  
平成27年9月



上段:人数  
下段:割合



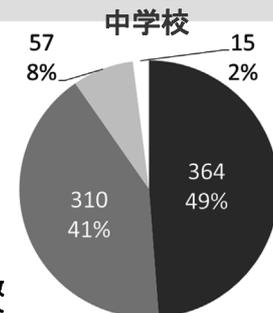
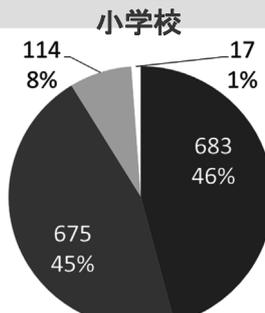
■ できている ■ おおむねできている ■ あまりできていない □ できていない

## 2

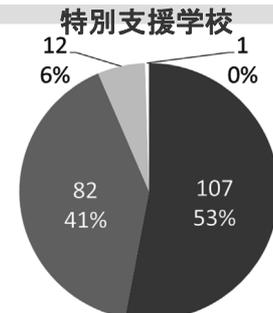
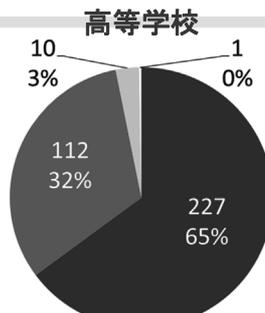
## 教職員の意識の実態

④ あなたは、児童・生徒の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」のメンバーに報告していますか。

全公立学校の  
全教員（常勤職）を  
対象に実施  
↓  
抽出データ  
平成27年9月



上段:人数  
下段:割合



■ できている ■ おおむねできている ■ あまりできていない □ できていない

**第1章 いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント**

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、以下の六つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

**ポイント1 軽微ないじめも見逃さない**  
 <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

**ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む**  
 <「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

**ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す**  
 <学校教育相談体制の充実>

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させる必要がある。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

**ポイント4 子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする**  
 <いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成>

- いじめ問題を解決するためには、子供たちが自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

**ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る**  
 <保護者との信頼関係に基づく対応>

- いじめ問題を解決するためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

**ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する**  
 <地域、関係機関等との連携>

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

なお、上記六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性(加害の子供の故意性、継続性等を含む)及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ることが必要である。

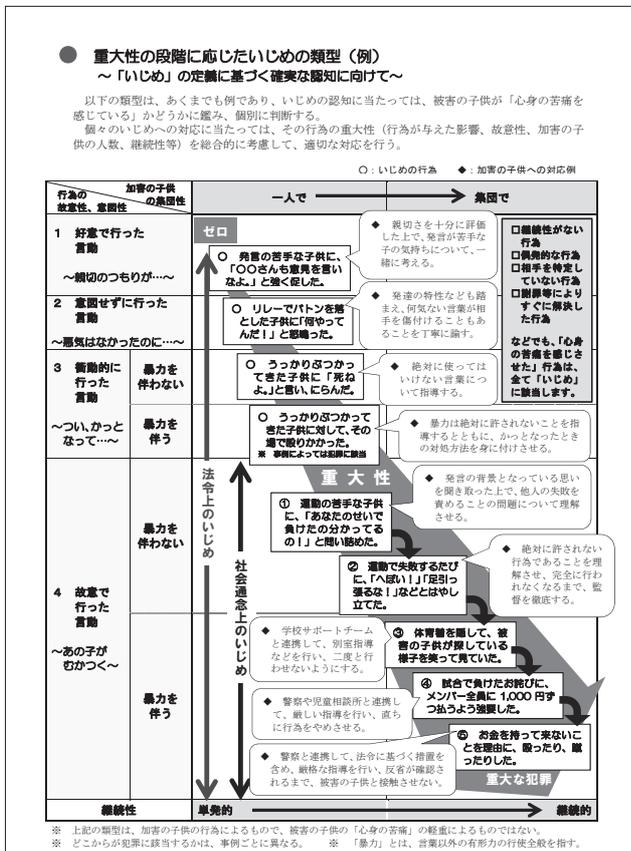
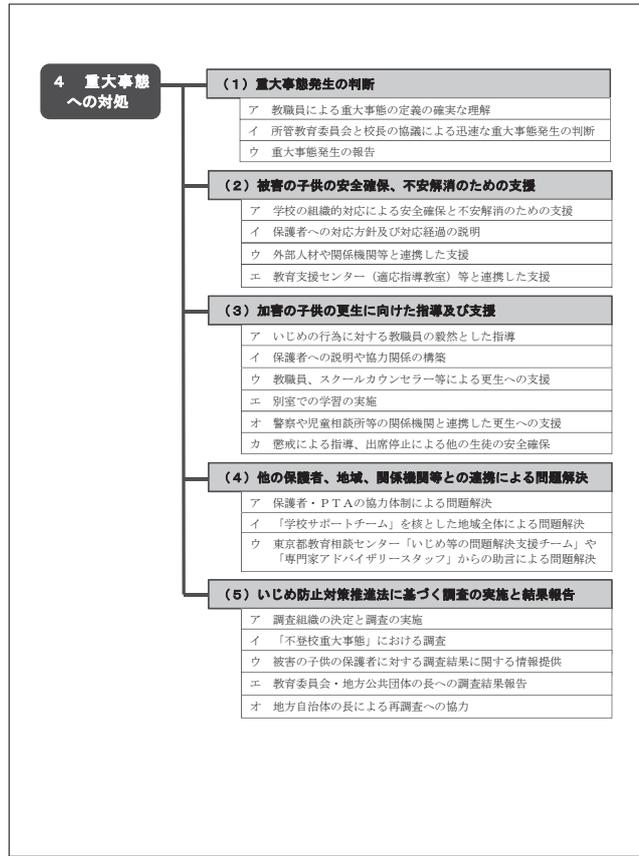
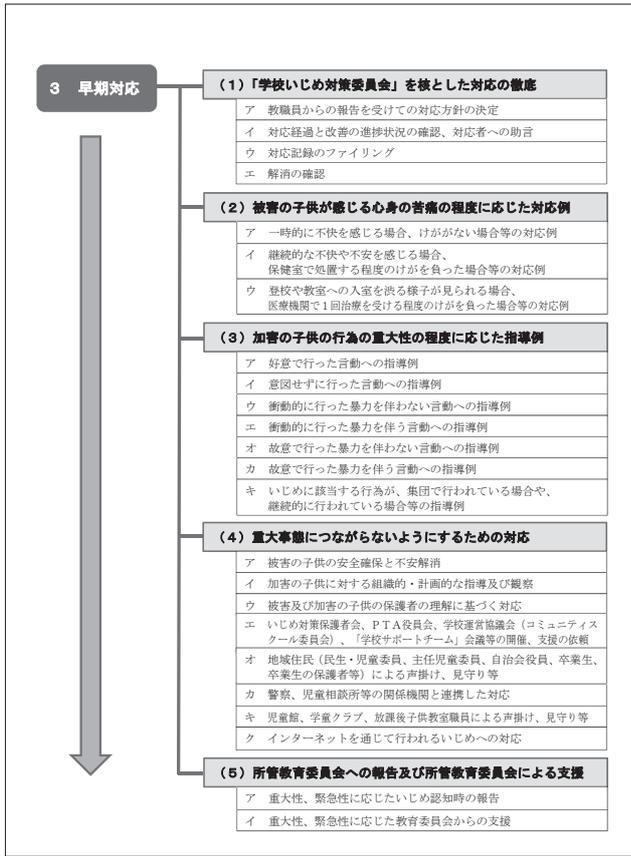
**第2章 四つの段階に応じた具体的な取組**

**1 未然防止**

- (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
  - ア 魅力ある授業の実現
  - イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
  - ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
  - エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
  - オ 子供と教職員の信頼関係の構築
- (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
  - ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
  - イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
  - ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
  - エ 「いじめに関する研修」の実施
  - オ P D C A サイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- (3) いじめを許さない指導の充実
  - ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
  - イ 「いじめに関する授業」の実施
  - ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
  - エ 困難に対処できるようにするための指導
- (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
  - ア 互いに認め合う態度を育む取組
  - イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようになる取組
  - ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成
  - エ 児童会・生徒会活動による取組
  - オ 「SNS 東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり
  - カ 「考えよう！いじめ・SNS @Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発
- (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
  - ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
  - イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

**2 早期発見**

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
  - ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
  - イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
  - ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
  - イ 学級担任等による定期的な個人面談
  - ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用
  - エ 定期的な「生活意識調査」等の実施
- (3) 全ての教職員による子供の状況把握
  - ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
  - イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
  - ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
- (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
  - ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
  - イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
  - ウ スクールカウンセラーによる全員面接(小・中・高、学級別1名、学年別1名)
  - エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組
  - オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
  - カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
  - キ 「考えよう！いじめ・SNS @Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス
- (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
  - ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
  - イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施
  - ウ P T A、学校運営協議会(コミュニティスクール)委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報
  - エ 地域住民(民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等)からの情報提供や通報
  - オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
  - カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報
  - キ 学校非公式式中等の監視による情報への対応



### ● 「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和61年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を漸次変更してきた。その背景には、子供がいじめを苦にして自殺した事例が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校のいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義を広範囲なものに修正されてきたことが分かる。学校は、二度といじめを苦にして自ら命を絶つような事態を起こさないために、「いじめ」の定義が変更されてきた経緯を正しく理解し、現行の定義に基づき、確実な認知に努める必要がある。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和61年度から	① 自分より弱い者に対して一方的に、 ② 身体的・心理的な攻撃を加え、 ③ 相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	東京都野区中学校2年生自殺	◆ 加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定 ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成6年度から	① 自分より弱い者に対して一方的に、 ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県尾西市中学校2年生自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成18年度から	当該児童生徒が、 ① 一定の人間関係のある者から、 ② 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③ 精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市小学校6年生自殺 福岡県筑前町中学校2年生自殺	◆ 被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定 ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」）を変更 ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」）を感じているに変更 ○ 「深刻な」を削除 ○ 「継続的に」を削除
平成25年度から	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市中学校2年生自殺 東京都品川区中学校1年生自殺	○ 心理的・物理的な影響（攻撃）を変更 ※ この規定では、加害の子供が本意となつていないが、平成18年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

（いじめ防止対策推進法に併せて）

具体的な取組

① いじめの程度に応じた対応（例）

- 以下に示す対応は、あくまでも例であり、被害者や加害者の状況、保護者の意向等に応じて、個別に判断する
- 下記にかかわらず、事案によっては、重大性や緊急性等に配慮して、行為を確認した時点で教員が即対応し、事後に報告するなどの例外もあり得る。

被害者の子供が感じる心身の苦痛の程度	被害者の子供への対応例		加害者の子供への対応例	
	低	高	低	高
精神的な不安、暴力を伴う場合	好意で行った行動	悪意を伴った行動	悪意を伴った行動	悪意を伴った行動
一時的な不快・落ち込み	□ 経路観察、定期的な声掛け □ 保護者への連絡	□ 心のケア、保護者への連絡 □ 絶対に許されないことによる指導 □ 経路観察、定期的な声掛け	□ 心のケア、保護者への連絡 □ 絶対に許されないことによる指導 □ 経路観察、定期的な声掛け	□ 経路の聞き取り、心のケア、S/Cの面談、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 □ 経路の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ 学校サポーターチーム会議の開催
継続的な不快・落ち込み	□ 気持ちの受け入れ、相手の苦痛の意図を説明、S/Cの面談 □ 経路観察、定期的な声掛け	□ 家庭訪問、保護者との連絡、S/Cの面談 □ 絶対に許されないことによる指導 □ 経路観察、定期的な声掛け	□ 家庭訪問、保護者との連絡、S/Cの面談 □ 絶対に許されないことによる指導 □ 経路観察、定期的な声掛け	□ 経路の聞き取り、心のケア、S/Cの面談、何かあったらすぐに相談するよう助言、保護者への毎日の連絡、外部相談機関の紹介 □ 経路の聞き取り、反省を促すための別室指導、保護者への連絡 □ 学校サポーターチーム会議の開催
登校困難	□ 家庭訪問、個人面談、保護者への連絡、S/Cの面談 □ 状況に応じた適切な指導、保護者への連絡	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 □ 保護者への連絡、外部専門家との連携	□ SSW、家庭と子供の支援員活用 □ 保護者への連絡、外部専門家との連携	□ 毎日の安全確保、状況確認、SSW、家庭と子供の支援員活用 □ 警察や児童相談所等との連携による細かい指導、監督 □ 警察や児童相談所等との連携による細かい指導、監督 □ SPT Aとの連携、地域住民との連携 □ いじめ対策保護者会開催
重大事態	□ 入校・ひきこもり □ 自殺企図	□ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □ 状況に応じた組織的かつ定期的対応による問題の解決 □ 再発防止策の策定、実施	□ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □ 状況に応じた組織的かつ定期的対応による問題の解決 □ 再発防止策の策定、実施	□ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条に基づく調査 □ 状況に応じた組織的かつ定期的対応による問題の解決 □ 再発防止策の策定、実施

※ S/C：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

③ 法による必要がある場合の実施規定

第3章 いじめ問題への対応事例

1 教員が小さなトラブルに気付きいじめを発見した事例

新規採用1年目のA教諭（3年生担任）は、午後には予定されている若手教員育成研修会に参加するため、急いで更衣室に向かっている途中、廊下でプロレスごっこをしている6年生の児童B（男子）らの様子を見掛ける。

【被害の子供：小学校6年 男子】

**A教諭は、廊下でプロレスごっこをしている6年生男子児童らを見発見**

**A教諭は研修会場に向かう路上で、携帯電話から副校長に報告**

**昼休み、学校いじめ対策委員会で協議**

**夕刻、学校いじめ対策委員会で、いじめの判断、対応について協議**

**児童B** 「いてててて。」  
**A教諭** 「どうしたの。」  
**児童B** 「笑いながら」大丈夫です。」

**A教諭** (心の声)「仲よく遊んでいるように見えたし、6年生ってあんなものなのかも… 研修に遅れるわけにはいかない。」

**校長** (A教諭の記憶の中の声)「子供の様子で気になるといふを見つけたら、どんな小さなことでも、すぐに学校いじめ対策委員会に伝えてください。」

**A教諭** (心の声)「穴は、念のため連絡しておこう。」

**A教諭**【携帯電話を操作し】「副校長先生、私の思い過ごしかもしれないのですが、実は学校を出る前に…」  
「昼休みに学校のいじめ対策委員会のメンバーを集め、私から伝えておきます。」

**経路観察**「B君のプロレスの相手は、C君やD君ではないですか。」

**養護教諭**「B君はよく保健室に来るから、この後すぐ、私から聞いてみますよ。」

**担任**「私は、B君の保護者に、家で気にならないか聞いてみますよ。」

**学年主任**「私は、C君とD君に、誰か聞いたとは言わずに、『給食準備中にプロレスをやっていたらどうですか?』と聞いてみますね。」

**養護教諭**「B君は、『何でもない。』としか言いませんでした。」

**担任**「母親からは、息子は、最近元気な気が、『C君やD君と遊びたくない。』と言っているのと同じです。母親に『電話したばかりがとうございました。』と言われたので、A先生ははじめて気付いたことを伝えました。」

**学年主任**「C君も、D君も、ふざけているだけと言っていますか?」

**校長**「B君が悩んでいることが分かりました。学校としていじめと判断します。では、これからの対応について考えていきましょう。」

2 悪気のない言葉で、相手を傷付けてしまった事例

児童A（女子）、B（男子）、C（男子）らは、学級でみんなで遊ぶ内容話を話していた。児童Bは意見を言わない児童Aに、「意見を言いなよ」と促したが、児童Aは泣き出してしまった。

【被害の子供：小学校2年 女子】

**学級のグループごとに、みんなで遊ぶ内容について話し合い**

**児童C**「何で遊ぶか決めよう。ドッジボールがいいな。」  
**児童B**「Aさんも黙っていないで何か意見を言いなよ。」  
**児童A**「……………」(うつむいて涙ぐむ。)

**母親**「B君に言われたことで、学校に行きたくないと言っています。いじめではないでしょうか。申し訳ありません。すぐに学校いじめ対策委員会に伝え、対応を検討します。その結果を改めて本日に連絡します。」

**担任**「B君に言われたことで、学校に行きたくないと言っています。いじめではないでしょうか。申し訳ありません。すぐに学校いじめ対策委員会に伝え、対応を検討します。その結果を改めて本日に連絡します。」

**学年主任**「B君は好意で言ったのだと思いますが、Aさんがつらいと感じているのだからいじめということですね。」  
**担任**「しかし、B君の言葉をいじめという、トラブルになってしまう可能性もあります。」

**経路観察**「Aさんが傷付いていることは確かなので、いじめと認知して解決しなければなりません。しかし、B君にはいじめという言葉を使わないで話をしましょう。」

**担任**「学校は、いじめとしてしっかりと対応します。B君にAさんが傷付いてしまったことを気付かせ、今後の行動について気を付けるよう話をします。Aさんが安心して学校に通えるようにしたいと思います。」

**保護者**「うちの子が、いじめの加害者ということですか。」  
**担任**「そうではありません。B君は優しいのでAさんにも意見を言ってもらいたいと思っ、声をかけたのだと思います。ただ、AさんはB君の言葉に傷付いてしまったようです。私から、AさんにB君の優しさを伝えたいです。」

**担任**「つらい思いをしていたのに気付いてあげられなくてごめんね。B君には、Aさんの気持ちを分かってもらえるように先生から話をすることから心配しないでね。」

**担任**「B君はみんなに優しく声を掛けていますね。先生はそんなB君が大好きです。実は、Aさんのことで一緒に考えてほしいことがあるのだけれど……………」

3 両者がいじめの被害者でも加害者でもある事例

生徒A（女子）は、バレーボール部に所属し、積極的に活動していたが、同じチームの生徒B（女子）たちのミスを厳しく指摘することが多く、次第に仲間から疎まれ無視されるようになった。

【被害の子供：高等学校2年 女子】

**生徒Aの欠席について母親が担任に電話で連絡**

**母親**「娘がバレーボール部のBさんたちからいじめられているようです。『もう学校に行きたくない。』と言っています。何があったのでしょうか。」

**担任**「Aさんが、つらい思いをしていることに気が付かず申し訳ありません。すぐにバレーボール部の顧問に確認して、本日に御連絡します。」

**担任がバレーボール部顧問に部活動内のいじめについて確認**

**顧問**「Aさんがいじめを理由に休んでいるんですか、私が見ている限りでは、Aさんの方がBさんやほかの部員にきつい言葉を掛けているように思いますが……………」

**担任**「本当ですか。状況は複雑かもしれませんが、すぐに学校いじめ対策委員会に報告して、対応を検討してもらいましょう。」

**学校いじめ対策委員会での協議**

**生徒B**「いじめられているのは、むしろ私の方です。Aさんはよく『やる気がないなら、やめちゃえば。』と言っています。特に私はミスが多いので『何度同じこと言わせるの。もういい加減にして(強い口調)。』とやられて、トイレで泣いたこともあります。」

**顧問**「Aさんはバレーボールの経験が長いから、ついきつくなってしまうのかもしれないね。」

**担任**「それで、みんなで無視して仕返ししようとしたのかな。」

**生徒B**「……………」(涙ぐむ。)

**顧問**「Bさんの気持ちはよく分かります。これはいじめには当たらないのではないのでしょうか。」

**経路観察**「いや、Aさんが傷付いていれば、いじめに該当します。これは、AさんBさんがそれぞれいじめの被害者でもあり加害者でもある事例です。」

**担任**「分かりました。少しでも早くAさんと話をした方がよいと思うので、これから家庭訪問をします。その上で、Bさんたちと話し合うことを動かせてみます。」

**顧問**「それでは、私は、Bさんの保護者に電話してこのことを伝えたいです。」

**学校いじめ対策委員会での今後の対応について協議**

いじめ総合対策【第2次】は、東京都教育委員会のホームページに掲載していますので、御活用ください。  
○東京都教育委員会（トップページ）→○報道発表→○平成29年2月9日

# 参 考 資 料

BP リーフレット < No.2 > .....	99
Web ページ紹介 (BP プロジェクト専用 Web ページ) .....	103
BP プロジェクトメンバー一覧 .....	105
平成 28 年度取組状況一覧 .....	107
平成 28 年度 BP プロジェクト (いじめ防止支援プロジェクト) 実施要項 .....	112
平成 28 年度 BP プロジェクト (いじめ防止支援プロジェクト) 概 略 図 .....	115



# BPリーフレット

Bullying Prevention project leaflet

## BP（いじめ防止支援）プロジェクト

No.2

2016

『いじめに悲しむ人たちを何とかしたい』を出発点に、平成 27 年度に 4 教育大学（宮城、上越、鳴門、福岡）の協働参加でスタートした「BPプロジェクト」は、各機関や地域の教育委員会の協力を得て、いじめ防止に向けた地域に根ざした教員養成・研修の充実と支援の全国への拡大を目指しています。

本プロジェクトは、「いじめ防止対策推進法」で求めている、関係者の連携による克服（第3条）並びに教員の資質の向上、教育相談者・助言者の充実、教職員の研修の実施等（第18条）に合致するものです。

### 義家弘介文部科学副大臣をお招きし、いじめ防止支援シンポジウムを開催しました

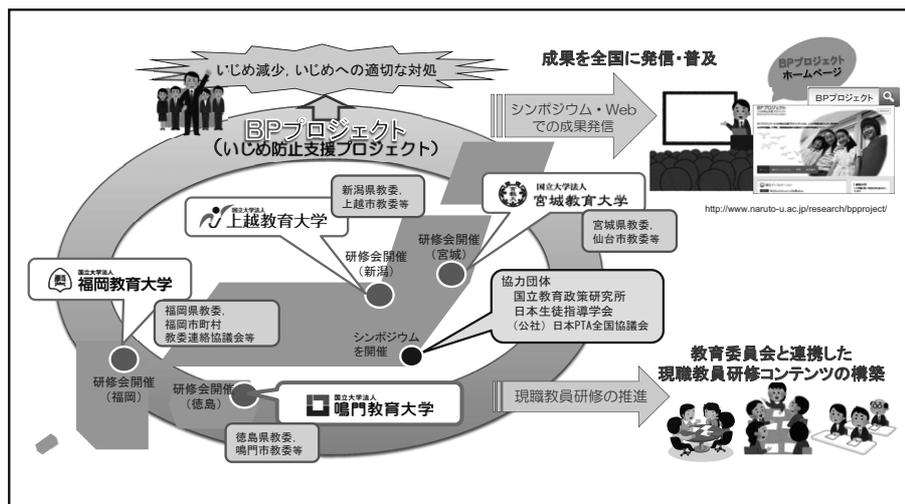
「BPプロジェクト」では、年に1度、シンポジウムを開催し、その年の事業成果の発表を行っています。

平成 27 年度は、平成 28 年 2 月 21 日（日）に東京で開催し、義家弘介文部科学副大臣に御列席いただきました。

義家副大臣からは、本プロジェクトは「教職員の資質向上を力強く支援するものであり、画期的な取組である」との評価をいただきました。



義家 弘介  
文部科学副大臣



### 公益社団法人日本 PTA 全国協議会が新たな協力団体に加わりました

#### いじめ防止支援体制を更に強化しました

日本 PTA 全国協議会は、いじめが社会問題となった昭和 60 年代より、子どもたちを守る教育の原点が家庭教育にあることに立ち返り、一丸となって「いじめの根絶」「いのちの大切さ」についての様々な活動を行っています。

例えば、保護者視点に立ち、国の教育改革に対して意見や要望を述べ、いじめ問題、家庭・学校・地域の連携の深化、家庭教育力向上などに積極的に取り組んでいます。

BP プロジェクトは、日本 PTA 全国協議会と連携協力することにより、いじめ防止に取り組む体制が更に強化されました。



寺本 充  
公益社団法人  
日本 PTA 全国協議会会長

# いじめ防止の決め手はあるのか

鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 阪根 健二

## 1 いじめ問題の現状

原発事故で福島県から転校してきた児童生徒へのいじめ対応のまずさ、そして、有数の進学校である国立大学法人の附属学校でのいじめなど、再びいじめが、社会問題化しています。いずれも、学校の対応の不備や教師の言動が、事を大きくしていますが、一番の問題は、こうした事案を「重大事態」と認識していなかった（したくなかった）点にあります。

いじめについて、学校現場では、従前より力点を置いているはずですが、今なお問題が大きくなるのはなぜでしょうか。学校ではどう対応すればよいか、現場の苦悩は続いています。こうした中、鳴門教育大学では、「BPプロジェクト」を核として、いじめ防止について研究・啓発を行っています。その一端を紹介しながら、防止の決め手を探りたいと思います。



平成 27 年度開催、いじめ防止支援シンポジウムでの一幕

## 2 いじめ防止対策推進法とは

まず学校現場が、この法律制定の意味と内容を理解しているかが、一番の問題です。法律を他人事と思った瞬間に、大きな落とし穴があるのです。そこから紐解く必要があります。

いじめ防止対策推進法は、平成 25 年 6 月 28 日、第 183 回国会（常会）において成立し、平成 25 年法律第 71 号として公布されました。これは、平成 23 年 10 月に、滋賀県大津市内の中学生がいじめを苦に自殺に至った事件を機に、いじめへの対応と防止について、学校や行政等の責務を定めたものです。

ここでは、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。重要な視点は、「一定の人間関係」という文言であり、ここに、日本のいじめ問題の背景があるといえるでしょう。要は、身近な人間関係から生まれる負の現象です。だからこそ、苦痛が大きいのです。

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めることを明記しました。

また、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置き、個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めることとして、関係機関との連携強化を明確にしました。一方で、加害児童生徒に対して、懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めることも求めています。このように具体的な措置を明記していますが、なかなか実行できないというのが実際でしょう。

今回の法律で、最も重視された点が、「重大事態への対処」です。ここでは、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとするとしています。また、地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による再

調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずることとしました。これは、大津市のいじめ自殺事件の対応での不手際に対する教訓が色濃く表れており、教育委員会だけでの対応ではなく、首長への報告や再調査の必要性があるということです。

このように、閉鎖的といわれる学校に、いじめ問題に対する実効性のある対応を求め、公表・報告する姿勢と、関係機関との連携強化が謳われたものであり、いじめ対応や防止に、国が介入していくという姿勢を明確にした法律といえるでしょう。なお、同法は、施行から3年をめどに、必要に応じて見直しを求める規定がありますが、今その時期となっており、いじめの定義や重大事態への対処等が課題になっています。

### 3 今学校現場では

いじめは、いつでもどこでも起きるという意識で、全教職員が取り組むことが重要です。特に、人権問題として真剣に対応する必要があるのですが、社会問題化するたびに、隠ぺい体質が取り上げられるという不幸な事態が発生しています。教員には、いじめを認めると汚点になる、マイナス評価につながるという感覚があります。もっと言えば、自分の教師力が試されてという思いが強いからでしょう。つまり、「自分のクラスでいじめは出せない」という精神構造は、誰にもあり、これが落とし穴になっていると思われます。

そこで、まずは自分のクラスでもいじめの可能性があると、認めることから始めることが肝要です。真摯に向き合うことから逃げると、端緒を逃し、解決のチャンスを逃すことになるのです。「出たら恥」ではなく、「出してない（隠している）のに出てしまったら恥」と考えて欲しいのです。

### 4 徹底した教員の認識とスキルが必要

いじめ防止には、現場の教員にスキルが必要です。スキルとは、過去の経験ではなく、今のいじめに対する知識や対処法です。右図に、「大人のいじめ対応姿勢5カ条」を示しておきます。これは、筆者が報道からの要請があって作成したのですが、全国各地で使われているものです。

ここで大切な視点は、事態に対する「センシティブ（敏感）さ」です。例えば、アンケートで、仮に「葬式ごっこ」、「自殺の練習」という記載があったならば、「これはまずい。大事になる」と即応し、突き詰めておくことです。センシティブの欠如が、組織的な対応において、重大事態であると認識できない理由です。いじめ対応には、このセンシティブさが特に重要だといえます。いじめは、力関係の違いや一方的で継続的であるかどうかで、その対応も違ってきます。仮に当事者に聞いた場合、一回否定されても、もう一回聞いてみるのが大切です。けんかや判断しても、弱い方をフォローするくらい徹底して欲しいのです。

いじめを判断するのは確かに難しいといえます。本人がいじめられていると感じていても、なかなか言ってくれません。特に、気持ちの優しい子ほど、親や先生に迷惑をかけたくないと思って、言わない傾向が強いものですし、子どもにもプライドがあります。

それでも、教師がいじめではないかと疑ったら、とことん突き詰めることが大切です。そこまでやらないと早期発見が難しいと考えてください。そこで、教員の立ち位置は「いじめられる側に非はない」と徹底すべきです。中立に縛られると、結果的に、「いじめられっ子にも非はある」との立場になってしまい、深刻化していくのです。つまり、教師はどんな場合でも、いじめられっ子の側に立つことであり、これでもかと徹底的に寄り添うことでしょう。例えば保護者が「先生、もう大丈夫だから」と言っても、まだ寄り添って欲しいのです。

いじめを発見する手段は、複数あるほうが無難です。相談しやすいツールを子ども自身が選ぶことが重要です。定期的なアンケート、駆け込み寺、通報箱、メールや電話相談など、多様の窓口を用意しておきましょう。

#### 大人のいじめ対応姿勢5カ条

- ①いじめられっ子に非なし  
(どんな場合でもいじめられっ子に寄り添う)
  - ②周辺こそがいじめの元凶  
(いじめの子よりも周りの子への働き掛けが大切)
  - ③昨日と違うちょっとした様子こそ発見の決め手  
(深刻な時ほど子どもは訴えないので、それに気づく感受性が必要)
  - ④いじめの輪から新たな輪へ  
(既存の集団と異なる新しい集団や世界を提供する)
  - ⑤いじめっ子だって泣いている  
(いじめっ子の抱えるストレスにも目を向けて)
- (阪根健二さん作成)

## BP プロジェクトの取組

BP プロジェクトでは、それぞれの大学の研究を生かしつつ、事業を行っています。



### 福岡教育大学いじめ防止研修会

平成 28 年 2 月 28 日(日)に、福岡教育大学において「平成 27 年度福岡教育大学いじめ防止研修会」を開催しました。

本研修会では、大坪靖直副学長から、「いじめ根絶をめざすアクションプログラム」における取組状況について、附属福岡小学校の平井源樹教諭から、現行の教科で扱ういじめ予防に資する一連の授業案（いじめ防止につながる授業づくり）について報告がありました。



榎崎理事・副学長

大坪副学長（左）



### 上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム

平成 28 年 10 月 2 日(日)に、上越教育大学においていじめ問題への関心の喚起、啓発を目的として、「いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム 2016『いじめ予防への挑戦—実践交流の拡大をめざして—』」を開催しました。

「いじめの問題からみた子ども論」と題した同大大学院早川裕隆教授による基調講演の後、3つの分科会に分かれ、「ネットいじめへの対応」・「特別支援教育の観点によるいじめや不適切な関わりに見られる課題と支援の実際」・「差別心に立ち向かう人権教育、同和教育」をテーマに小学校教員等が学校での実践を発表し、参加者も交えて活発な討議が行われました。



佐藤学長

早川教授



日本生徒指導学会会長 森田洋司鳴門教育大学特任教授が、鳴門教育大学いじめ防止支援機構顧問に就任しました。



### 鳴門教育大学徳島大会

平成 28 年 8 月 20 日(日)に、徳島市のザ・グラウンドパレス徳島にて、鳴門生徒指導学会との共催で BP（いじめ防止支援）プロジェクト平成 28 年度第 1 回徳島大会を開催しました。鳴門生徒指導学会会長でもある鳴門教育大学山下一夫学長の開会挨拶・趣旨説明の後、「いじめ研究の最先端～ピーター・K・スミス『学校におけるいじめ』（学事出版）を読んで」と題したシンポジウムがあり、葛西真記子鳴門教育大学教授・生徒指導支援センター所長、池田誠喜鳴門教育大学講師、金網知征甲子園大学准教授の順に意見発表が行われました。

また、平成 28 年 11 月 19 日(土)には、徳島県立総合教育センターで、平成 28 年度の第 2 回目となる研修会を開催し、阿形恒秀いじめ防止支援機構長が「BP（いじめ防止支援）プロジェクトの 1 年半の歩みと今後の方向性～構成 4 大学の特色ある取組の成果を踏まえて～」と題し、BP プロジェクトの 1 年半のあゆみと、各大学の取組やそれぞれの研修会の成果についての報告がありました。



山下学長

阿形教授



### 宮城教育大学いじめ防止研修会

平成 28 年 12 月 2 日(金)に、東北地区の教員養成を担う国立大学の連携組織「東北教職高度化プラットフォーム」の事業の一つとして、岩手大学との共催で「いじめ防止研修会」を岩手県盛岡市のアイーナにおいて開催しました。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課坪田知広課長による基調講演「いじめの問題に関する取組と現状」、上越教育大学高橋知己准教授による講演「事例に基づくいじめの形態と学校対応の分析」の後、岩手県内小中学校の教員によるいじめ防止に向けた実践事例報告が行われました。



見上学長

坪田課長

発行 | BP（いじめ防止支援）プロジェクト事務局

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地 国立大学法人鳴門教育大学経営企画本部企画課企画広報係  
電話 088-687-6173 / <http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

複製は許可しますが、著作権はBP（いじめ防止支援）プロジェクトに帰属します。

# Webページ紹介 (BPプロジェクト専用Webページ)

いじめ防止支援を目指した、BPプロジェクト及び連携4大学の取組については、鳴門教育大学が取りまとめて全国に紹介しています。

新しい情報に随時更新しておりますので、今後の活動に御期待ください。

<http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

検索

## トップページ画面

### BPプロジェクト いじめ防止支援プロジェクト Bullying Prevention project

BPプロジェクト(いじめ防止支援プロジェクト)とは、いじめ問題改善のために教員養成4大学が協働して学校、教育委員会等の支援を行う文部科学省認定プロジェクトです。



ホーム BPプロジェクトとは 事業 成果報告

総合インフォメーション  
BPリーフレットNo.2を作成しました

いじめ問題の対処に役立つ資料がダウンロードできます!

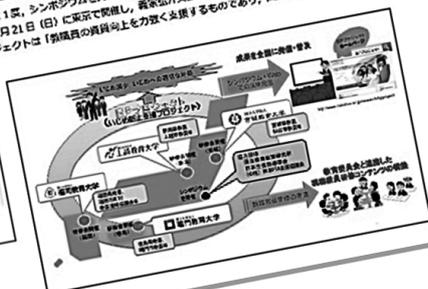


【いじめに苦しむ人たちを助かしたい】を出发点に、平成27年度に4教育大学(宮城、上野、鳴門、福山)の協働でスタートした「BPプロジェクト」は、各機関や地域の教育委員会の協力を得て、いじめ防止に向けた地域に根ざした教員養成・研修の充実と支援の充実の両面から取り組んでいます。

本プロジェクトは、「いじめ防止対策推進法」で定めている、関係者の連携による生徒(第3条)並びに教員の資質の向上、教育相談等・助言等の充実、教員間の研修の充実等(第16条)に貢献するものです。

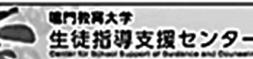
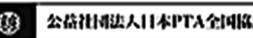
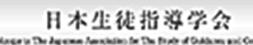
獨家弘介文部科学副大臣をお招きし、いじめ防止支援シンポジウムを開催しました

BPプロジェクトでは、年に1度、シンポジウムを開催し、その年の事業成果の発表を行っています。平成27年度は、平成28年2月21日(日)に東京で開催し、獨家弘介文部科学副大臣に御挨拶いただきました。眞家副大臣からは、本プロジェクトは「教員間の資質向上を力強く支援するものであり、画期的な取組である」との御褒めいただきました。



### 連携4大学

いじめ問題に関して特色ある取組を行っています。



上越教育大学  
いじめ等予防対策支援プロジェクト  
(BPプロジェクト)



HOME

事業概要

上越教育大学の  
事業

事業スケジュール

事業成果報告

鳴門教育大学

いじめ防止支援機構「BP-CORE」

Center of Organization for Research and Education (about Bullying Prevention)

趣旨

いじめ問題で子どもが一人で悩まないように、さらに教師も保護者も  
月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」は、学校、教育委員会、  
り、そのための支援策と言えるでしょう。

鳴門教育大学は、教員養成の先導的大学としての使命を果たすとともに、様々な教育機関

(BP-CORE)を設立し、いじめ問  
学もその一員として参加(コミット)

この「いじめ防止支援機構」の特  
連携し協力しなければなりません。

この機構が連携協力し目指すもの

1. いじめ防止支援機構は、本学  
でを連携させて取り組み、い
2. いじめ問題の第一人者である  
生徒指導学会と連携協力し、
3. 富山教育大学、上越教育大学  
立ち上げました。各地の教育  
り進むことを目指します。
4. 海外の研究機関や本学の連

いじめ防止に寄与する本機構の取

事業の内容

いじめ防止支援機構BP-CORE  
でを連携させた新しい取組による



各大学の  
特色あるいじめ防止支援活動を  
紹介します！

いじめ防止支援プロジェクト  
**BPプロジェクト**  
福岡県立大学・上越教育大学・富山教育大学・福岡教育大学が連携して行う

教員養成4大学  
富山教育大学 上越教育大学  
福岡教育大学 福岡教育大学  
が連携して行う

いじめ問題改善のための  
プロジェクト。

**BPプロジェクトとは**

BPプロジェクト(いじめ防止支援プロジェクト)とはいじめ問題改善のため、  
教員養成4大学が学校、教育委員会などの支援を行う文部科学省協定のプロジェ  
クトです。  
福岡教育大学では附属学校を活用して、現場での実践を交え、より効果的な教  
育・支援を行っています。

**私たちの気持ち**

福山教育大学

**お知らせ&活動報告**

2017/01/31	高知大学	平成28年度福岡教育大学いじめ防止研究会を開催します。
2016/08/19	高知大学	「いじめ」防止につながる授業づくりを構築しました
2016/08/19	福岡教育大学	第11回茨城県教育委員会同研究会を開催しました
2016/06/07	高知大学	「いじめの防止」をテーマにした教科指導研究会を開催しました。
2016/03/07	福岡教育大学	BPプロジェクトいじめ防止支援シンポジウムを開催しました。

福岡教育大学  
BPプロジェクト事業担当  
〒811-4192  
福岡県筑紫郡赤松町文部1-1  
TEL 0940-35-1004

平成28年度

# BP(いじめ防止支援)プロジェクトメンバー

## 宮城教育大学

**熊野 充利** KUMANO Mitsutoshi

連携担当理事・副学長  
専門: 学校経営、地方教育行政



**関口 博久** SEKIGUCHI Hirohisa

保健管理センター所長  
大学院教育学研究科専門職学位課程  
高度教職実践専攻・教授 特別支援教育講座  
専門: 児童精神医学(不登校・児童虐待等)



**佐藤 静** SATO Shizuka

大学院教育学研究科専門職学位課程  
高度教職実践専攻・教授  
附属特別支援教育総合研究センター  
専門: 臨床心理学(教育相談、心理支援)



**植木田 潤** UEKIDA Jun

特別支援教育講座・准教授  
附属特別支援教育総合研究センター  
専門: 発達障害学(二次障害の理解と対応、  
教職員への支援)



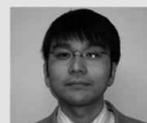
**久保 順也** KUBO Junya

学校教育講座教育心理学コース・准教授  
専門: 臨床心理学(生徒指導、カウンセリング)  
学外の役職: 仙台市生徒指導問題等懇談会委員長 他



**越中 康治** ETCHU Koji

学校教育講座教育心理学コース・准教授  
宮城教育大学幼小連携推進研究室  
専門: 発達心理学(社会性・道徳性の発達)



問合せ先

宮城教育大学 学長室

〒980-0845 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149

TEL: 022-214-3675 FAX: 022-214-3309

Mail: gakuchohitsu@adm.miyakyo-u.ac.jp

## 上越教育大学

**林 泰成** HAYASHI Yasunari

副学長  
教育研究評議会評議員、大学院学校教育研究科・教授  
専門: 道徳教育、こころの教育



**安藤 知子** ANDO Tomoko

大学院学校教育研究科・教授  
学校教育実践研究センター・教授  
専門: 学校経営学(学校組織論、学年・学級経営論)



**稲垣 応顕** INAGAKI Masaaki

大学院学校教育研究科・教授  
専門: 臨床教育学(生徒指導、教育カウンセリング)



**高橋 知己** TAKAHASHI Tomomi

大学院学校教育研究科・准教授  
専門: 臨床教育学(特別活動論、学校心理学)



**山田 智之** YAMADA Tomoyuki

大学院学校教育研究科・准教授  
専門: 臨床教育学(生徒指導、キャリア教育学)



**清水 雅之** SHIMIZU Masayuki

学校教育実践研究センター・准教授  
専門: 情報教育、小学校(生活科・総合)教育



問合せ先

上越教育大学教育支援課 学校連携チーム

〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地

TEL: 025-521-3279 FAX: 025-521-3280

Mail: gakkoren@juen.ac.jp

Webページ: <http://www.juen.ac.jp/project/bpjuen/>

## BP(いじめ防止支援)プロジェクト事務局

問合せ先 国立大学法人 鳴門教育大学経営企画本部企画課企画広報係

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地 TEL: 088-687-6173 FAX: 088-687-6108

Webページ: <http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

## 鳴門教育大学

### 佐古 秀一 SAKO Hidekazu

理事・副学長  
専門: 教育経営学(学校組織開発論)



### 阿形 恒秀 AGATA Tsunehide

高度学校教育実践専攻 教職実践力高度化コース・教授  
鳴門教育大学いじめ防止支援機構長  
専門: 臨床教育学(生徒指導、教育相談、人権教育)



### 廣瀬 政雄 HIROSE Masao

教科・領域専攻 生活健康系コース(保健体育)・教授  
鳴門教育大学心身健康センター所長  
専門: 小児科学・血液腫瘍学・健康科学



### 小坂 浩嗣 KOSAKA Hirotsugu

高度学校教育実践専攻 教職実践力高度化コース・教授  
高度学校教育実践専攻長  
専門: 教育臨床心理学



### 吉井 健治 YOSHII Kenji

人間教育専攻 臨床心理士養成コース・教授  
専門: 臨床心理学



### 末内 佳代 SUEUCHI Kayo

高度学校教育実践専攻 教職実践力高度化コース・准教授  
専門: 学校臨床心理学



### 竹口 佳昭 TAKEGUCHI Yoshiaki

鳴門教育大学生徒指導支援センター研究員  
専門: 学校臨床心理学



### 森田 洋司 MORITA Yoji

鳴門教育大学特任教授 日本生徒指導学会会長  
鳴門教育大学いじめ防止支援機構顧問  
専門: 社会学  
(教育社会学、犯罪社会学、社会病理学、生徒指導論)



### 葛西 真記子 KASAI Makiko

人間教育専攻 臨床心理士養成コース・教授  
鳴門教育大学生徒指導支援センター所長  
専門: 臨床心理学  
(自己心理学、学校臨床、ジェンダー、セクシュアリティ)



### 久我 直人 KUGA Naoto

高度学校教育実践専攻 教職実践力高度化コース・教授  
専門: 学校経営実践論・学級経営実践論



### 阪根 健二 SAKANE Kenji

高度学校教育実践専攻 教員養成特別コース・教授  
鳴門教育大学地域連携センター所長  
専門: 学校教育学(生徒指導、学校危機管理、新聞活用教育)



### 小倉 正義 OGURA Masayoshi

人間教育専攻 臨床心理士養成コース・准教授  
専門: 発達臨床心理学



### 池田 誠喜 IKEDA Seiki

高度学校教育実践専攻 教職実践力高度化コース・准教授  
専門: 生徒指導、学校教育相談



#### 問合せ先

#### 鳴門教育大学 いじめ防止支援機構(BP-CORE)

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地

TEL:088-687-6173 FAX:088-687-6108

Mail:satellitebp@naruto-u.ac.jp

Webページ:

<http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/bpcore.html>

## 福岡教育大学

### 檜崎 洋二郎 NARASAKI Yojiro

理事・副学長(国際交流・社会連携担当)  
国際交流・留学生支援推進本部長、英語習得院長  
専門: 地方教育行政



### 西山 久子 NISHIYAMA Hisako

教職実践講座 専攻主任・教授  
専門: 学校教育学、スクール・カウンセリング



### 村田 育也 MURATA Ikuya

教職実践講座 教育実践力開発コース主任・教授  
専門: 教育工学、情報教育



### 平井 源樹 HIRAI Motoki

附属福岡小学校 教務主任・研究副部長  
専門: 体育科教育



### 藤岡 太郎 FUJIOKA Taro

附属福岡小学校 総括主任  
専門: 社会科教育



### 大坪 靖直 OHTSUBO Yasunao

教育科学専攻 学校心理コース・教授  
教育総合研究所副所長  
専門: (教育)教育社会心理学、(研究)社会心理学



### 小泉 令三 KOIZUMI Reizo

教職実践講座 生徒指導・教育相談リーダーコース主任・教授  
専門: 学校心理学、生徒指導



### 金子 辰美 KANEKO Tatsumi

教職実践講座 特任教授  
専門: 生徒指導、コーチング



### 二串 英一 NIKUSHI Eiichi

附属福岡小学校 研究部長  
専門: 算数科教育



#### 問合せ先

#### 福岡教育大学連携推進課

〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1番1号

TEL:0940-35-1004 FAX:0940-35-1700

Mail:rensuich@fukuoka-edu.ac.jp

Webページ:<https://bp.fukuoka-edu.ac.jp/>

## 平成 28 年度取組状況一覧

BP プロジェクトでは、それぞれの大学の研究の特色を生かしつつ、次のような名称での取組として集約され、次表に掲げる各事業を中心に行う。

また、事業を円滑に行うため、実施組織として学長会議、代表者会議及び（担当者）協議会を設け、状況に応じて協力機関・団体の同席を得て連携大学間で協議を行うとともに、4 構成大学関係者を中心に、いじめ問題に関わる教育・研究従事者を集めた勉強会を開催する。

- 宮城教育大学：「宮教版いじめ防止等支援プロジェクト」
- 上越教育大学：「いじめ等予防対策支援プロジェクト」
- 鳴門教育大学：「いじめ防止支援プロジェクト」
- 福岡教育大学：「いじめ根絶アクションプログラム」

事業分類	事業・取組	主幹大学
(1)教育・研究事業	①学校でのいじめの予防教育の開発と普及	鳴門教育大学 福岡教育大学
	②教育委員会等が行ういじめ問題に関する教員研修プログラムの開発	上越教育大学
	③特別支援教育といじめに関する研究	宮城教育大学
	④スクールカウンセラーの活用と育成	鳴門教育大学
	⑤いじめに関する事例等の分析	鳴門教育大学
	⑥いじめ問題・生徒指導に強い教員を養成・育成するカリキュラムの開発（大学・大学院の授業改善）	上越教育大学
(2)支援事業	○教育委員会・学校への各種支援 （対策，研修，教育内容，個別ケース等）	各大学で実施
(3)研修事業 ※全体事業	○教育委員会研修担当者・教員等を対象にした研修会の実施 ※各大学が主催し全国4か所（宮城，新潟，徳島，福岡）で開催	各大学で実施
(4)情報提供事業 ※全体事業	①いじめ防止関連情報を Web で全国に発信 ※各大学が関係ページを作成しリンクさせて集約	鳴門教育大学
	②シンポジウムの開催（東京） ※教育関係者，一般向け	鳴門教育大学

## 【平成28年度取組状況】（全体事業のみ）

### ◆ 研修事業

#### ① BP（いじめ防止支援）プロジェクト第1回徳島大会

主 催：鳴門教育大学

平成28年8月20日(土)、鳴門生徒指導学会との共催で、徳島県徳島市のザ・グランドパレス徳島において開催。徳島県内の現職教員、大学院生、県内外の教育関係者130名が参加。入場無料。

開会挨拶：鳴門教育大学長 山下 一 夫

司会進行：鳴門教育大学教授 小坂 浩 嗣

シンポジウム「いじめ研究の最先端～ピーター・K・スミス『学校といじめ』を読んで～」

シンポジスト 鳴門教育大学教授・生徒指導支援センター所長 葛西 真記子

甲子園大学准教授 金 綱 知 征

鳴門教育大学講師 池 田 誠 喜

総 括 鳴門教育大学特任教授(日本生徒指導学会会長) 森 田 洋 司

閉会挨拶：鳴門教育大学理事・副学長 佐古 秀 一

#### ②いじめ等予防対策支援プロジェクトフォーラム2016

『いじめ予防への挑戦－実践交流の拡大をめざして－』

主 催：上越教育大学

平成28年10月2日(日)、上越教育大学において開催。新潟県内外の現職教員、学生等268名が参加。入場無料。

開会挨拶：上越教育大学長 佐藤 芳 徳

事業説明：上越教育大学副学長 林 泰 成

司会進行：上越教育大学教授 安藤 知 子

基調講演：「いじめの問題からみた子ども論－子どもの思考と行動を中心に－」

上越教育大学教授 早川 裕 隆

分科会

第1分科会：「ネットいじめへの対応」

上越市教育委員会指導主事 田 邊 道 行

上越教育大学教授 石 野 正 彦

(司会)上越教育大学准教授 清 水 雅 之

第2分科会：「特別支援教育の観点によるいじめや

不適切な関わりに見られる課題と支援の実際」

上越市立八千浦小学校教諭 岡 田 一 幸

上越教育大学准教授 村 中 智 彦

(司会)上越教育大学准教授 山 田 智 之

第3分科会：「差別心に立ち向かう人権教育，同和教育」

上越市立東本町小学校校長 磯 貝 芳 彦

上越教育大学副学長 林 泰 成

(司会)上越教育大学教授 稲 垣 応 顕

③BP（いじめ防止支援）プロジェクト第2回徳島大会

主 催：鳴門教育大学

平成28年11月19日(土)、徳島県立総合教育センターにおいて開催。徳島県内外の現職教員、学生等59名が参加。入場無料。

開会挨拶：鳴門教育大学長 山 下 一 夫

司会進行：鳴門教育大学教授 小 坂 浩 嗣

講 演：「BP（いじめ防止支援）プロジェクトの1年半の歩みと今後の方向性  
～構成4大学の特色ある取組の成果を踏まえて～」

鳴門教育大学教授（いじめ防止支援機構長）阿 形 恒 秀

閉会挨拶：鳴門教育大学理事・副学長 岩 切 健一郎

④いじめ防止研修会

主 催：宮城教育大学

平成28年12月2日(金)、東北地区の教員養成を担う国立大学の連携組織「東北教職高度化プラットフォーム」事業の一つとして、岩手大学との共催でアイーナ（いわて県民情報交流センター）において開催。東北地区の教育委員会、学校関係者等182名が参加。入場無料。

開会挨拶：宮城教育大学長 見 上 一 幸

趣旨説明：鳴門教育大学理事・副学長 佐 古 秀 一

基調講演：「いじめの問題に関する取組と現状」

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 坪 田 知 広

講 演：「事例に基づくいじめの様態と学校対応の分析」

上越教育大学准教授 高 橋 知 己

いじめの取り組みについての実践事例報告：八幡平市立大更小学校教諭 小 村 正 人  
遠野市立遠野西中学校教諭 黒 瀧 大 介

閉会挨拶：岩手大学教育学部長 遠 藤 孝 夫

⑤平成28年度福岡教育大学いじめ防止研修会

主 催：福岡教育大学

平成29年3月4日(土)、福岡教育大学において開催。福岡県内外の教育委員会、学校関係者等100名が参加。入場無料。

開会挨拶：福岡教育大学長 櫻 井 孝 俊

趣旨説明：福岡教育大学理事・副学長 樋 崎 洋二郎

事業報告（全体）：福岡教育大学教授 大 坪 靖 直

事業報告（研究開発）：「いじめ」防止につながる授業づくり

福岡教育大学附属福岡小学校教諭 平 井 源 樹

福岡教育大学附属福岡小学校教諭 二 串 英 一

福岡教育大学附属福岡小学校教諭 藤 岡 太 郎

講 評：福岡県教育庁教育振興部義務教育課主幹指導主事 金 子 尚 文

閉会挨拶：鳴門教育大学長 山 下 一 夫

◆情報提供事業

①専用 web ページの構築

メインサーバー：鳴門教育大学

平成 28 年 4 月以降，連携各大学で関連ページを作成し，随時，専用ページにリンク

②BP プロジェクトいじめ防止支援シンポジウム

主 催：宮城教育大学，上越教育大学，鳴門教育大学，福岡教育大学

平成 29 年 2 月 12 日(日)，ステーションコンファレンス東京において開催。国内の教育関係者等 150 名が参加。入場無料。

開会挨拶：鳴門教育大学長 山 下 一 夫（取りまとめ大学）

挨拶：宮城教育大学長 見 上 一 幸，上越教育大学長 佐 藤 芳 徳，  
福岡教育大学長 櫻 井 孝 俊

来賓挨拶：国立教育政策研究所所長 杉 野 剛

司会進行：鳴門教育大学教授（いじめ防止支援機構長）阿 形 恒 秀

事業紹介：「宮教大 BP プロジェクトの特徴と研究成果について」

宮城教育大学准教授 久 保 順 也

「上越教育大学いじめ等予防対策支援プロジェクト」

上越教育大学教授 稲 垣 応 顕

「いじめ防止に係る学校支援事業」

鳴門教育大学教授 阿 形 恒 秀

「いじめ根絶アクションプログラム」

福岡教育大学教授 大 坪 靖 直

基調講演：「今，私たちに改めて求められていること

～いじめ防止対策推進法施行後 3 年を振り返って～」

鳴門教育大学特任教授（日本生徒指導学会会長）森 田 洋 司

取組紹介：公益社団法人日本 PTA 全国協議会副会長 東 川 勝 哉

東京都教育庁指導部主任指導主事 小 寺 康 裕

閉会挨拶：上越教育大学長 佐 藤 芳 徳

③BP リーフレット No.2（A3 版二つ折 カラー刷）

平成 28 年度の活動成果のエッセンスをまとめたもの。

④BP プロジェクト事業成果報告書（A4 版 白黒 2 色刷）

平成 28 年度の取組成果を社会に公表・周知

◆会議開催

- ①第1回学長・代表者会議及び第1回協議会（合同開催／ウェブ会議）  
平成28年6月20日(月) 各大学所定会場
- ②第2回協議会  
平成28年8月20日(土) ザ・グランドパレス徳島（徳島県徳島市）
- ③第3回協議会  
平成28年10月2日(日) 上越教育大学
- ④第4回協議会（メール会議）  
平成28年10月28日(金) ※決議：平成28年11月11日(金)
- ⑤第2回学長・代表者会議及び第5回協議会（合同開催）  
平成29年2月11日(土) TKP 東京駅前カンファレンスセンター（東京都）

◆その他

連携大学間による意見交換の実施

- ①第1回勉強会：平成28年12月2日(金) アイーナ（盛岡市）  
※「東北教職高度化プラットフォーム」構成大学を加えて実施
- ②第2回勉強会：平成29年2月11日(土) TKP 東京駅前カンファレンスセンター（東京都）

# 平成 28 年度BPプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト）実施要項

平成 28 年 7 月 22 日

## 1. 趣 旨

我が国のいじめ問題の根本的な克服に寄与するため、平成 27 年度に 4 教育大学の協働参加でスタートした「いじめ防止支援プロジェクト（BP プロジェクト（※）」は、各機関や地域の教育委員会の協力を得て、教育委員会担当者及び学校教員等を対象に講演や研修会、シンポジウムなどを行った。

平成 28 年度は、教育委員会との連携を更に強化して研修機会の拡充に務め、インターネットや LGBT などの現代事情に即したいじめ防止対策を積極的に取り入れる。また、本プロジェクトの取組を全国へ発信していくため、継続して東京でのシンポジウム開催や取組成果をまとめた資料等の作成、Web サイトの充実などを手掛ける。

なお、本プロジェクトは事業終了年度までに順次、成果や具体的な研修コンテンツ等を全国に発信・普及するほか、いじめ防止に係る全国的なネットワークの確立を視野に、全国的ないじめ防止への推進力となるべく邁進する。

※ BP（Bullying Prevention：いじめ防止）

## 2. 構成大学

宮城教育大学

上越教育大学

鳴門教育大学（世話機関 事務局：いじめ防止支援機構（BP - CORE））

福岡教育大学

## 3. 協力団体

国立教育政策研究所

日本生徒指導学会

公益社団法人日本 PTA 全国協議会

各地の教育委員会等

## 4. 事 業

プロジェクトは、個々の大学の特色を生かし、次のような事業を連携・協力して行う。

### (1) 支援事業

- ① 教育委員会のいじめ防止対策支援（法に基づいた教育委員会会議への参画等）
- ② 教育委員会の研修支援（講師の派遣、研修内容のアドバイス等）
- ③ 学校へのいじめ予防に関する教育支援（予防に効果的な授業等の紹介）
- ④ 重大事態など個別ケース相談支援
- ⑤ 子供の自己信頼心や社会性向上教育支援（いじめの背景にある現代的な子供の特性に対応した効果的な教育の紹介）

## (2) 教育・研究事業

- ① いじめ問題に強い教員養成システム開発（大学・大学院の授業改善）
- ② いじめ関係研修プログラム開発（教育委員会等が行う効果的な教員研修プログラムのコンテンツを収集し、提供する。）
- ③ いじめ予防・対処・研修関連情報を Web で全国に発信（学校が行う効果的な予防的教育の事例，事件が発生した際の教育や対処の事例等を収集し，Web 等で広く提供する。）
- ④ シンポジウムの開催（教育研究の成果は，下記(3)の研修内容も含め，シンポジウムを年1回開催し共有する。）
- ⑤ 本プロジェクトを実施する4構成大学関係者を中心に，いじめ問題に関わる教育・研究従事者を集めた勉強会を年1回以上開催する。

## (3) 研修事業

- ① 教育委員会研修担当者・教員等への研修（いじめ問題関係の教育委員会研修担当者や学校教員等を対象とした研修会）を全国4か所（宮城，新潟，徳島，福岡）を起点として開催予定。

## 5. 実施組織

本プロジェクトの実施に当たっては，次の会議を開催する。会議には協力団体に同席を依頼することがある。また，必要に応じて，インターネット回線を利用した web 会議を開催する。

### (1) 学長会議

- ・本事業の実施要項等，重要事項について決定，合意等を行う。

### (2) 代表者会議

- ・本事業の実施計画の立案を行う。
- ・本事業の費用配分について協議を行い決定する。

各大学の担当理事，局長，部課長及びセンター長等  
議長：鳴門教育大学いじめ防止支援機構長

### (3) 協議会

- ・本事業の個別事業について企画・立案及び実施を行う。
- ・必要に応じて専門部会を置くことができる。

各大学の企画担当代表教職員2～3名  
議長：開催大学

### (4) 勉強会

- ・4構成大学の研究者による情報交換・ディスカッションを行う。

各大学の研究者・担当者等  
議長：開催大学

## 6. スケジュール

平成28年6月 第1回学長会議・代表者会議・協議会（web会議）

- ～12月 各大学で教育委員会研修担当者・教員等を対象とした研修会等を実施  
適宜，必要に応じて学長会議，代表者会議，協議会及び勉強会を開催
- 平成29年2月 シンポジウム（東京） ※以下の事業及び会議をセット開催  
勉強会  
第2回学長会議・代表者会議（協議会をセット開催）
- 3月 印刷物「事業まとめ（仮称）」作成

## 7. 予 算

- ・平成28年度文部科学省機能強化経費（鳴門教育大学からの配分経費）
- ・各大学において本プロジェクト用として設けた年度予算

## 8. 事 務

本事業の主たる事務は，鳴門教育大学いじめ防止支援機構（BP－CORE）が行う。  
なお，各地区で行われる研修会等の事務については，各大学が行う。

### 参 考

#### ○いじめ防止対策推進法（抄）

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第18条 国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう，教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校の教職員に対し，いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。



## いじめ防止支援プロジェクト（B Pプロジェクト）事業成果報告書

---

2017年3月 印刷

2017年3月 発行

編集・発行／B Pプロジェクト事務局

（国立大学法人 鳴門教育大学経営企画本部企画課内）

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地

---



